

令和7年度 第2回住田町環境審議会

日 時：令和8年2月4日（水）
15時～
会 場：住田町役場 庁議室

次 第

1. 開 会

2. 町長あいさつ

3. 会長あいさつ

4. 議 事

(1) 令和6年度版環境報告書について

- ・令和6年度版環境報告書【資料1】
- ・令和6年度版環境報告書（概要版）【資料2】
- ・個別目標進捗率60%以下事業の今後の方向性【参考】
- ・施設別CO2排出量【参考】

(2) 住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案について

- ・住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の修正内容について【資料3】
- ・住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案【資料4】
- ・住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案（概要版）【資料5】

(3) パブリックコメントの実施について

- ・パブリックコメント実施要領（案）【資料6】

5. そ の 他

6. 閉 会

令和6年度版

環境報告書

— 豊かな環境と共生する 持続可能なまち住田 —

住 田 町

■はじめに

この環境報告書は、環境基本計画に基づく環境保全施策の実施状況等を継続的に点検・評価するための年次報告書であり、住田町環境基本条例（平成 14 年 3 月 25 日条例第 3 号）第 10 条により、令和 6（2024）年度末における町の環境の状況及び環境の保全等に関する施策の実施状況を取りまとめて公表するものです。

■第 5 次住田町環境基本計画の概要

計画期間は、令和 4（2022）年度から令和 8（2026）年度までです。本町の目指す環境像を定め、5 つの基本方針と方針に基づく基本施策の実施を図ります。

《目指すべき将来像》

豊かな環境と共生する 持続可能なまち住田

《基本目標》

- I 自然環境を守る取り組み ～森と水・大地が輝くまちづくり～
- II 生活環境を守る取り組み ～穏やかな暮らしが輝くまちづくり～
- III 資源循環を創る取り組み ～循環で資源が輝くまちづくり～
- IV 地球環境を守る取り組み ～青く輝く地球にやさしいまちづくり～
- V 特色ある取り組み ～住田らしさが輝くまちづくり～

目 次

第1章 環境の現状と課題	
1 自然環境の保全	1
(1) 土地の利用	
(2) 森林の保全状況	
(3) 農地の保全状況	
(4) 水辺と水資源保全状況	
2 生物多様性の保全	3
(1) 野生動植物の保護	
3 生活環境の保全	4
(1) 環境リスクの管理	
①大気汚染 ②土壌汚染 ③騒音・振動 ④悪臭	
(2) 汚水の適正処理	
(3) 放射性物質の対策	
4 景観の保全	6
(1) 景観の保全	
(2) 歴史的・文化的環境の保全	
(3) 居住空間の創出	
(4) 空き家対策の推進	
5 循環型社会の形成	9
(1) ごみの減量化と3R運動の推進	
(2) 廃棄物の適正処理	
6 地球環境の保全	10
(1) 省エネルギーの推進	
7 資源の有効活用	11
(1) 再生可能エネルギーの推進	
8 環境と産業の共生	12
(1) 環境にやさしい農業の推進	
(2) 環境にやさしい林業の推進	
(3) 環境にやさしい開発行為	
9 環境学習の推進	13
(1) 系統的・継続的な森林環境学習等の推進	
(2) 多様な環境学習の推進	
10 住民参加の推進	13
(1) コミュニティによる環境保全活動の推進	
(2) こざっぱり条例の具現化	

第2章 主な実施事業の推進方向と実施状況

1 自然環境の保全	15
○森林の保全	
○農地の保全	
○水辺と水資源の保全	
2 生物多様性の保全	18
○野生動植物の保護	
3 生活環境の保全	20
○環境リスクの管理	
○汚水の適正処理	
○放射性物質の対策	
4 景観の保全	23
○景観の保全	
○歴史的・文化的環境の保全	
○居住空間の創出	
○空き家対策の推進	
5 循環型社会の形成	26
○ごみの減量化と3R運動の推進	
○廃棄物の適正処理	
6 地球環境の保全	27
○省エネルギーの推進	
○環境にやさしい製品の利用推進	
7 資源の有効活用	28
○再生可能エネルギーの推進	
8 環境と産業の共生	29
○環境にやさしい農業の推進	
○環境にやさしい林業の推進	
○環境にやさしい開発行為	
9 環境学習の推進	31
○系統的・継続的な森林環境学習の推進	
○多様な環境学習の推進	
10 住民参加の推進	32
○コミュニティによる環境保全活動の推進	
○こざっぱり条例の具現化	

第1章 環境の現状と課題

1 自然環境の保全

本町は、広大な森林を有し、気仙川及びその支流に沿ったわずかな平坦地に、集落、農用地などが集中する典型的な中山間地域です。

このような環境を背景とし、全国の釣り人から注目される清流「気仙川」、宮沢賢治がこよなく愛した「種山ヶ原」、貴重な樹木と高山植物の宝庫「五葉山」をはじめ、四季折々の美しい景観を映し出す森林など、貴重な資源に恵まれており、これらを守り育て、後世に伝えていくことが重要な課題とされています。

(1) 土地の利用 (住民税務課)

地目別では、83.7%が山林・原野、次いで田・畑・牧場の農用地が4.9%となり、宅地は、わずか0.9%しかありません。

地目別面積

地目別	面積 (ha)	割合 (%)
総数	33,484	100.0
山林	26,578	79.3
原野	1,460	4.4
畑	668	2.0
田	488	1.5
牧場	464	1.4
宅地	290	0.9
雑種地	109	0.3
その他(川・道路等)	3,427	10.2

資料：令和6年度土地に関する概要調書報告書（住民税務課）

(2) 森林の保全状況 (林政課)

本町の森林面積は、29,923ヘクタールと区域面積の約90%を占め、うち、町・私有林などの民有林の割合はおおよそ76.7%となっています。

民有林における人工林率は50.8%と県平均を大きく上回っており、その樹種の、大半はスギとなっています。

近年の木材価格の低迷等、森林・林業を取り巻く状況は厳しく、森林所有者の経営意欲の低下による間伐の遅れなど森林の管理が手薄になってきており、森林の荒廃が懸念されています。また、放置された森林や土場の残材放置で、下流域での大雨による災害の危険性もあります。

一方、自然環境に配慮した持続可能な森林経営を目指し、平成16年3月から、気仙地方森林組合をグループ事務局としてFSC森林管理認証の加入拡大を順次進めており、平成19年1月の9,775ヘクタールから、約18年間で4,401ヘクタールが新たに加わり、令和6年度末における

町全体における認証森林は 14,176 ヘクタールとなっています。

この認証取得の動きを起因として、森林の保全のため、環境に配慮した持続可能性の高い森林経営システムを構築し、認証森林の拡大を図っていかねばなりません。

また、町有林においては、オフセットクレジット（J-VER）制度等を活用して、平成 25 年度から二酸化炭素の森林吸収量売買などで資金を得る取組みも、森林の保全に有効な手段と据え実施しています。その実績は、令和 6 年度末まで 24,918t-CO₂の販売となっています。

森林は、物質的な生産のみならず、水、二酸化炭素の吸収や水源かん養、国土の保全など多面的機能を有していることから、引き続き計画的な森林の保全や整備を進めていかねばなりません。

森林面積 (単位：面積=ha、森林率・人工林率=%、()内は構成比率)

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森林率 ⑤=④/①×100	民有林 人工林面積 ⑥	民有林 人工林率 ⑦=⑥/③×100
		国有林 ②	民有林 ③	計 ④=②+③			
住田町	33,484	6,962 (23.3%)	22,961 (76.7%)	29,923 (100.0%)	89.4	11,666	50.8
岩手県	1,527,501	389,902 (33.3%)	781,000 (66.7%)	1,170,902 (100.0%)	76.7	323,400	41.4

資料：令和 5 年度年度版岩手県林業の指標

民有林の状況 (単位：ha、()内は構成比率)

総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	竹 林	無立木地
22,961 (100%)	11,948 (52.0%)	10,335 (45.0%)	10 (0.1%)	668 (2.9%)

資料：令和 5 年度年度版岩手県林業の指標

(3) 農地の保全状況 (農政商工課、農業委員会)

日本の基幹的農業従事者の高齢化が進行するなか、本町においても、少子高齢化が進み、中山間地域における厳しい農業経営環境の結果、総農家数が 4 1 0 戸（令和 2 年農林業センサスからの推計）となり、主業型農家が減少しています。

このような結果を受けて、耕作条件の良くない場所はもとより、比較的条件のよい場所であっても耕作の放棄が進み、農地の荒廃が懸念されます。

また、本町では、ホンシュウジカやニホンカモシカ、ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ハクビシンなどによる農産物への食害が深刻化しており、特にも近年は、ニホンザルとイノシシによる食害が急増しています。

令和 2 年度の農林業センサスより、耕作放棄地の調査項目がなくなり、耕作放棄地の比較はできませんが、令和 2 年度の農林業センサスにおける本町の経営耕地面積は 254 ヘクタールで、5 年前と比べ 49 ヘクタール、16.2%減少しており、経営耕地面積は確実に減少傾向にあります。

平成 12 年度から実施されている中山間地域等直接支払制度においては、耕作放棄の防止に努めており、令和 6 年度で、7 集落 1 個人(約 79.5 ヘクタール)が協定を締結しています。

また、一部の集落では、耕作放棄地に飼料用作物やそばを作付けするなどしており、耕作放棄地

解消の手法として、その効果が期待されています。

農地は、食物の生産基盤であると同時に、国土の保全や水源かん養、自然生態系の維持など多面的な機能を有していることから、今後もその保全に向けた取り組みを進めていかなければなりません。

耕作放棄面積

(単位：面積=ha、耕作放棄地率=%)

	平成 22 年			平成 27 年			令和 2 年		
	経営耕地 面積 ①	耕作放棄 面積 ②	耕作 放棄地率 ②/①+②	経営耕地 面積 ①	耕作放棄 面積 ①	耕作 放棄地率 ②/①+②	経営耕地 面積 ①	耕作放棄 面積 ②	耕作 放棄地率 ②/①+②
住田町	420	71	14.5	335	67	16.7	254	-	-
岩手県	126,686	5,828	4.4	121,863	6,959	5.4	106,267	-	-

資料：農林業センサス

(4) 水辺と水資源保全状況 (住民税務課、建設課)

水は、日常生活や産業活動を支える最も重要な資源のひとつです。本町は、豊かな水とそれを生み出す豊かな森林に恵まれ、その自然環境が、水辺の多様な動植物の生態系を保つ源となっています。

気仙川の水質は、環境基準による河川類型指定*の上位から二つ目の「A類型」に属するなど、比較的良好な状態にあります。河川の水質を悪化させる要因としては、家庭や事業所からの排水、廃棄物の不法投棄、農薬の影響など、さまざまな要因が考えられます。

引き続き、良好な水質を維持するため、世田米地区の公共下水道への接続促進、合併処理浄化槽設置への補助などの水質浄化対策、事業所などからの排水に対する監視体制の強化に努めていかなければなりません。

また、生活用水は、町の簡易水道と地域の水道組合等により供給されていますが、施設の整備による水量の確保と安全で安心な水の供給が求められています。

加えて、多様な動植物の河川生態系を守るため、水辺の環境保全にも取り組んでいく必要があります。

2 生物多様性の保全

(1) 野生動植物の保護 (農政商工課、林政課、教育委員会)

野生動植物は、自然環境を構成する重要な要素であり、その多様性が自然の豊かさを象徴するものです。

本町の植物は、多様な広葉樹や高山植物などが数多く生育し、また、町北部にはミズバショウの群生地も見られます。動物は、特別天然記念物に指定されているニホンカモシカ、五葉山周辺を

生息の北限とするホンシュウジカをはじめ、大型猛禽類やモリアオガエルなど、さまざまな種類の野生動物が生息しています。

本町の花である「アツモリソウ」は、特定国内希少野生動植物種に指定されており、現在、その保護に向けた取り組みが行われています。

一方、近年では、ニホンカモシカ、ホンシュウジカ、ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ハクビシンなどの野生動物による農林産物の食害が深刻化しています。

引き続き、豊かな野生動植物の生態系を守るため、農林産物の食害対策を講じ適正な個体数の維持、管理を進めながら、自然環境の保全に取り組む必要があります。

3 生活環境の保全

(1) 環境リスクの管理 (住民税務課)

本町では、これまで大きな公害問題は発生しておらず、令和6年度も、比較的良好な状態にあるといえますが、事業活動に伴う悪臭や排水等の苦情等も時にあることから、町と事業者との間において、地域の実情に合った対象項目などを含めた公害防止及び環境保全に関する協定等の締結を推進していく必要があります。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による野生きのこや山菜の一部は依然として出荷制限が継続されており、今後も対応策について検討していかねばなりません。

① 大気汚染 (住民税務課)

大気汚染の主な原因には、工場・事業所における事業活動によって発生されるばい煙や自動車の排ガスなどがあげられます。

また、人の健康や生命に重大な影響を与える恐れがある物質として、ダイオキシン類の発生が社会的な問題となっています。ダイオキシン類発生を抑制するため、法律や県条例により、基準を満たさない焼却炉の使用が禁止され、また、野外焼却に関する規制も強化されています。

本町の大気環境については、岩手県が世田米地区で大気の定期監視測定を実施しており、その測定の結果、シクロロメタンの排出量は、年平均値が環境基準値を下回っています。また、野外焼却は原則禁止となっていますが、家庭ごみの焼却行為が散見されます。

これらの問題について、関係機関と連携しながら対策を講じ、引き続き良好な大気環境を維持していく必要があります。

② 土壌汚染 (住民税務課)

土壌汚染は、ごみの焼却により発生するダイオキシン類や有害化学物質による大気、水質の汚れが長期間蓄積することにより発生します。

本町においては、これまで、有害化学物質の地下浸透による土壌、地下水の汚染は発生していないことから、今後も良好な状態を維持できるよう配慮していかねばなりません。

③ 騒音・振動 (住民税務課)

騒音や振動は、人間の感覚を刺激して、不快感、嫌悪感を与えるものであり、感覚公害と呼ばれていますが、本町においては令和6年度も比較的良好な状態が維持されています。

なお、本町においては、騒音規制法、振動規制法に基づく規制区域の指定はないものの、今後、より生活に密着したものととして、ペットの泣き声や自動車などを発生源とする苦情も想定されることから、規制にとらわれない防止策を進めていかなければなりません。

④ 悪臭（住民税務課）

悪臭は、騒音や振動と同様、感覚公害と呼ばれています。これまでに、畜産関係施設を発生源とする苦情がよせられており、悪臭の主な要因とされる家畜排せつ物については、法律に基づき、その管理基準が定められていることから、今後は、その監視体制の強化をしなければなりません。

また、本町は、悪臭防止法に基づく規制区域の指定はないものの、身近にある浄化槽やごみ集積所などを発生源とする苦情も想定されることから、規制にとらわれない防止策を進めていかなければなりません。

（２） 汚水の適正処理（住民税務課、建設課）

し尿は、気仙広域連合により処理されており、本町の令和6年度のし尿処理量は、収集量 1,873kl、自家処理 124kl、総処理量が 1,997kl となっています。

汚水処理対策として、平成15年度から世田米地区の公共下水道を開始し、令和6年度末までに普及人口 1,726 人に対し、1,522 人が接続しています。

また、浄化槽の設置主体への補助は、平成元年からこれまでに 424 基が対象となり、補助対象外を合わせると 460 基が設置され、1,183 人が処理対策を講じています。

しかしながら、下水道と浄化槽を合わせた汚水処理整備率は 62.8%（令和6年度末現在）と、県平均と比較して低調であることから、引き続き、住民が容易に事業導入できる体制づくりと、その啓発に努める必要があります。

合併浄化槽設置状況

（単位：基）

	平成元年～ 平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
	5 人槽		3	3	2	2	4	4	2
6～7 人槽		6	13	4	9	1	6	4	4
8～10 人槽		2	1	0	0	1	0	0	0
計	387※ ₁	11	17	6	11	6	10	6	6

※₁補助対象外の設置基数含む

資料：建設課

汚水処理施設の普及状況

（単位：人口＝人、普及率＝%、（ ）内は普及率）

区 分	住民基本台帳人口 (R7.3.31 現在)	汚水処理 普及人口	汚水処理 人口普及率	施 設 別 の 普 及 人 口				
				下水道	農業集落 排水施設	漁業集落 排水施設	浄化槽	コミュニテ ィプラント
住 田 町	4,635	2,909	62.8	1,726 (37.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,183※ ₂ (25.6%)	0 (0.0%)
岩 手 県	1,145,238	984,127	85.9	736,114 (64.3%)	74,565 (6.5%)	10,628 (0.9%)	161,567 (14.1%)	1,253 (0.1%)

※₂下水道区域外対象

資料：建設課（住田町：令和6年度末、岩手県：令和6年度末）

(3) 放射性物質の対策 (住民税務課、農政商工課、林政課、教育委員会)

平成 23 年 3 月の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、本町においても、事故により飛散した放射性物質の影響を受けました。

本町では、独自で放射線測定器を購入して小中学校や公民館などの測定を定期的を実施するとともに広報等で公表してきましたが、測定値が国の基準値を大きく下回る数値となったことから、安全性が確保されているとして平成 28 年度以降は実施していません。

食料品については、食料品の安全と安心を確保する観点から、平成 24 年 4 月より年間許容線量 1 ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げられたことによって、従前基準で放射性セシウムが検出されていた本町の露地栽培原木生しいたけに加え、野生きのこ、山菜の一部からも基準値を超える値が検出され、いまだに出荷制限が継続されています。今後も、状況の推移の把握に努めてまいります。

4 景観の保全

(1) 景観の保全 (総務課、企画財政課、建設課、教育委員会)

美しい景観は、町や地域の個性や魅力を形成するほか、私たちの生活にやすらぎと潤いを与えてくれます。

昭和 45 年から令和 3 年まで、道路沿いを中心として、全町的に花いっぱい運動が取り組まれており、近年は、各地区別計画による公園の環境整備や地域案内板の設置など、町民と町が一体となった景観づくりが行なわれています。

また、周囲の景観との調和に優れた建築として、町内外から評価される町営住宅については、今後も環境に配慮した木造住宅の建設を進めることにしていますし、これまで景観に配慮した木造建築として、平成 26 年には役場庁舎が、平成 30 年には大船渡地区消防組合大船渡消防署住田分署が建てられ、町内外の注目を集めています。

引き続き、これまでの景観保全の取り組みを進めながら、住田の魅力をより高めていくことが大切です。

(2) 歴史的・文化的環境の保全 (企画財政課、教育委員会)

長い歴史に育まれた歴史的・文化的な環境は、町や地域の個性や魅力を形成するほか、私たちの気持ちに誇りとやすらぎを与えてくれます。

本町は、宮沢賢治が愛した国指定の名勝「イーハトーブの風景地・種山ヶ原」や往時は国内 4 番目の銑鉄の生産量を誇った国指定史跡「栗木鉄山跡」、また、平成 28 年 6 月に竣工した住民交流拠点施設「まち家世田米駅 (旧菅野家住宅及び土蔵群)」をはじめ、旧宿場町の面影を残す町並みや神社・仏閣など歴史的・文化的な資産が数多くあります。

これらの優れた歴史的・伝統的な資産を継承して次世代に繋いでいくのが、今に生きる私たちの責務であることから、引続き歴史的・伝統的環境を保全して行く必要があります。

町内の指定文化財

国指定 史跡	栗木鉄山跡	明治13年から大正9年の閉山まで、40年にわたり操業しました。近代製鉄が本格化する前の貴重な遺構であることや、製鉄所構内の遺構がよく残されていることなどが評価され、令和3年10月に、国の史跡に指定されました。
国指定 名勝	イーハトーブの風景地「種山ヶ原」	宮沢賢治の作風の源泉となった風景地を保護するため、「イーハトーブの風景地」として、種山ヶ原（奥州市、住田町）をはじめ、鞍掛山（滝沢市）七つ森、狼森（雫石町）、釜淵の滝、五輪峠、イギリス海岸（花巻市）が一群で指定されています。
町指定 天然記念物	八幡神社の威徳杉	慶長7年に上有住城主が内神を祝す際に植えたとされ、樹齢は400年以上とされています。
国登録 有形文化財 (建造物)	旧菅野家及び土蔵群	古くから内陸と沿岸の要所として栄えた世田米駅の中において、明治後期の当地の町家の様相を残す点が評価され、平成29年5月に、主家と離れ及び4棟の土蔵が国の有形文化財として登録されました。
	旧上有住小学校校舎	昭和3年に建築された洋風意匠でまとめられた校舎で、現在は民俗資料館として活用されている。中心にポーチを配し左右に延びる対称性の強い構構成で、木造小学校校舎の好例である点が評価され、平成30年3月に国の登録文化財となりました。

町民が保全を望む史跡名勝、歴史的・文化的な資産

1. 四十八滝	12. 五葉山と火縄銃鉄砲隊	23. 新切御番所跡
2. 天照御祖神社	13. 八日町旧宿場町	24. 新切部落ドビヤ
3. 世田米城跡	14. 世田米蔵並	25. 九両が池と櫃割長者
4. 藩境と蛭子館金山跡	15. 滝観洞	26. 鏡岩
5. 日門城跡	16. 気仙川	27. 下有住供養前
6. 法霊権現社	17. 名勝 環川	28. 玉桂と長桂寺
7. 蔵王洞窟遺跡	18. 栗木鉄山跡	29. 種山ヶ原
8. 樋ノ口城と城玖寺	19. 向堂観音	30. 熊野山常光寺址
9. 八幡神社の威徳杉	20. 愛宕神社	31. 平田城（外根岸城）址
10. 湧清水洞窟遺跡	21. 石祐神社	32. 葉山薬師神社
11. 荒脛神社	22. 外館城と萬福寺	33. 浄福寺とイチョウ並木

公園などの設置状況

県立公園	隣接の大船渡市、釜石市にまたがる三陸沿岸随一の高峰、五葉山が昭和41年に県立自然公園に指定されています。
県自然環境保全地域	洞内滝では国内最大級、落差29mを誇る滝観洞と、その周辺50ヘクタールが、昭和48年に県の自然環境保全地域に指定されています。
町の公園	五葉山麓森林公園、鏡岩せせらぎ公園、上有住城跡森林公園、八日町農村公園、葉山めがね橋水園、外館城跡いこいの森、世小の森公園、種山ヶ原森林公園、運動公園ふれあい広場などが町内各所に設置されています。

(3) 居住空間の創出（建設課）

すぐれた居住空間は、私たちの生活を効率的にするだけでなく、気持ちのうえにもやすらぎを与えてくれます。

本町の町営住宅は、住み心地はもちろんのこと、周囲の景観との調和にも優れ、町内外から高い評価を受けています。また、応急仮設住宅においても、東日本大震災発災後早急に本町独自の木造一戸建てにより建設し、その住宅の住み心地と対応の速さで注目されました。

今後は、町で進めている環境にやさしい森林管理認証材を活用した一般住宅の普及拡大を図っていく必要があります。

また、日常生活にも密着していて身近な公共の場とも言える道路や河川は、快適な居住空間を構成する要素の一つとなっており、その快適性を維持するためには、地域と行政とが連携して取り組む必要があります。

(4) 空き家対策の推進（企画財政課・住民税務課）

転出、転居等により居住しなくなった住宅等が放置され、適切に管理が行われていない空き家等が町内にも散見されています。管理が不十分な空き家は、景観を損なっているだけでなく、防災、衛生等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空き家等の有効活用を図っていくことが必要です。移住対策と連携して、移住者への住宅として提供するなどの対策が重要となっています。

また、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあるなどの「特定空家等」及びそのまま放置すれば特定空家になるおそれがある「管理不全空家等」に対する対策についても、増加させない取り組みとともに、その対処について「住田町空家等対策計画」に基づき検討を進めていく必要があります。

5 循環型社会の形成

(1) ごみの減量化と3R運動の推進（住民税務課）

ごみの問題の解決は、何よりもごみの発生量を抑えることが重要であり、また、3R運動を進めるなど資源を有効に活用していくことが不可欠です。

本町の各家庭から排出されるごみは、大船渡地区環境衛生組合で収集・運搬、分別・破碎の中間処理と再商品化を経て、岩手沿岸南部広域環境組合の溶融炉で処理されています。

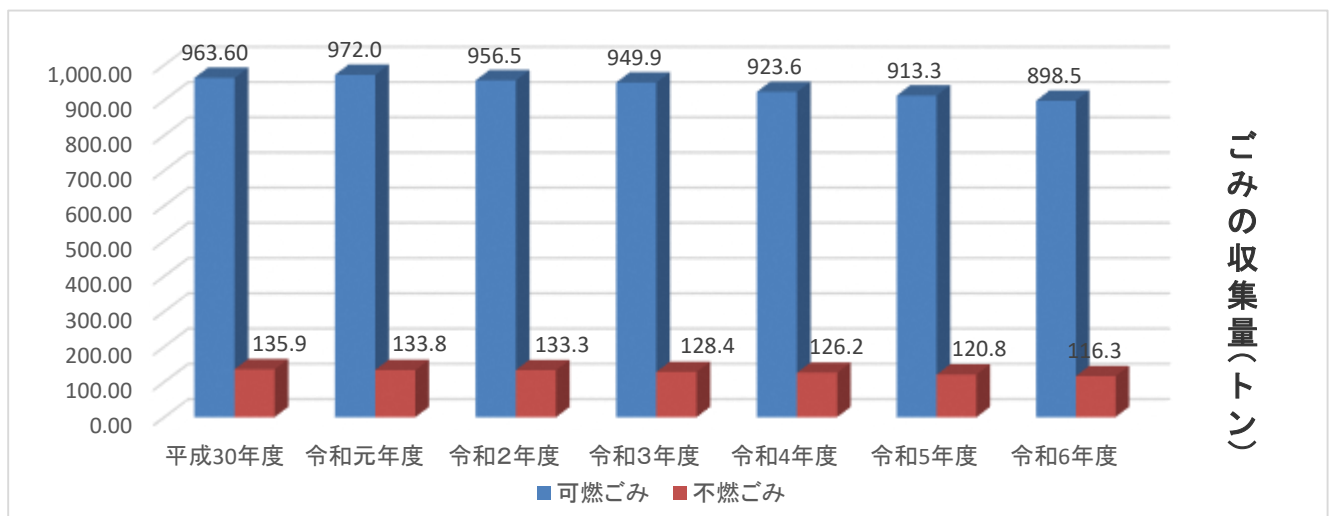
本町の可燃ごみの収集量は、ごみ減量化の取り組みの成果もあり、平成16年度の1,420.54トン（可燃ごみ・不燃ごみの合計）をピークに年々減少傾向となりました。

平成23年度以降は、東日本大震災に起因した人口の流入や購買の増加等により、収集量も増加していましたが、同30年度には、横ばいから減少に転じています。しかしながら、一人1日当たりのごみ発生量は逆に増加傾向にあります。

循環型社会の形成のためには、ごみの排出量を抑制する仕組みづくりに取り組むとともに、3R運動に取り組むなど、環境に負荷が少ない資源循環を進めていかなければなりません。

また、岩手沿岸南部広域環境組合の運営費は、構成市町のごみの排出量に応じて負担することとなっており、町財政の面からも、ごみの排出量を抑制する仕組みづくりや3R運動の推進に取り組む必要があります。

ごみの年度別収集実績



(単位：トン)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
可燃ごみ	963.6	972.0	956.5	949.9	923.6	913.3	898.5
不燃ごみ	135.9	133.8	133.3	128.4	126.2	120.8	116.3
計	1,099.5	1,105.8	1,089.8	1,078.3	1,049.8	1,034.1	1,014.8

資料：住民税務課（住田町：令和6年度末）

(2) 廃棄物の適正処理（住民税務課）

産業廃棄物は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度などに基づき、排出事業者や処理業者の責任による適正処理が義務付けられています。

また、廃棄物の不法投棄は、何よりも個人の意識の問題であり、その防止のためには、意識の啓発が欠かせません。

本町の不法投棄の現状は、町職員による監視活動、県や廃棄物処理業者との合同パトロール、啓発看板の設置などを実施してきましたが、道路への空き缶などのポイ捨てや、国・県道、町道などへの廃棄物の不法投棄は後を絶たない状況にあり、特に市町境や道路改良後の旧道部への不法投棄が目立ちます。

これまでのパトロールは、不法投棄された後の事後処理に終始せざるを得ませんでした。今後は監視の重点箇所（路線）を設定したパトロールや関係機関との連携と啓発活動への取り組みを強化するなど、引き続き対策を講じていかなければなりません。

6 地球環境の保全

(1) 省エネルギーの推進（住民税務課）

温室効果ガスによる地球温暖化問題やオゾン層の破壊など、私たちは地球規模の様々な環境問題に直面しており、私たち一人ひとりの社会経済活動や生活スタイルもその一因となっています。

地球温暖化防止に向けては、国において、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、国、自治体などの行政機関はもちろん、国民、事業者、といったすべての主体が、それぞれの役割に応じた取り組みをすることが求められています。

本町においても、役場内部での取り組みとして、「住田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、平成25年度を基準年度として、二酸化炭素排出量の40%削減を目指した取り組みを続けています。

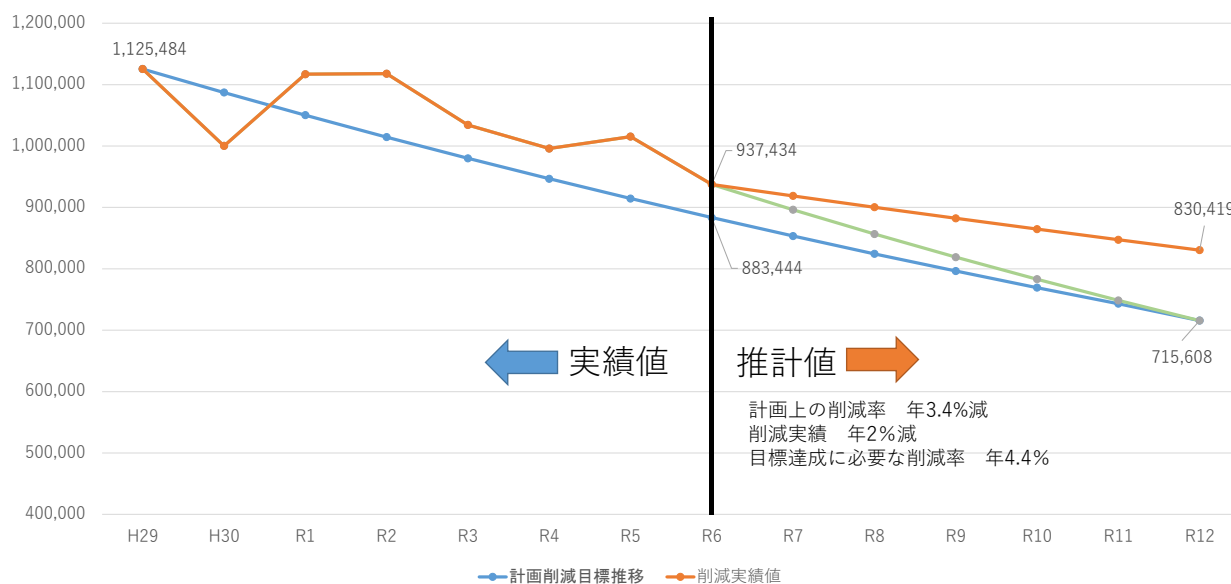
令和6年度の温室効果ガス排出量は、基準年である平成25年度から21.4%減少し、平成26年9月の新庁舎への移転以降、緩やかに減少傾向にあります。

しかしながら、目標達成には令和6年度までの削減実績年2%を上回る年4.4%の削減率が必要であるため、公共施設のLED化、省エネルギー機器の導入、休憩時間の照明消灯や日常業務中での使用電気削減、公用車入れ替え時の低燃費車の導入等を図り、二酸化炭素排出量の削減を図っていきます。

今後は、役場内部での地球温暖化防止の取り組みを町全体への取り組みへと結びつけるため、「住田町地球温暖化対策実行計画」（事務事業編）に基づき、地球温暖化環境負荷低減のための意識の啓発にさらに努めるとともに、限りある資源を有効に活用し、地球にやさしい脱炭素社会の実現に向けて、町全体で取り組んでいく必要があります。

町役場事業活動における二酸化炭素排出量（基準年度：平成25年度）

単位：kg-CO



	平成25年度 （基準年度）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和12年度 （目標年度）
二酸化炭素排出量	1,192,680 （基準値）	1,000,179	1,117,027	1,117,919	1,034,311	995,884	1,015,301	937,434	715,608 （目標値）
削減率※	—	-16.1%	-6.3%	-6.3%	-13.2%	-16.5%	-14.9%	-21.4%	-40.0%

※平成25年度比

7 資源の有効活用

（1） 再生可能エネルギーの推進（企画財政課、農政商工課、林政課）

今日の社会は、身近な環境問題から地球規模の問題まで、様々な環境問題を抱えています。とりわけ地球温暖化の問題は、人類の存続も危ぶまれる重要な問題です。

地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出を削減するためには、化石燃料の消費量を減少させる必要がありますが、化石燃料の代替としての役割であった原子力については、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、その安全性について様々な議論されています。

これらのことから、化石燃料や原子力に代わる再生可能エネルギー（太陽光、風力、木質バイオマス等）への転換が、地球温暖化や安全な暮らしの面からも、重要な課題となりました。

本町は、豊富に有する森林を活用した「森林エネルギーのまち」を基本理念に、これまで、役場庁舎をはじめとする公共施設へのペレットボイラーやペレットストーブの導入や民間への木質燃料燃焼機器の設置費補助、木材加工施設で発生するおが粉を燃料として活用するための木質ペレット製造施設設置、おが粉と端材を熱利用するための木屑焚きボイラー設置、特別養護老人ホームへのチップボイラーの導入支援など木質バイオマスエネルギーの活用を進めてきました。

太陽光発電については、平成25年度から平成27年度にかけて各地区公民館、世田米保育園、保健福祉センター、生涯スポーツセンター、社会体育館に整備する他、近年では民間事業者による太陽光発電施設の整備が急速に進んでいます。一方で、農地の減少や景観への影響、耐用年数を経

過したパネルの処理などに対し、住民からは不安の声が寄せられています。

風力発電については、民間事業者において、本町と遠野市にまたがる山の尾根上にある名古屋牧場跡地とその周辺などに出力 4,200 キロワットの風力発電設備が本町分 10 基を含む 27 基設置され、令和 5 年度から運転を開始しています。

引き続き、平成 29 年度に策定した住田町再生エネルギー活用推進計画と連携して、町の特徴や資源を生かした再生可能エネルギーの導入を推進していく必要があります。

8 環境と産業の共生

(1) 環境にやさしい農業の推進 (農政商工課)

気候変動の影響や生物多様性の低下、SDGs をはじめとする環境への意識の高まりを受けて、農業生産についても持続可能なものにしていくことが求められています。国では、「みどりの食料システム戦略」を策定し、化学合成農薬・化学肥料や化石燃料の使用抑制等を通じた環境負荷低減を図り、将来にわたり、食料の安定供給と農林水産業の持続的な発展を目指すこととしています。

本町では、畜産由来の堆肥を施用することにより、地力の維持増進と環境に配慮した農業に長年取り組んできました。令和 6 年度からは本町で製造された鶏ふん炭を主原料とした高機能バイオ炭(せうたん 宙炭)による実証試験を開始するなど、土壌改良効果の検証と持続可能な農業システムの実現を目指しています。

作物栽培において施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠です。しかし、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼします。このため、県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う必要があります。

また、循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う必要があります。

(2) 環境にやさしい林業の推進 (林政課)

本町では、森林の保全にも有効となるような森林資源が循環する「木材流通システム」の構築を図っています。

川下では、木材加工施設を整備し、生産から加工・流通までが一体となり、町産材の利用を促進するような仕組みづくりを行い、山地が荒廃しないような取り組みを進めています。

また、森林資源を活用した木質バイオマスエネルギーの普及のため、ペレット製造施設の設置を行い、公共施設へのペレットストーブの導入、民間への購入費補助などにも取り組んでいます。

一方川上では、自然環境に配慮した持続可能な森林経営として、森林管理認証の加入を順次拡大するよう進めています。

今後は、環境にやさしい林業をさらに拡大するため、木材加工施設では、町内材の効率的かつ安定的な供給を目指し、また、川上では、素材生産業者の一層の経営安定化のための対策が求められています。

(3) 環境にやさしい開発行為 (企画財政課)

一定規模以上の開発行為の計画を把握し、自然環境への影響等を確認しました。

9 環境学習の推進

(1) 系統的・継続的な森林環境学習の推進（林政課、教育委員会）

今日の環境問題は、社会経済の仕組みや一人ひとりのライフスタイルと深く関わっており、学校教育や社会教育、地域の保全活動を通して、環境に対する正しい知識と普及、意識づくりのために環境学習を推進していくことが必要です。

本町では、子どもから大人までの各年代層が、自然環境に親しむことができる機会を設け、森林環境学習や多様な環境学習を積極的に展開してきました。

地域創造学の中では、種山ヶ原をフィールドとして、園児を対象とした「森の保育園」、小中学生の「森林環境学習」、高校生の「森の保育園・ボランティア」などを開催しています。

また、一般向けの「森林環境学習」「種山ヶ原散策会」「森林環境学習指導者養成講座」など各種ソフト事業も展開しています。

さらに、森林環境学習指導者養成講座を受講した「森の案内人」が、本町の自然の魅力を全国に発信しようと、種山ヶ原などでイベントのガイド役を果たすなど、その活動も活発に展開されています。

このような本町の取り組みは、今後も継続して取り組み、町の魅力を高めていく必要があります。

(2) 多様な環境学習の推進

町民の環境保全全般の意識づくりの醸成のため、環境学習の場の提供と学習活動を支援するための取り組みを推進します。

10 住民参加の推進

(1) コミュニティによる環境保全活動の推進 （総務課、林政課、住民税務課、教育委員会）

本町では、昭和40年代から続く「町民総参加河川清掃」、ごみの減量化を目的とした「集団資源回収活動」などが、自治公民館を中心とする地域コミュニティ活動として行われてきました。

また、平成14年度からは、町内5つの地区別計画が策定され、自治公民館から広がりをもった地区公民館単位に、公園の環境整備や潜在する景観資源の調査発掘、緑化推進活動など、様々な環境保全活動が進められました。それにより、新たなコミュニティ活動の仕組みが整いつつあり、継続的な取り組みが求められています。

なお、平成29年度からは、これまでの活動をさらに発展させた「小さな拠点づくり事業」により、5地区公民館の単位での取り組みを推進しています。

【小さな拠点づくり事業】

地区公民館の単位での地域住民で構成される協働組織が中心となり、医療や交通などの地域の困りごとの解決や地域を元気にすることを目的に、地域ごとに未来像を描いた「地域ビジョン」を策定して、地域全体での活動を展開する拠点を設ける事業。

(2) こざっぱり条例の具現化

新たに制定したこざっぱり条例の基本理念に基づき、町民等自らが、良好な里山の景観づくりの主体として積極的にその役割を果たしていくことにより、里山の景観を未来に継承するとともに、こざっぱりとしたまちづくりが実現するよう条例の具現化に努めます。

【こざっぱり条例の基本理念】

里山の景観が前世代から引き継がれた貴重な財産であることを認識し、協働の姿勢で守り育て、将来の世代に引き継いでいくことを基本理念として制定している。

第2章 主な実施事業の推進方向と実施状況

1 自然環境の保全（基本目標Ⅰ 個別目標①—基本計画 P42～43）

○ 森林の保全

事業名	取り組みの内容		
町有林の整備	森林の多面的機能の保全と持続可能性の高い林業経営を目指すため適切な森林施業を行なう。 ① 計画的な人工林の造成を行う。 ② 造林地の生育状況に応じ保育作業の要否を判断し保育経費の削減に努める		
令和6年度の実績		目標（指標）	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・植栽実施面積：9.35ha ・下刈実施面積：15.15ha ・除間伐実施面積：25.52ha ・枝打実施面積：8.36ha ・忌避剤散布実施面積：5.16ha 		<ul style="list-style-type: none"> ・植栽実施面積：50ha／5ヶ年 ・下刈実施面積：200ha／5ヶ年 ・除間伐実施面積：140ha／5ヶ年 ・枝打実施面積：100ha／5ヶ年 ・忌避剤散布実施面積：200ha／5ヶ年 	林政課
過年度の実績		進捗率	
令和4年度		<ul style="list-style-type: none"> ・植栽実施面積：20.8ha（42%） ・下刈実施面積：65.9ha（33%） ・除間伐実施面積：102.3ha（73%） ・枝打実施面積：47.0ha（47%） ・忌避剤散布実施面積：21.0ha（11%） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・植栽実施面積：7.76ha ・下刈実施面積：19.92ha ・除間伐実施面積：29.03ha ・枝打実施面積：10.78ha ・忌避剤散布実施面積：11.68ha 			
令和5年度			
<ul style="list-style-type: none"> ・植栽実施面積：3.65ha ・下刈実施面積：30.86ha ・除間伐実施面積：47.73ha ・枝打実施面積：27.90ha ・忌避剤散布実施面積：4.13ha 			

事業名	取り組みの内容		
FSC森林管理認証制度の普及と認証材の利用促進	環境に配慮した持続可能な森林管理を行う。 ① 森林管理認証の基準に沿った。環境に配慮した持続可能な森林管理を推進する。 ② 森林管理認証材をPRするとともに、加工流通管理認証の取得を促進する。		
令和6年度の実績		目標（指標）	担当課
森林管理認証林面積 14,176haに拡大した。		・森林管理認証林面積を 14,200haに拡大（令和3年度末現在：14,107ha）する。	林政課
過年度の実績		進捗率	
令和4年度		令和5年度	
14,122 ha		14,156 ha	
		74%	

○ 農地の保全

事業名	取り組みの内容	
中山間地域等直接 支払制度の促進	集落協定の締結により、農業生産力を維持するとともに、農地が持つ多面的機能を保全する。 ① 締結された集落協定の内容に基づき、対象農用地などの適正管理を推進する。 ② 対象農用地などの有効活用がなされたかを検証する。	
令和6年度の実績	目標（指標）	担当課
集落協定締結面積： 79.5 ha	・集落協定締結面積の維持 協定締結面積 58.9 ha	農政商工課
過年度の実績		進捗率
令和4年度	令和5年度	60%
85 ha	85 ha	

事業名	取り組みの内容	
耕作放棄地の解消	農地は大切な食糧の生産基盤であると同時に、水害の防止や自然生態系の維持など、多面的機能も有していることを町民に理解してもらい、耕作放棄地の解消を図っていく。 ① 全町において、農地の利用状況調査を実施する。 ② 利用状況調査を基に、対象農家に対し指導・助言等を行い、遊休農地の解消を図る。 ③ 遊休農地解消のための実証圃場を開設し、啓発活動を図る。	
令和6年度の実績	目標（指標）	担当課
耕作放棄地の解消面積： 4 ha	・耕作放棄地の解消：1ha/年	農業委員会
過年度の実績		進捗率
令和4年度	令和5年度	100%
4 ha	4 ha	

○ 水辺と水資源の保全

事業名	取り組みの内容		
町民総参加河川清掃の実施	町民や各種団体の協力により、気仙川及び主要道路沿いの一斉清掃を実施する。 ① 町民に協力を求めながら、年2回、継続的に実施する。 ② 活動を通じて得た成果や水質調査の結果を公表し、河川保全意識の啓発を図る。		
令和6年度の実績		目標（指標）	担当課
4月21日、9月29日 年2回実施 回収量（2回合計） 燃えるゴミ 計 1,360 kg 燃えないゴミ 計 490 kg 合計 1,850 kg		・継続実施（年2回）	住民税務課
過年度の実績			進捗率
令和4年度		令和5年度	60%
4月17日実施 （9月は気仙川増水のため中止） 燃えるゴミ計1,160kg 燃えないゴミ計940kg 合計2,100kg		4月16日、9月24日年2回実施 燃えるゴミ計 1,330 kg 燃えないゴミ計 630 kg 合計 1,960 kg	

事業名	取り組みの内容		
河川、農地などの災害復旧	河川、農地などが災害を受けた際に、環境に配慮した工法で復旧工事を行う。 ① 被災箇所を調査し、その復旧方法を検討する。 ② 環境に配慮した工法を調査研究する。 ③ 環境に配慮した工法で復旧工事を行う。		
令和6年度の実績		目標（指標）	担当課
実績なし		・環境に配慮した工法の確立	建設課
過年度の実績			進捗率
令和4年度		令和5年度	—
実績なし		実績なし	

2 生物多様性の保全（基本目標Ⅰ 個別目標②—基本計画 P44～45）

○ 野生動植物の保護

事業名	取り組みの内容		
アツモリソウの保護	町の花で、特定国内希少野生動植物種に指定されるアツモリソウを保護する。 ① バイオ研究により、増殖技術を確立させる。 ② 栽培講習会などの実施により、町内の愛好家に増殖技術を普及する。 ③ 生育環境を調査研究し、自生地の復活を目指す。		
令和6年度の実績	目標（指標）	担当課	
栽培講習会受講者数：82人	・栽培講習会受講者数：100人／5ケ年	農政商工課	
過年度の実績			進捗率
令和4年度	令和5年度	140人 (100%)	
29人	29人		

事業名	取り組みの内容		
ミズバショウ自生地の環境整備	町内において希少な野生植物ミズバショウの自生環境を保全する。 ① 自生地の把握と自生状況を調査する。 ② ミズバショウの自生に適した状態を維持する。		
令和6年度の実績	目標（指標）	担当課	
ミズバショウの株数調査を実施	・ミズバショウの株数及び自生環境の現状維持	教育委員会	
過年度の実績			進捗率
令和4年度	令和5年度	60%	
ミズバショウの株数調査を実施	ミズバショウの株数調査を実施		

事業名	取り組みの内容		
モリアオガエル繁殖地の環境整備	北上山地では希少なモリアオガエルの繁殖地の環境を保全する。 ① 繁殖地の把握と卵塊数等を調査する。 ② モリアオガエルの繁殖に適した状態を維持する。		
令和6年度の実績	目標（指標）	担当課	
モリアオガエルの卵塊数の調査を実施	・モリアオガエルの卵塊数及び繁殖環境の現状維持	教育委員会	
過年度の実績			進捗率
令和4年度	令和5年度	60%	
モリアオガエルの卵塊数の調査を実施	モリアオガエルの卵塊数の調査を実施		

事業名	取り組みの内容		
希少鳥獣の保護	<p>国内希少野生動植物種に指定され、「絶滅危惧 IB 又は II 類」に分類されるイヌワシ、クマタカ、オオタカの生育環境を保護する。</p> <p>① 現在使用している営巣地周辺では、営巣配慮期間及び配慮区域を設定し、繁殖を妨げない森林施業を実施する。</p> <p>② 営巣地から種類に応じ概ね 500m 又は 200m 以内を特別区域とし、伐採及び作業道の開設を行わない。</p> <p>③ イヌワシの営巣地周辺 10km 以内では、採餌が行えるような森林施業についても考慮する。</p>		
令和6年度の実績		目標（指標）	担当課
生育環境に考慮した作業の実施		・生育環境の現状維持	林政課
過年度の実績			進捗率
令和4年度		令和5年度	
生育環境に考慮した作業の実施		生育環境に考慮した作業の実施	
			60%

3 生活環境の保全（基本目標Ⅱ 個別目標③—基本計画 P49～51）

○ 環境リスクの管理

事業名	取り組みの内容		
大気汚染防止活動の展開	野外焼却規制を周知していくとともに、その監視活動を行う。 ① 広報、チラシなどにより、規制内容などを周知する。 ② 監視活動により、違反事実があれば改善させる。 ③ 環境学習を通じて、大気の汚染防止の必要性について認識向上を図る。		
令和6年度の実績	目標（指標）	担当課	
苦情等への随時対応	・毎年1回以上、広報、チラシなどにより規制内容を周知する。	住民税務課	
過年度の実績			進捗率
令和4年度	令和5年度	60%	
苦情等への随時対応	苦情等への随時対応		

事業名	取り組みの内容		
公害防止協定の締結と監視活動	事業者と公害防止及び環境保全に関する協定の締結を協議し、また、それに基づいた監視活動を行う。 ① 事業者に対し、公害防止などの協定締結を求めていくとともに、締結済み協定の内容を見直していく。 ② 協定に沿った事業状況にあるか監視活動を行う。 ③ 違反事実があれば改善させ、再発の防止を促していく。		
令和6年度の実績	目標（指標）	担当課	
新規の協定締結なし 必要に応じた立ち入り調査の実施	・事業者が新たに公害を発生しうる事業活動を展開するときは、協定の締結を進めていく。 ・締結済みの協定の内容を確認し、必要に応じ、再締結する。 ・必要に応じ立ち入り調査を実施する。 ・毎年1回以上、広報、チラシなどにより規制内容を周知する。	住民税務課	
過年度の実績			進捗率
令和4年度	令和5年度	60%	
・新規の協定締結なし ・必要に応じた立ち入り調査の実施。 ・施設改修に伴う協議及び立ち入り実施	・新規の協定締結なし ・必要に応じた立ち入り調査の実施		

○ 汚水の適正処理

事業名	取り組みの内容	
公共下水道への接続促進	住居が集中している区域の生活雑排水を、特定環境保全公共下水道により処理する。 ① 対象住民へ事業内容を周知し、その加入を促進する。 ② 他の事業導入と併せ、町全体の汚水処理率を高める。 ③ 公共下水道施設を適正に管理し、処理の安定化を図る。	
令和6年度の実績	目標（指標）	担当課
下水道接続人口率： 88.2 %	下水道接続人口率：91.5% （令和3年度末現在：88.9%）	建設課
過年度の実績		進捗率
令和4年度	令和5年度	0%
88.8%	90.0%	

※ 下水道接続人口率＝下水道接続人口／下水道普及人口

事業名	取り組みの内容	
合併処理浄化槽の設置促進	合併処理浄化槽の設置経費を助成しながら、その設置を促進していく。 ① 設置効果や助成内容を周知する。 ② 設置希望主体を募り、設置内容などを協議・精査する。 ③ 他の事業導入と併せ、町全体の汚水処理率を高める。	
令和6年度の実績	目標（指標）	担当課
浄化槽普及人口率： 25.5 %	浄化槽普及人口率：29.1% （令和3年度末現在：24.5%）	建設課
過年度の実績		進捗率
令和4年度	令和5年度	22%
24.9%	26.6%	

※ 浄化槽普及人口率＝浄化槽普及人口／汚水処理計画人口

○ 放射性物質の対策

事業名	取り組みの内容		
放射性物質の安全対策	環境学習及び広報等を通じて、放射性物質に対する関心と理解を深める。		
令和6年度の実績	目標（指標）	担当課	
未実施	・放射性物質を正しく理解するための 広報や学習機会を提供する。	住民税務課	
過年度の実績			進捗率
令和4年度	令和5年度	0%	
未実施	未実施		

事業名	取り組みの内容		
牧草、採草地等処理対策	放射性物質の影響により、使用自粛の対象となった牧草、採草地の処分及び除染処理を国、県と連携しながら早期に完了するよう進める。 ① 汚染された牧草の処分が早期に完了するよう推進を図る。 ② 採草地の除染作業の迅速化を図るとともに、飼料の確保に努める。		
令和6年度の実績	目標（指標）	担当課	
牧草集中保管 97トン	・使用できない牧草の処分を迅速に行い、 採草地の除染作業を進め、飼料の確保に努める。	農政商工課	
過年度の実績			進捗率
令和4年度	令和5年度	-	
97トン	97トン		

事業名	取り組みの内容		
農林水産物の放射性物質影響測定	町内の農林水産物の安全性の確保、指導の強化を行う。 ① 出荷を制限されている農林水産物の放射性物質の測定 ② 基準値を超えた農林水産物の出荷自粛の指導		
令和6年度の実績	目標（指標）	担当課	
県の調査機関において出荷制限のある農林水産物の放射性物質を測定	基準値を超えた農林水産物の流通の制限	農政商工課	
過年度の実績			進捗率
令和4年度	令和5年度	60%	
県の調査機関において出荷制限のある農林水産物の放射性物質を測定	県の調査機関において出荷制限のある農林水産物の放射性物質を測定		

4 景観の保全（基本目標Ⅱ 個別目標④—基本計画 P56～58）

○ 景観の保全

事業名	取り組みの内容		
自然公園の環境整備	世小の森公園や八日町農村公園の継続的な環境整備を行い、良好に保全する。 ① 住民による草刈りや清掃作業の協力を得ながら、自然との一体感を享受する。 ② うるおいと安らぎを与える公園づくりの継続的な環境整備を行う。		
令和6年度の実績	目標（指標）	担当課	
・住民による世小の森公園の巡回清掃 ・住民による八日町農村公園の草刈り	公園などの環境整備や利用を促進していくなかで、身近な環境はそれぞれの努力により保全していく必要性を定着させる。	総務課	
過年度の実績			進捗率
令和4年度	令和5年度		60%
・住民による世小の森公園の巡回清掃 ・住民による八日町農村公園の草刈り	・住民による世小の森公園の巡回清掃 ・住民による八日町農村公園の草刈り		

事業名	取り組みの内容		
自然公園などの環境整備 （世田米地区）	川向河川公園の清掃活動などを行い、良好に保全する。 ① 公園所在地自治公民館などの協働による事業実施への理解を深める。 ② 草刈りや清掃作業を実施し、自然との一体感を享受する。 ③ 地域の憩いの場としての公園づくりと、その保全の必要性を定着させる。		
令和6年度の実績	目標（指標）	担当課	
実施回数： 2回 参加者数：35人	手づくりによる環境、景観整備の実現	教育委員会	
過年度の実績			進捗率
令和4年度	令和5年度		60%
実施回数：4回 参加者数：56人	実施回数：2回 参加者数：28人		

事業名	取り組みの内容		
景観の保全 （五葉地区）	地区内の河川清掃、草刈り、景勝地の整備保全を行う。 ① 協働による事業実施への理解を深める。 ② 修景や整備を必要とする箇所がないか点検する。 ③ 周辺の景観を整備保全する。		
令和6年度の実績	目標（指標）	担当課	
実施回数： 3回 参加者数：67人	・自然の恵みを誇り、大切に心豊かに過ごす。	教育委員会	
過年度の実績			進捗率
令和4年度	令和5年度		60%
実施回数：4回 参加者数：56人	実施回数：3回 参加者数：88人		

○ 歴史的・文化的環境の保全

事業名	取り組みの内容	
歴史的・文化的資産の発掘と保全	地区内の史跡名勝などを調査し、景観資源として保全する。 ① 地元学手法により、地域の資源を調査発掘する。 ② 修景や整備を必要とする箇所がないか点検する。 ③ 周辺地区の修景を整備保全する。	
令和6年度の実績	目標（指標）	担当課
実施回数：5回 参加者数：47名	・地域の良さを再認識し、「宝」を保全し、次世代へ伝え、地域資源の保全による観光振興を図る。 ・住田町中心地域活性化計画の基づき、旧宿場町の歴史を持つ世田米駅周辺地区の街並み保存と活用を図る。	教育委員会
過年度の実績		進捗率
令和4年度	令和5年度	60%
実施回数：9回 参加者数：107名	実施回数：6回 参加者数：66名	

○ 居住空間の創出

事業名	取り組みの内容	
町営住宅の整備	地元産材の木を用いた、環境にやさしい木造住宅を建設する。 ① 建設計画に基づき、環境に配慮した住宅建設を検討する。 ② 周囲の景観と調和した住宅を建設する。 ③ 親しみのもてる、まとまった住宅群の形成に努める。	
令和6年度の実績	目標（指標）	担当課
実績なし	町産材を活用した建設棟数 3戸/5ヵ年 (下有住団地)	建設課
過年度の実績		進捗率
令和4年度	令和5年度	100%
実績なし	町産材を活用した町営住宅を3戸建設 (下有住団地)	

事業名	取り組みの内容	
道路・河川的环境保全	住民協働により美しい自然環境と生活環境の保全に努める。 ① 道路・河川の維持保全管理の実施。 ② 道路・河川の点検パトロールの実施。 ③ 住民協働による道路・河川の美化活動の実施。	
令和6年度の実績	目標（指標）	担当課
随時道路・河川の維持管理を実施	自然環境と生活環境の維持保全にかかる気運の醸成と住民協働を推進する。	建設課
過年度の実績		進捗率
令和4年度	令和5年度	60%
随時道路・河川の維持管理を実施	随時道路・河川の維持管理を実施	

○空き家対策の推進

事業名	取り組みの内容	
空き家対策の推進	空き家の活用及び適切な管理の推進を図る。 ① 転出等で発生する空き家を新たな住宅として利活用できるよう、移住対策と連携して進める。 ② 倒壊等保安上危険となる恐れや衛生上有害となる恐れなどがあり、景観を損なう特定空家及び管理不全空家等を増加させないよう、住民に周知徹底を図る。	
令和6年度の実績	目標（指標）	担当課
空き家バンク相談件数：30件 空き家バンク物件登録 11件	<ul style="list-style-type: none"> 移住対策と連携し、空き家等の利活用を図る。 特定空家及び管理不全空家等の増加防止に努めるとともに、その実態調査を行的確な現状把握を行うとともに対処について推進する。 	企画財政課 住民税務課
過年度の実績		進捗率
令和4年度	令和5年度	60%
空家バンク相談件数：65件 空家バンク物件登録：13件 空家活用住宅改修工事：1棟	空き家バンク相談件数：26件 空き家バンク物件登録：13件 空き家活用住宅改修工事：1棟	

5 循環型社会の形成（基本目標Ⅲ 個別目標⑤—基本計画 P61）

○ ごみの減量化と3R運動の推進

事業名	取り組みの内容		
ごみ分別の徹底	資源ごみ（ダンボールや資源古紙）やプラスチックごみの分別を徹底し、生活系ごみの減量化を図る。 ① プラスチックごみ（一部）の分別について、大船渡地区環境衛生組合と連携し導入する。 ③ ごみの排出量を周知し、ごみ減量に対する理解を深めるとともに、3R運動について周知徹底に努める。		
令和6年度の実績		目標（指標）	担当課
令和6年度実績	622g/日	生活系ごみの一人1日当たりごみ排出量を、令和8年度までに10%減量する。（令和3年度実績：613g/日）	住民税務課
過年度の実績			進捗率
令和4年度	617g/日	令和5年度	0%
		622g/日	

○ 廃棄物の適正処理

事業名	取り組みの内容		
廃棄物の不法投棄対策	町内全域にわたり確認されている廃棄物の不法投棄を防止するため啓発・監視活動を行う。 ① 広報、住田テレビなどにより、不法投棄防止の意識啓発を行う。 ② 重点監視箇所（路線）の設定と町職員による監視摘発活動を実施する。		
令和6年度の実績		目標（指標）	担当課
通報時など連絡を受けた際に対応（年間対応件数 3件）		・年1回不法投棄の実績を取りまとめる。	住民税務課
過年度の実績			進捗率
令和4年度		令和5年度	60%
通報時など連絡を受けた際に対応		通報時など連絡を受けた際に対応（年間対応件数 3件）	

6 地球環境の保全（基本目標Ⅳ 個別目標⑥—基本計画 P64）

○ 省エネルギーの推進

事業名	取り組みの内容		
省エネルギーの推進	地球温暖化の原因といわれる温室効果ガス（主に二酸化炭素）の排出削減に全町的に取り組む。 ① 役場事業活動において、町民の先導となるような取り組みを実行していく。 ② 「住田町地球温暖化対策実行計画」取り組み状況の点検を行い、必要に応じ見直しを図る。 ③ 町民や事業者への意識啓発を行い、取り組みを促進する。		
令和6年度の実績	目標（指標）		担当課
町役場事業活動における二酸化炭素排出量 令和6年度 937,434 kg-CO ₂	役場事業活動における温室効果ガス排出量を、令和8年度までに、令和4年度新計画策定時の10%削減する。 （参考） 令和3年度 1,034,311 kg-CO ₂		住民税務課
過年度の実績			進捗率
令和4年度	令和5年度		93.6%
960,818kg-CO ₂	1,015,301kg-CO ₂		

○ 環境にやさしい製品の利用推進

事業名	取り組みの内容		
グリーン購入*及びエコマーク*商品利用の推進	グリーン購入法に基づく特定調達品目の購入等に努める。 ① 職員のグリーン購入及びエコマーク商品利用への意識啓発を図る。 ② 各家庭・事業者への意識啓発に努め、その取り組みを促す。		
令和6年度の実績	目標（指標）		担当課
未実施	広報・すみたテレビ等における町民への意識啓発（年1回以上）		住民税務課
過年度の実績			進捗率
令和4年度	令和5年度		0%
未実施	未実施		

7 資源の有効活用（基本目標V 個別目標⑦—基本計画 P67）

○ 再生可能エネルギーの推進（木質バイオマス）

事業名	取り組みの内容	
木質バイオマスエネルギーの利用推進	木質燃料燃焼機器の公共施設等への導入や燃料用チップ生産施設整備への支援等により、木質バイオマスエネルギー利用を推進する。 ① 木質燃料燃焼機器の導入を促進する。 ② 木質燃料（ペレット及びチップ）を安定供給する。	
令和6年度の実績	目標（指標）	担当課
ペレット生産販売量：479 トン／年 チップ生産販売量：1,700 m ³ ／年	・ペレット生産販売量：400 トン／年 ・チップ生産販売量：2,000 立方メートル／年	林政課
過年度の実績		進捗率
令和4年度	令和5年度	ペレット 生産販売量：100% チップ 生産販売量：85%
ペレット生産販売量：333 トン／年 チップ生産販売量：1,600 m ³ ／年	ペレット生産販売量：469 トン／年 チップ生産販売量：1,589 m ³ ／年	

○ 再生可能エネルギーの推進（環境と調和した再生可能エネルギー）

事業名	取り組みの内容	
環境と調和した再生可能エネルギーの推進	環境に影響を与える可能性が大きい大規模な風力、太陽光などの再生可能エネルギー導入を調整する。 ① 一定規模以上の再生可能エネルギー導入計画を把握する。 ② 必要な調査などを行う。 ③ 適正な執行をするよう指導する。	
令和6年度の実績	目標（指標）	担当課
《太陽光発電施設の設置許可面積》 世田米地内 31a 上有住地内 600a	・自然環境と調和した再生可能エネルギー導入の推進	住民税務課
過年度の実績		進捗率
令和4年度	令和5年度	60%
《太陽光発電施設の設置許可面積》 上有住字恵蘇地内：68 a 世田米字西風地内：73 a 上有住字中坪地内：17 a	《太陽光発電施設の設置許可面積》 世田米地内：56 a 下有住地内：150 a 上有住地内：101 a	

8 環境と産業の共生（基本目標Ⅴ 個別目標⑧—基本計画 P69～70）

○ 環境にやさしい農業の推進

事業名	取り組みの内容		
化学肥料等の適正使用	環境に配慮しながら農業生産力の確保を図る。 ① 農家に化学肥料の適正使用の必然性を周知する。 ② 土壌診断に基づいた、適切な施肥設計について指導を行う。		
令和6年度の実績		目標（指標）	担当課
指導会実施	1回	・生産部会において、年1回以上施肥設計の指導会を実施する。	農政商工課
過年度の実績			進捗率
令和4年度		令和5年度	60%
1回		1回	

事業名	取り組みの内容		
農業用廃プラスチック適正処理	農業用廃プラスチックの回収に要する経費を補助し、その適正処理を促す。 ① 各農家に適正処理の必要性を周知する。 ② 農協が実施する回収事業を支援する。		
令和6年度の実績		目標（指標）	担当課
・広報紙での周知	1回	毎年1回以上、広報、チラシなどにより適正処理の必要性を周知する。	農政商工課
・回収事業を支援し、適正処理を推進している。	回収量 3.3 トン		
過年度の実績			進捗率
令和4年度		令和5年度	60%
・広報紙での周知	1回	・広報紙での周知 1回	
・回収事業を支援し、適正処理を推進している。	回収量 4.7 トン	・回収事業を支援し、適正処理を推進している。	回収量 36 トン

事業名	取り組みの内容		
畜産排せつ物の適正処理と有効利用	畜産排せつ物を適正処理するため、耕種農家と連携した循環利用を推進する。 ① 堆肥活用による土づくりを基本とした、農作物栽培を普及拡大する。 ② 畜産排せつ物の適正管理のため、巡回指導を実施する。		
令和6年度の実績		目標（指標）	担当課
巡回指導回数：	10回／年	巡回指導回数：10回／年	農政商工課
過年度の実績			進捗率
令和4年度		令和5年度	100%
0回／年		10回／年	

- 環境にやさしい林業の推進
 - ・町有林の整備 【再掲】 P14

○ 環境にやさしい開発行為

事業名	取り組みの内容		
大規模開発行為の調整	環境に影響を与える可能性が大きい大規模開発行為を調整する。 ① 一定規模以上の開発行為に対する計画を把握する。 ② 必要な調査などを行う。 ③ 適正な執行をするよう誘導する。		
令和6年度の実績	目標（指標）	担当課	
<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模（1ha）以上の開発行為の把握 令和6年度 1件 ・乱開発防止のための監視 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境などに配慮した適正な土地利用の推進 	企画財政課	
過年度の実績			進捗率
令和4年度	令和5年度		60%
<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模（1ha）以上の開発行為の把握 ※令和4年度該当なし ・乱開発防止のための監視 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模（1ha）以上の開発行為の把握 ※令和5年度該当なし ・乱開発防止のための監視 		

9 環境学習の推進（基本目標V 個別目標⑨—基本計画P72）

○ 系統的・継続的な森林環境学習の推進

事業名	取り組みの内容		
森林環境学習の推進	種山ヶ原森林公園等の森林・林業体験ゾーンを活用し、保育園・小学校・中学校・高校・一般を対象とした森林環境学習を継続して開催する。 ① 種山ヶ原森林公園の維持管理作業を継続して実施する。 ② 森林環境学習を継続して実施する。 ③ 一般を対象とした散策会等を継続して実施する。 ④ 森の案内人等が実施する森林環境学習を支援する。 ⑤ 森の案内人の後継者や森林環境学習に携わるボランティアを育成する。		
令和6年度の実績	目標（指標）	担当課	
・各種講座参加者数：延べ433人 ・後継者、ボランティア育成 1人	・各種講座参加者数：延べ1,500人/5カ年 ・森の案内人後継者、森林環境学習ボランティアの育成：5人/5ヶ年	林政課 教育委員会	
過年度の実績			進捗率
令和4年度	令和5年度	・各種講座参加者数：88% ・後継者、ボランティア育成：20%	
・各種講座参加者数：延べ428人 ・後継者、ボランティア育成：0人	・各種講座参加者数：延べ465人 ・後継者、ボランティア育成：0人		

○ 多様な環境学習の推進

事業名	取り組みの内容		
水生生物調査への支援	水中に棲む生物を調査することにより、河川の環境保全への関心を高めてもらう。 ① 事業実施校を選定し、適期の実施を促す。 ② 実施結果を集約し、河川の水質状況を分析する。		
令和6年度の実績	目標（指標）	担当課	
事業実施校数：1校 (小学校1校)	毎年、事業を1校以上実施する。	住民税務課 教育委員会	
過年度の実績			進捗率
令和4年度	令和5年度	60%	
事業実施校数：2校 (小学校1校、中学校1校)	事業実施校数：2校 (小学校1校、中学校1校)		

10 住民参加の推進（基本目標V 個別目標⑩—基本計画P74）

○ コミュニティによる環境保全活動の推進

	対象となる事業等
コミュニティによる 環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園の環境整備 【再掲】 ・自然公園などの環境整備（世田米地区） 【再掲】 ・景観の保全（五葉地区） 【再掲】 ・歴史的・文化的資産の保全 【再掲】

○ こざっぱり条例の具現化

	対象となる事業等
町事業	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の解消 【再掲】 ・町民総参加河川清掃の実施 【再掲】 ・空き家対策の推進 【再掲】 ・廃棄物の不法投棄対策 【再掲】 ・町有林の整備（環境にやさしい林業） 【再掲】 ・大規模開発行為の調整 【再掲】 ・森林環境学習の推進 【再掲】 ・水生生物調査への支援 【再掲】 ・道路、河川の環境保全 【再掲】

令和 7 年度住田町環境報告書取りまとめ結果

1 住田町環境基本計画について

住田町環境基本条例（平成 14 年 3 月 25 日条例第 3 号）に基づき、令和 4 年度から令和 8 年度までを計画期間とする「第 5 次住田町環境基本計画」を令和 5 年 3 月に策定しました。

■目指すべき将来像

豊かな環境と共生する 持続可能なまち住田

■基本目標

- I 自然環境を守る取り組み ～森と水・大地が輝くまちづくり～
- II 生活環境を守る取り組み ～穏やかな暮らしが輝くまちづくり～
- III 資源循環を創る取り組み ～循環で資源が輝くまちづくり～
- IV 地球環境を守る取り組み ～青く輝く地球にやさしいまちづくり～
- V 特色ある取り組み ～住田らしさが輝くまちづくり～

2 環境報告書について

本報告書は、環境基本計画に基づく環境保全施策の実施状況等を継続的に点検・評価するための年次報告書です。

住田町環境基本条例第 10 条に基づき、令和 6 年度末における町の環境の状況及び環境の保全等に関する施策の実施状況を取りまとめて公表するものです。

3 各個別の進捗目標

○基本目標Ⅰ：自然環境を守る取り組み（報告書P15～19）

「森林の保全」については、計画3ヵ年目で求められる達成率60%に対し、41%と進捗が遅れている。

「農地の保全」「水資源の保全」「野生動植物の保護」の各事業においては、目標に達成できる進捗率で事業が進んでいる。特に、「農地の保全」における耕作放棄地の解消については、2ヵ年目で目標を達成。

《進捗状況一覧表》

個別目標	事業名	進捗率	目標値	R4	R5	R6	累計
森林の保全	植栽実施面積	41.5%	50	7.8	3.7	9.4	20.8
	下刈実施面積	33.0%	200	19.9	30.9	15.2	65.9
	除間伐実施面積	73.1%	140	29.0	47.7	25.5	102.3
	枝打実施面積	47.0%	100	10.8	27.9	8.4	47.0
	忌避剤散布実施面積	10.5%	200	11.7	4.1	5.2	21.0
	FSC認証材の普及（単位：ha）	74.2%	14,200	14,122	14,156	14,176	14,176
農地の保全	中山間地域支払促進（単位：ha）	60.0%	58.9	85.0	85.0	79.5	-
	耕作放棄地解消面積（単位：ha）	60.0%	5	4	4	4	12
野生動植物の保護	アツモリソウの保護（単位：人）	100.0%	100	29	29	82	140.0

※進捗率：（累計/目標値）×100（%）

※数値の目標（指標）が無い事業は除いています。

○基本目標Ⅱ：生活環境を守る取り組み（報告書 P20～25）

「下水道への接続促進」では、進捗が遅れており、対象住民への更なる事業内容の周知等が求められる。

居住空間の創出は、令和5年度に下有住団地に町産材を使用した町営住宅3棟が完成し、3棟/5カ年の目標を達成。

《進捗状況一覧表》

個別目標	事業名	進捗率	目標値	R4	R5	R6	累計
汚水の適正処理	公共下水道への接続促進（単位：％）	0.0%	91.5	88.8	90.0	88.2	-
	合併処理浄化槽の設置（単位：％）	21.7%	29.1	24.9	26.6	25.5	-
居住空間の創出	居住空間の創出（単位：戸）	100.0%	3	0	3	0	3

※進捗率：（累計/目標値）×100（％）

※数値の目標（指標）が無い事業は除いています。

○基本目標Ⅲ：資源循環を創る取り組み（報告書 P26）

ごみの減量化については、令和8年度までに策定時（令和3年度）の排出量の10%削減を目標値としているが、ごみの排出量は基準値よりも増加しており、残り2年間で10%削減を目指していかなければならない状況である。

《進捗状況一覧表》

個別目標	事業名	進捗率	目標値	R4	R5	R6	累計
ごみの減量化と3R運動	ごみ分別の徹底（単位：g/日）	0.0%	555.7	617.0	622.0	622.0	-

※進捗率：（累計/目標値）×100（％）

※数値の目標（指標）が無い事業は除いています。

○基本目標Ⅳ：地球環境を守る取り組み（報告書 P27）

省エネルギーの推進については、令和8年度までに策定時（令和3年度）の排出量の10%削減を目標値としており、減少傾向にある。

《進捗状況一覧表》

個別目標	事業名	進捗率	目標値	R4	R5	R6	累計
省エネルギーの推進	省エネルギーの推進（単位：kg CO ₂ ）	93.6%	930,880	960,818	1,015,301	937,434	-

※進捗率：（累計/目標値）×100（％）

※数値の目標（指標）が無い事業は除いています。

○基本目標Ⅴ：特色ある取り組み（報告書 P28～31）

「森林環境学習の推進」の後継者、ボランティア育成については、進捗が遅れているが、令和5年度までは人材の確保ができなかったが、6年度は森の案内人の後継者を1人確保した。そのほかの項目は概ね目標どおりに進んでいる。

《進捗状況一覧表》

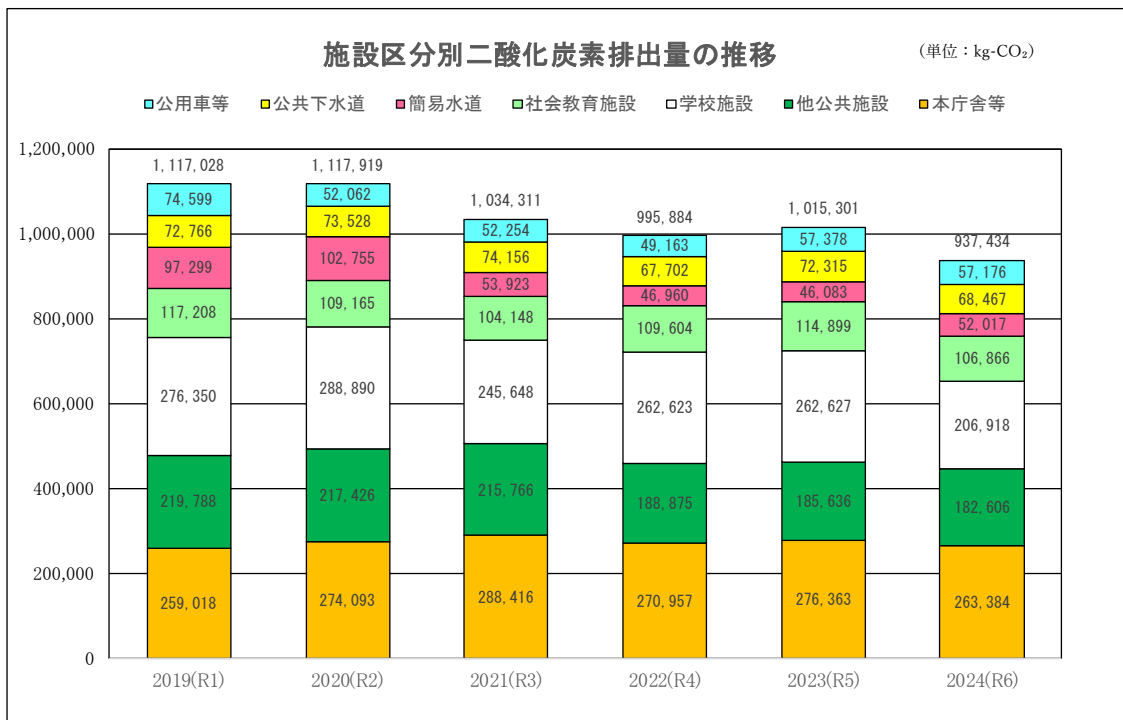
事業名	事業名	進捗率	目標値	R4	R5	R6	累計	
再生可能エネルギーの推進	木質バイオマスの推進	ペレット生産 (単位：トン/年)	100.0%	400	333	469	479	-
		チップ生産 (単位：m ³ /年)	85.0%	2,000	1,600	1,589	1,700	-
環境にやさしい農業の推進	畜産排せつ物の適正処理等 (単位：回/年)	100.0%	10	0.0	10.0	10.0	-	
体系的な森林環境学習の推進	体系的な森林環境学習の推進	各種講座参加者数 (単位：人)	88.4%	1500	428.0	465.0	433.0	1,326
		後継者、ボランティア育成 (単位：人)	20.0%	5	0	0	1	1

※進捗率：(累計/目標値) × 100 (%)

※数値の目標（指標）が無い事業は除いています。

3 二酸化炭素排出量の推移

平成 30 年度に策定した「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」においては、令和 12 年度までに平成 25 年基準の 40%削減を目標（715,608 kg-CO₂）としているところ。計画策定時よりも排出量は減少傾向にある。



第 1 回住田町環境審議会からの計画の修正内容について

1 前回会議からの修正内容について

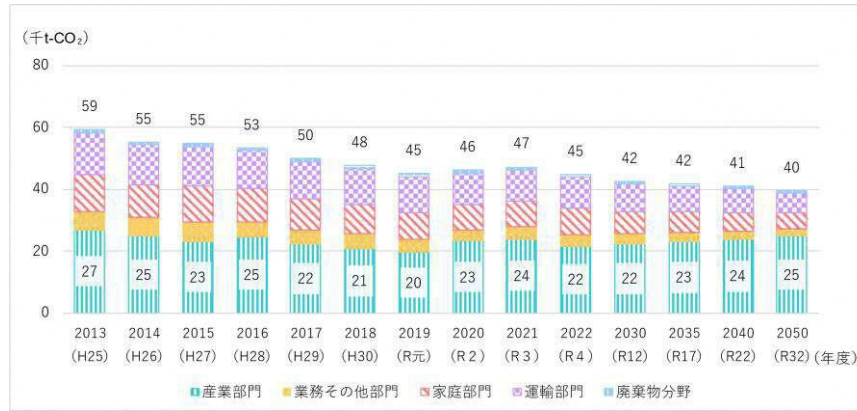
各委員からのご意見	修正前	修正後
P5 図 2 - 1 「本町の地勢」	(作成中)	図と出典を修正
P8 図 2 - 5 「人口、世帯数の推移と目標」2024 年	総人口のみの記載	15 歳未満、15～64 歳、65 歳以上別に人口を記載
P8 表 2 - 1 「本町の民有林の資源構成」出典	未記載	出典元を「住田町内民有林の概況」とし、その内容をもとに数値を修正
P12 ②住田町内での取組		【森林・林業日本一の町づくり】の各項目を追記
P14 表 2 - 3 「本町の部門別二酸化炭素排出量の推移」	表内の数値が整数	表内の数値を小数点第 1 位まで表示
P14 (2) 住田町の温室効果ガス排出量の将来推計	検討中	推計パターンを決定したことから、図と表を追記
P17 3 (2) 区域施策編の目標	検討中	推計パターンを決定し、二酸化炭素排出量から町内での省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入による削減量及び森林吸収量を差し引く方式(ネット方式)により、再現目標を決定
P20 表 3 - 2 「国の対策による本町の温室効果ガス削減見込み量」	検討中	部門別に 2030 年度(目標年度)における削減目標を追記
P21 ②再生可能エネルギーの導入目標	検討中	本町の再生可能エネルギーの導入目標を追記
P22 ③森林による二酸化炭素吸収量	町内の民有林の二酸化炭素吸収量として 84 千 t-CO ₂	町全体の森林吸収量を考える上で国有林の吸収量も追加。

P23 4 (1) 対策・施策の体系 施策Ⅱ	Ⅱ－1 森林等の管理 Ⅱ－2 農作物等の地産地消	Ⅱ－1 森林の適切な管理、保全
P23 4 (1) 対策・施策の体系 施策Ⅱ	Ⅳ－1 再生可能エネルギーの利用 Ⅳ－2 再生可能エネルギー設備の導入	Ⅳ－1 地域の特性に合った再生可能エネルギーの利用 Ⅳ－2 豊かな町土づくりと地域で生まれる多様な資源の活用
P24～P36 4 (2) 具体的な取組		・コラム欄を加筆 ・取組指標を追記 ※検討中の項目もあり
P37 5 (3) 地域脱炭素化促進施設の 整備と併せて実施すべき取組	実施すべき取組が検討中	実施すべき取組を記載
P42 表7－1 「本町で気候変動への 適応に向けて重点的に取り組む分野・ 項目」	農業分野において、気候変動の影響があると予想される項目を「水稻、果樹、畜産、病害虫・雑草等」に設定。	農業分野において、気候変動の影響があると予想される項目に「麦、大豆（土地利用型作物）、野菜等、飼料作物、農業生産基盤」を追加。
P43 表7－2 「本町の気候変動による 影響」		農業分野において、追加した項目に「麦、大豆（土地利用型作物）、野菜等、飼料作物、農業生産基盤」の気候変動による影響を追加
P47 8 参考資料	作成中	各種数値の推計方法・再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ・用語集・アンケート結果を追記

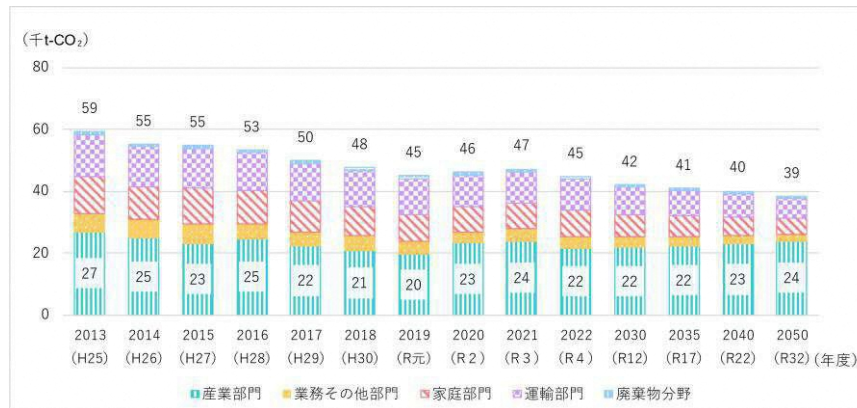
2 庁内会議からの修正内容について

委員からの意見	修正前	修正後																																																																																																									
<p>P14 2 (4) 温室効果ガス排出量の推計・要因分析</p> <p>将来推計について、社人研の人口の減少が著しい数値よりも町総合計画で定めた目標人口をもとに推計する②が良いのではないかと？</p>	<p>3パターンから検討中。</p> <p>《参考》</p> <p>パターン①：人口減少が進行し、製造業の出荷額が増え、2050年には二酸化炭素の排出量は上がっていく推計。</p> <p>パターン②：総合計画の人口減少の数値をもとにした推計。</p> <p>パターン③：社人研の数値を参照し、より人口減少が進行していくという推計。</p>	<p>ご意見を踏まえて、町総合計画の人口目標を指標とした推計パターンを取り入れました。</p>																																																																																																									
<p>P14 2 (4) 温室効果ガス排出量の推計・要因分析</p> <p>将来推計の産業部門について、製造品出荷額の伸び幅が大きいと感じたため、パターン②が妥当だと感じた。</p>	<p>3パターンから検討中。</p> <p>《参考》</p> <p>パターン①：製造品出荷額の過去の推移に基づいて、単調増加した場合の推計。</p> <p>全部門のCO₂排出量は、2040年度まで排出量自体は維持されますが、2050年度には産業部門の増加量が上回る予測。</p> <div data-bbox="501 884 1357 1294" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>CO₂排出量 (千t-CO₂)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>産業部門</th> <th>業務その他部門</th> <th>家庭部門</th> <th>運輸部門</th> <th>廃棄物分野</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2013 (H25)</td><td>27</td><td>5</td><td>10</td><td>10</td><td>7</td><td>59</td></tr> <tr><td>2014 (H26)</td><td>25</td><td>5</td><td>10</td><td>10</td><td>5</td><td>55</td></tr> <tr><td>2015 (H27)</td><td>23</td><td>5</td><td>10</td><td>10</td><td>7</td><td>55</td></tr> <tr><td>2016 (H28)</td><td>25</td><td>5</td><td>10</td><td>10</td><td>3</td><td>53</td></tr> <tr><td>2017 (H29)</td><td>22</td><td>5</td><td>10</td><td>10</td><td>3</td><td>50</td></tr> <tr><td>2018 (H30)</td><td>21</td><td>5</td><td>10</td><td>10</td><td>2</td><td>48</td></tr> <tr><td>2019 (R元)</td><td>20</td><td>5</td><td>10</td><td>10</td><td>0</td><td>45</td></tr> <tr><td>2020 (R2)</td><td>23</td><td>5</td><td>10</td><td>10</td><td>0</td><td>46</td></tr> <tr><td>2021 (R3)</td><td>24</td><td>5</td><td>10</td><td>10</td><td>0</td><td>47</td></tr> <tr><td>2022 (R4)</td><td>22</td><td>5</td><td>10</td><td>10</td><td>0</td><td>45</td></tr> <tr><td>2030 (R12)</td><td>22</td><td>5</td><td>10</td><td>10</td><td>0</td><td>42</td></tr> <tr><td>2035 (R17)</td><td>24</td><td>5</td><td>10</td><td>10</td><td>0</td><td>42</td></tr> <tr><td>2040 (R22)</td><td>25</td><td>5</td><td>10</td><td>10</td><td>0</td><td>42</td></tr> <tr><td>2050 (R32)</td><td>28</td><td>5</td><td>10</td><td>10</td><td>0</td><td>43</td></tr> </tbody> </table> </div> <p>パターン②：従業員1人あたりの製造品出荷額の推移を指標にした排出量を推計。推計方法として、過去10年間の各年の従業員1人当たりの</p>	年度	産業部門	業務その他部門	家庭部門	運輸部門	廃棄物分野	合計	2013 (H25)	27	5	10	10	7	59	2014 (H26)	25	5	10	10	5	55	2015 (H27)	23	5	10	10	7	55	2016 (H28)	25	5	10	10	3	53	2017 (H29)	22	5	10	10	3	50	2018 (H30)	21	5	10	10	2	48	2019 (R元)	20	5	10	10	0	45	2020 (R2)	23	5	10	10	0	46	2021 (R3)	24	5	10	10	0	47	2022 (R4)	22	5	10	10	0	45	2030 (R12)	22	5	10	10	0	42	2035 (R17)	24	5	10	10	0	42	2040 (R22)	25	5	10	10	0	42	2050 (R32)	28	5	10	10	0	43	<p>産業部門に関連のある農政商工課と林政課に確認した上で、過去10年間の製造品出荷額の平均値を参考に、2030年以降の製造品出荷額が微増していく推計パターン③を取り入れることとしました。</p>
年度	産業部門	業務その他部門	家庭部門	運輸部門	廃棄物分野	合計																																																																																																					
2013 (H25)	27	5	10	10	7	59																																																																																																					
2014 (H26)	25	5	10	10	5	55																																																																																																					
2015 (H27)	23	5	10	10	7	55																																																																																																					
2016 (H28)	25	5	10	10	3	53																																																																																																					
2017 (H29)	22	5	10	10	3	50																																																																																																					
2018 (H30)	21	5	10	10	2	48																																																																																																					
2019 (R元)	20	5	10	10	0	45																																																																																																					
2020 (R2)	23	5	10	10	0	46																																																																																																					
2021 (R3)	24	5	10	10	0	47																																																																																																					
2022 (R4)	22	5	10	10	0	45																																																																																																					
2030 (R12)	22	5	10	10	0	42																																																																																																					
2035 (R17)	24	5	10	10	0	42																																																																																																					
2040 (R22)	25	5	10	10	0	42																																																																																																					
2050 (R32)	28	5	10	10	0	43																																																																																																					

製造品出荷額の平均から、単年度あたりの増加量を算出し、将来的な従業員数予測値を乗じて出荷額を算出。



パターン③：過去 10 年間の製造品出荷額平均に対して、10 年間のうちの 1 年目の製造品出荷額から 1 年あたりの製造品出荷額増加量を指標にし、2022 年度以降単調に増加をすると仮定。



<p>P22～ 4. 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策</p> <p>施策（案）の「II」について、大項目と、そこに紐づく取組がマッチしていない。（森林資源としながら、農地や個人宅周辺整備、バイオ炭などを記載している）</p>	<p>施策II 森林資源等の活用</p> <p><u>II-1 森林等の管理・保全</u></p> <p><u>II-2 農作物等の地産地消</u></p> <p>施策IV 再生可能エネルギーの活用</p> <p><u>IV-1 再生可能エネルギーの利用</u></p> <p><u>IV-2 再生可能エネルギー設備の導入</u></p>	<p>施策II 森林の適切な管理、保全</p> <p><u>II-1 森林の適切な管理、保全</u></p> <p>施策IV 地域資源の活用</p> <p><u>IV-1 地域の特性に合った再生可能エネルギーの利用</u></p> <p><u>IV-2 豊かな町土づくりと地域で生まれる多様な資源の活用</u></p> <p>・施策IIには森林資源に関する施策のみを記入することとしました。</p> <p>・当初の施策II-2「農作物の地産地消」は、施策IVの大項目を「地域資源の活用」に変更し、その中で地域資源に関わる取り組みとして触れる書き方としました。</p>
---	---	---

**住田町地球温暖化対策実行計画
（区域施策編）
（素案）**

2026（令和8）年3月



住 田 町

目 次

1. 住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定の背景・基本的事項	1
（1）住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定の背景	1
（2）本計画策定の目的	3
（3）上位計画及び関連計画との位置づけ	3
（4）本計画の対象とする温室効果ガスの種類	3
（5）計画期間	4
2. 住田町の特徴	5
（1）自然的条件	5
（2）社会的条件	7
（3）経済的条件	11
（4）二酸化炭素排出量の推計・要因分析	14
（5）住田町の課題の整理	17
3. 計画全体の目標	19
（1）地域の目指す将来像	19
（2）区域施策編の目標	19
4. 二酸化炭素排出削減等に関する対策・施策	23
（1）対策・施策の体系	23
（2）具体的な取組	24
5. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項	37
（1）地域脱炭素化促進事業の概要	37
（2）地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）	38
（3）地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組	39
6. 気候変動適応策	41
（1）気候変動適応策とは	41
（2）分野の影響と将来予測	41
（3）分野・項目別の主な基本施策	44
7. 計画の実施及び進捗管理	45
（1）推進体制	45
（2）各主体の役割	45
（3）進捗管理・評価	46
8. 参考資料	47
（1）部門・分野別の二酸化炭素排出量、森林吸収量の推計方法	47
（2）再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ	50
（3）地球温暖化対策に関するキーワード	54
（4）アンケート結果	59

1. 住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定の背景・基本的事項

（1）住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定の背景

① 地球温暖化と気候変動

近年、人間の社会経済活動の活発化に伴う化石燃料の使用量増加により、二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に放出され、地球温暖化が進んでいます。また、地球温暖化による気温の上昇、豪雨の頻度の増加といった気候変動、それに伴う農作物の品質低下、熱中症や感染症リスクの増加などの影響は、世界的な問題にだけでなく、私たちの住む住田町（以下、「本町」という。）でも表れています。

2021（令和3）年8月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書が公表され、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと等が示されました。

さらに今後、地球温暖化が進行することで、このような気候変動による影響が長期にわたり拡大することが予測されています。

② 地球温暖化対策、気候変動適応をめぐる国際的な動向

2015（平成27）年12月には、フランス・パリで開催された第21回締約国会議（COP21）において、パリ協定が採択されました。

パリ協定では、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を継続すること、気候変動による悪影響に適応する能力やレジリエンス（強靱性）を高めることなどを掲げ、世界全体で地球温暖化やそれに伴う気候変動への対策の強化が目指されています。

また、2018（平成30）年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界的な平均気温の上昇をパリ協定に掲げる水準に抑えるためには、世界の二酸化炭素排出量を2050年頃までに実質ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けた動きが広がりました。

③ 地球温暖化対策、気候変動適応をめぐる国の動向

【地球温暖化対策】

地球温暖化対策に関する国際的な動きが活発化したことを受け、2020（令和2）年10月、我が国は、2050（令和32）年までに、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

2025（令和7）年2月には、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）に基づく新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、我が国の温室効果ガス削減目標として、2030（令和12）年度の温室効果ガスを2013

(平成 25) 年度比で 46%削減すること、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくこと、2035 (令和 17) 年度、2040 (令和 22) 年度において、温室効果ガスを 2013 (平成 25) 年度比でそれぞれ 60%、73%削減することを目指すこと等が示されています。また、同計画では、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割についても明記されており、全国では脱炭素社会の実現に取り組む自治体が増えています。

【気候変動適応】

2018 (平成 30) 年 6 月に気候変動適応の法的位置づけを明確にした、気候変動適応法が成立し、同年 12 月に施行されました。

2021 (令和 3) 年 10 月には気候変動適応法に基づく新たな「気候変動適応計画」が閣議決定されました。地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出を削減する緩和策に加え、気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策にも取り組んでいく必要があります。

④ 地球温暖化対策、気候変動適応をめぐる岩手県の動向

岩手県では、2019 (令和元) 年 11 月に「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」、2021 (令和 3) 年 2 月に「いわて気候非常事態宣言」を発出しました。

2023 (令和 5) 年 3 月には、国の地球温暖化対策計画の改定や社会情勢の変化等を踏まえて「第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画」(以下、「県実行計画」という。)を改訂し、2030 (令和 12) 年度の温室効果ガスを 2013 (平成 25) 年度比で 57%削減することを目標として掲げました。

県民、事業者、行政等の主体が一体となって、緩和策・適応策に取り組めるよう、様々な支援を行っています。

⑤ 住田町の取組

本町では、「住田町総合計画 令和 7 年度 - 令和 11 年度」(以下、「総合計画」という。)において環境に関するまちづくりの方向性を示すとともに、「第 5 次住田町環境基本計画」の基本目標の一つに地球温暖化対策を定め、望ましい環境像「豊かな環境と共生する 持続可能なまち住田」の実現に向けた環境施策を展開しています。

また、「森林・林業日本一の町づくり」や「住田町再生可能エネルギー活用推進計画」において、本町の再生可能エネルギーや森林バイオマスエネルギーの活用に関する方針や考え方を定めています。

(2) 本計画策定の目的

本計画は、住民、事業者、行政がそれぞれが率先し、一体となって地球温暖化対策に取り組むことで、温室効果ガスの削減や目指す将来像の実現をすることを目的とします。

(3) 上位計画及び関連計画との位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第 19 条第 2 項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として位置づけられます。また、気候変動適応法第 12 条に基づく地域気候変動適応計画として位置づけられます。

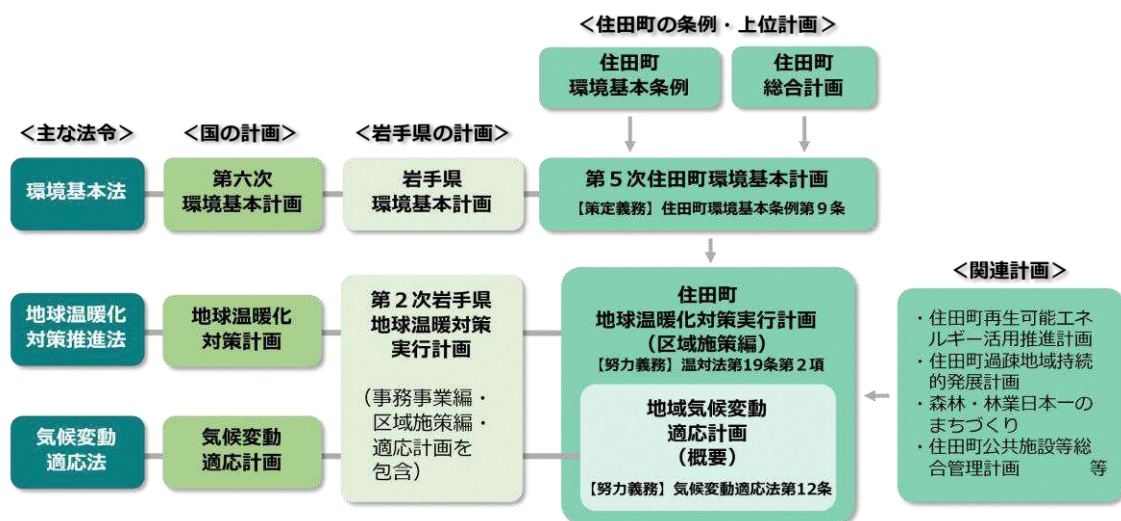


図 1-1 上位計画及び関連計画との位置づけ

(4) 本計画の対象とする温室効果ガスの種類

① 対象地域・主体

本計画の対象地域は本町全域とし、取組の対象は、本町の温室効果ガス排出に関わるすべての主体（住民・事業者・行政）とします。

② 対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策推進法では、次の7物質が削減の対象とされています。本計画では、これらの温室効果ガスのうち、全体の約9割を占め、排出量の把握や各主体の取組による削減が比較的容易な二酸化炭素を推計や削減の対象とします。

表 1-1 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	主な発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却等に伴い発生する	1
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の消化管内発酵、廃棄物や排水の処理等に伴い発生する	28
一酸化二窒素 (N ₂ O)	肥料の使用、家畜排せつ物、化石燃料の燃焼、排水処理等に伴い発生する	265
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	カーエアコン、断熱発泡剤、エアゾール製品の噴射剤等に使用されている	4～ 12,400
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体等の製造に使用する洗浄剤等に使用されている	6,630～ 11,100
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電設備の絶縁体や半導体の製造に使用されている	23,500
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体や液晶デバイスの製造に使用する洗浄用ガス等に使用されている	16,100

(5) 計画期間

本計画は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間を計画期間とします。基準年度は2013（平成25）年度、目標年度は2030（令和12）年度、2035（令和17）年度及び2040（令和22）年度とします。また、長期目標として2050（令和32）年度を見据えた計画とします。

なお、対策・施策の進捗状況や社会状況の変化に応じて、定期的に見直しを検討します。

2013		2023		2025	2026		2030	2035	2040		2050
H25	...	R5	...	R7	R8	...	R12	R17	R22	...	R32
基準 年度		現状 年度*		策定 年度			目標 年度	目標 年度	目標 年度		長期 目標
← 計画期間 →											

※現状年度は、排出量を推計可能な直近の年度を指します。

図 1-2 基準年度、目標年度及び計画期間

2. 住田町の特徴

(1) 自然的条件

① 地域の概要

本町は、岩手県の東南部に位置し、東は大船渡市、釜石市、北は遠野市、西は奥州市、一関市、南は陸前高田市に接する、面積 33,484ha の町です。広大な森林を有し、気仙川及びその支流に沿ったわずかな平坦地に、集落、農用地などが集中する典型的な中山間地域で、全国の釣り人から注目される清流「気仙川」や、宮沢賢治がこよなく愛した「種山ヶ原」、貴重な樹木と高山植物の宝庫「五葉山」をはじめとする四季折々の美しい景観を映し出す森林など、貴重な資源に恵まれています。



図 2-1 本町の地勢

出典：国土数値情報（行政区域データ、河川データ、市区町村役場データ、高速道路時系列データ、鉄道時系列データ、標高・傾斜度5次メッシュデータ）

② 気候概況

本町周辺は、沿岸部に近いことから海洋性気候の影響を受けています。夏期は内陸と海洋、双方の気候の影響を受け、冬期は比較的温暖です。

年間の日平均気温は 10℃前後、日照は 4～6 月に多くなっており、住田気象観測所の気象観測データによると、長期的には日平均気温、降水量とも上昇傾向にあります。夏日・真夏日・猛暑日日数はいずれも増加傾向、冬日・真冬日日数はいずれも減少傾向にあります。

また、大船渡地区消防組合住田分署の統計によると町内の過去 5 年間の熱中症による搬送者数も増加傾向にあります。将来的にもこの傾向が続くと予想されます。

積雪は北部で 20cm、南部で 10cm～15cm ほどで、風力は四方を山に囲まれている影響から、最大でも 10m 前後、平均でも 2m 程度と弱い傾向にあります。



図 2-2 本町の年間の気象状況

出典：気象庁ホームページ（2024（令和6）年実績）



図 2-3 本町の気象状況の推移

出典：気象庁ホームページ

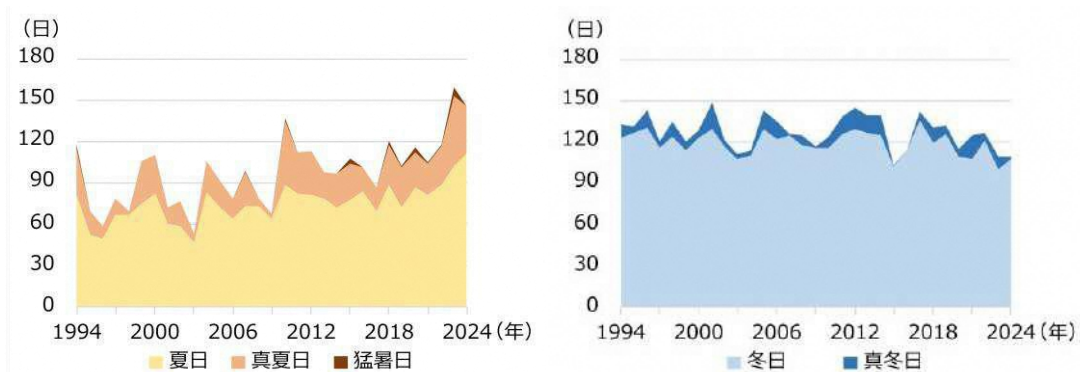


図 2-4 夏日・真夏日・猛暑日、冬日・真冬日の日数の推移

出典：気象庁ホームページ

(2) 社会的条件

① 人口と世帯数

本町の人口は、少子高齢化等による減少が続いており、2024（令和6）年の人口は4,675人、世帯数は2,052世帯となっています。

総合計画では、2030（令和12）年の目標人口を4,180人としています。

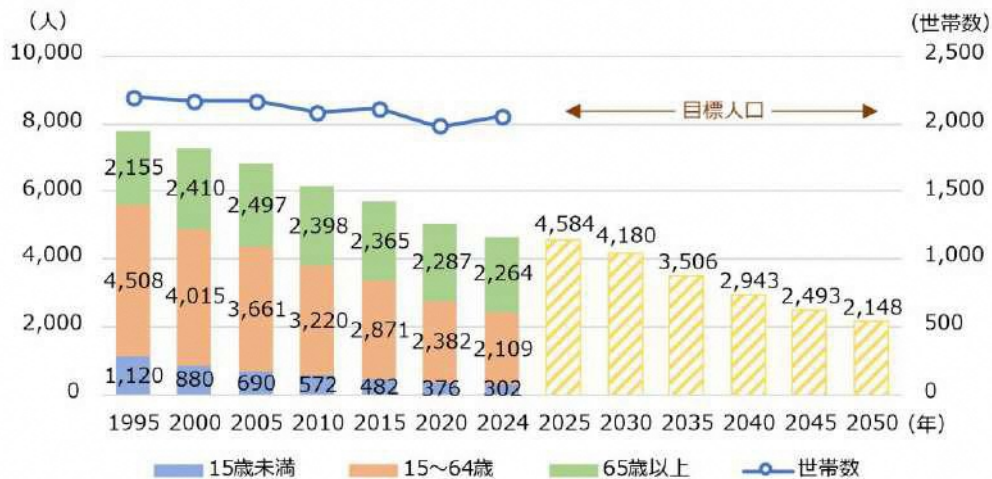


図 2-5 人口、世帯数の推移と目標

出典：国勢調査、「住田町総合計画 令和7年度－令和11年度」（2025（令和7）年3月）

② 都市構造

【土地利用】

地目別では、83.8%が山林・原野、次いで田・畑・牧場の農用地が4.9%となり、宅地はわずか0.8%となっています。

「気仙スギ」の産地でもある本町の森林は、人工林率が約51%を占めていること、約40%が町有林であることが特徴です。

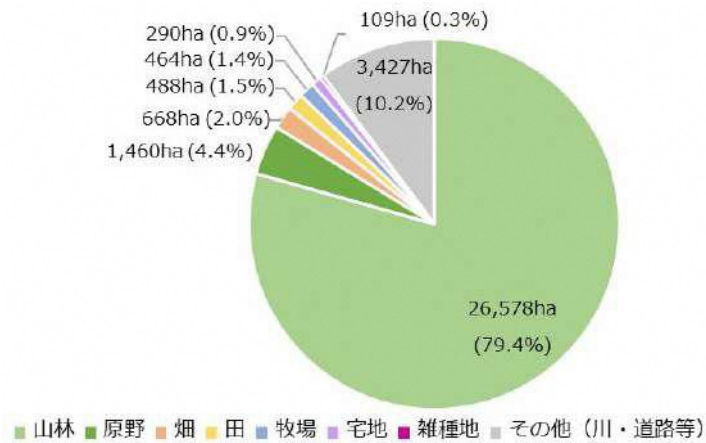


図 2-6 本町の土地利用状況

出典：令和 6 年度版環境報告書－令和 6 年度土地に関する概要調書報告書（住民税務課）

表 2-1 本町の民有林の資源構成

樹種区分	面積 (ha)	材積 (m ³)	平均材積 (m ³ /ha)
スギ	6,523	3,398,494	521
アカマツ	3,202	1,206,754	377
カラマツ	1,771	374,458	211
その他針葉樹	70	28,456	407
広葉樹	10,388	1,505,801	145
竹	8	0	0
伐採跡地	430	0	0
未立木地	402	0	0
総計	22,793	6,513,963	286

出典：住田町内民有林の概況（林政課）

【居住形態・自動車保有状況】

本計画の策定に伴い実施したアンケートによると、居住形態は84.5%が持ち家（一戸建て）となっています。自動車は92.0%が保有しています。

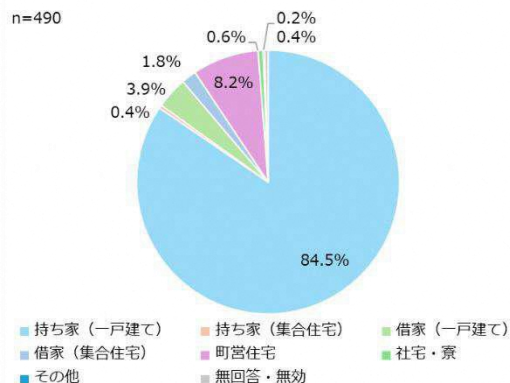


図 2-7 住民の居住形態

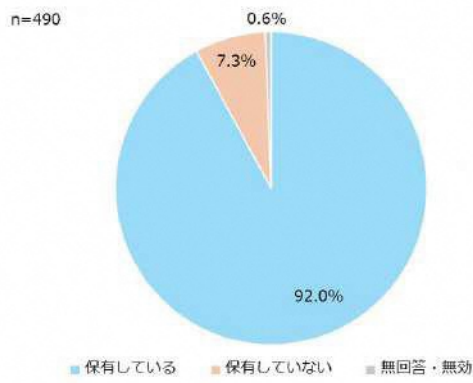


図 2-8 住民の自動車保有状況

出典：住田町の地球温暖化対策に関する住民アンケート（2025（令和7）年実施）

③ エネルギー収支

環境省が公表している「地域経済循環分析」によると、2022（令和4）年のエネルギー収支はマイナス16億円となっており、本町で使用されるエネルギーは域外からの供給に大きく依存している状況です。

特に、石油・石炭製品による赤字が8億円、電気の購入による赤字が6億円と多くなっています。

④ 再生可能エネルギー導入状況・ポテンシャル

本町のFIT・FIP制度の認定を受けた再生可能エネルギー設備導入量の推移は、次のとおりです。町内の大規模な再生可能エネルギー発電所としては、上有住新田地区の町有地に民間資本によって設置された太陽光発電所、遠野市にまたがって位置する風力発電所「住田遠野ウインドファーム」があります。

また、本町の再生可能エネルギー導入ポテンシャルは、1,141,059kWとなっています。発電量としては、本町の2023（令和5）年度の電力需要量43,622MWhの約75倍に相当します。

木質バイオマスのポテンシャル（賦存量）については、発電利用の場合で約7.5MW、熱電併給の場合で約28.3MW、熱利用の場合で約79.7MWとなっています。

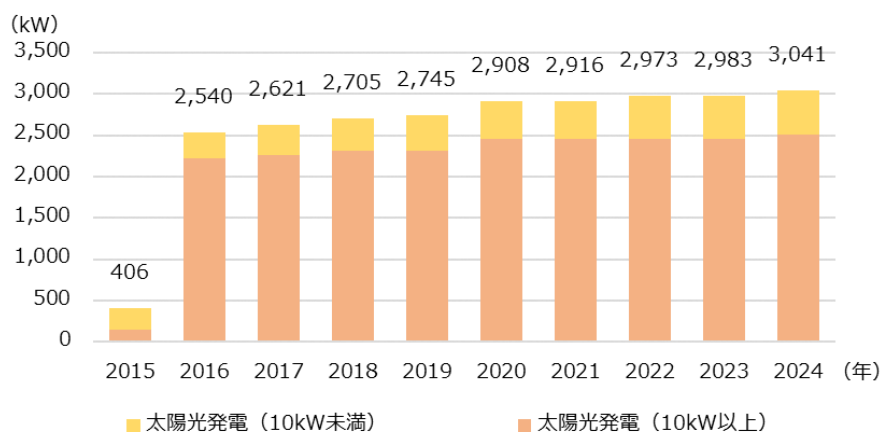


図 2-9 本町の FIT・FIP 制度による再生可能エネルギー導入状況

出典：環境省 自治体排出量カルテ



図 2-10 本町の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

出典：環境省 自治体排出量カルテ

表 2-2 本町の木質バイオマスのポテンシャル (賦存量)

区分		賦存量
発生量 (森林由来分)		139.546 千 m ³ /年
発熱量 (発生量ベース)		1,075,366.574 GJ/年
<参考値> 発電換算	電気	7.543 MW
		59,742.587 MWh/年
<参考値> 熱電供給換算	電気	9.429 MW
		74,678.000 MWh/年
	熱利用	18.858 MW
		537,683.287 GJ/年
<参考値> 熱利用換算	熱利用	79.657 MW
		860,293.260 GJ/年

出典：環境省 再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS) 自治体再エネ情報カルテ

⑤ 住民意識

【地球温暖化への関心】

本計画の策定に伴い実施したアンケートでは、住民の87.9%、事業者の100.0%が関心があると回答しています。

【地球温暖化問題に対する考え方】

本計画の策定に伴い実施したアンケートでは、住民の45.1%、事業者の53.1%が「自分(自社)が何をして良いかわからないが、解決すべきだと思う」と回答しています。

(3) 経済的条件

① 産業構造

就業者数は減少傾向にあり、2020(令和2)年の産業別就業者数は、第一次産業が436人、第二次産業が824人、第三次産業が1,209人となっています。

基幹産業は農林業です。地域経済循環分析によると25億円の付加価値額を創出しており、本町の経済全体に及ぼす影響が大きいことが分かります。

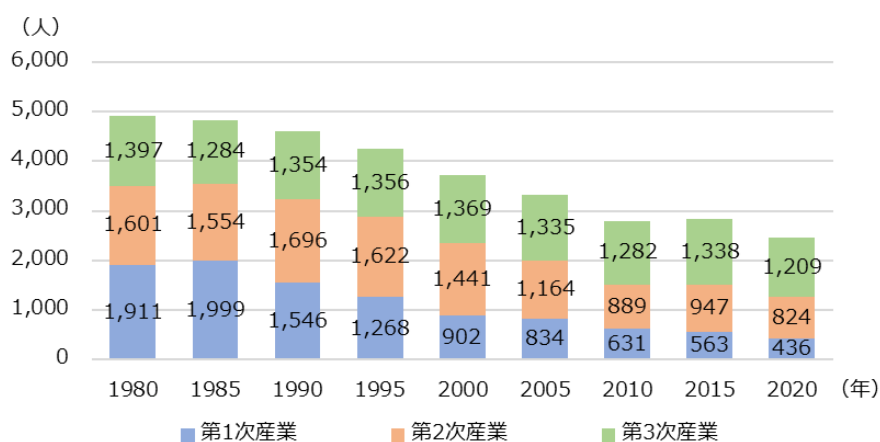


図 2-11 本町の産業別就業者数の推移

出典：経済センサス-活動調査

② 住田町内での取組

【森林・林業日本一の町づくり】

本町では、1998（平成 10）年 7 月の豪雨による林地残材や土場残材の流失を原因とした大水害の発生を契機として、被害の未然防止や地球温暖化対策の効果が期待できる木質バイオマスのエネルギーの活用・普及に積極的に取り組んでいます。

また、「森林・林業日本一の町づくり」を目指し、次のような取組により地域課題でもある森林の適正管理等に努めています。

◆ 川上から川下までの木材流通

樹木を育て、伐採して加工・利用する、川上（林家）から川下（木材の消費地）まで一貫した木材の生産・流通体制の整備に取り組んでいます。これにより、付加価値の高い木材の流通や地元工務店の経営合理化など、川下の利益が川上に還元されるシステムづくりを目指しています。

◆ FSC 森林認証の取得

町有林及び一部の私有林は、「住田町森林認証グループ」として 2004（平成 16）年 3 月から毎年継続して監査を受け、FSC®森林認証を取得しています。

◆ 木質バイオマスの利用

豊富な森林資源を活かしたペレットや木質バイオマスエネルギーの利用推進等、森林を基盤とした循環型社会の実現を目指し、ペレットストーブ、薪ストーブ等の導入、普及に取り組んでいます。燃料となる木質ペレットは、廃材などを有効活用し、町内で生産されているほか、公共施設でもペレットボイラーを積極的に導入しています。世田米保育園では、ペレットボイラー式の床暖房施設を活用し、役場庁舎では冷暖房をペレットボイラーで賄っています。



◆ カーボン・オフセットの取組

町有林で実施してきた間伐をはじめとする森林整備による二酸化炭素吸収量について、国が認証する「J-クレジット」を前身の J-VER 制度時より取得し、販売しています。クレジット販売による収益は、主に町有林の整備などに活用しています。

◆ 森林環境学習

森の保育園、木工団地の見学、種山ヶ原の散策等、学年や年代に応じた森林環境学習の実施のほか、町産材を使用した木製品の製作などに取り組んでいます。

【畜産排せつ物等の活用】

本町の特産品でもある「みちのく清流味わいどり」は、本町を中心とした気仙川周辺地域で飼育されています。飼育に伴い、生産農場で発生する鶏ふんは、炭化处理や肥料化处理により、農地等の融雪剤、土壌改良剤、肥料等として活用されています。

また、本町は、高機能バイオ炭「宙炭（そらたん）」の活用による岩手県内の農業に関する課題解決やみどりの食料システム戦略の現場実装を目的とし、宙炭の開発・製造事業者や岩手県内の農業組合と包括的連携協定を結び、取組を支援しています。

【再生可能エネルギー導入】

本町は、東日本大震災等からの復旧を契機とし、FIT 制度によらない独自政策として、公共施設への太陽光発電施設や蓄電施設の設置を進めてきました。

現在は、11 施設に 196.3kW の設備が導入されています。

(4) 二酸化炭素排出量の推計・要因分析

① 住田町の現況の二酸化炭素排出量

環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて毎年度公表している「自治体排出量カルテ」によると、本計画で対象とする部門・分野の二酸化炭素排出量の現況は次のとおりです。

本町の二酸化炭素の排出量の特徴として、町内に工場が多数立地していることから、産業部門の排出量比率が高いものの、近年の取組の結果、排出量は減少傾向にあります。

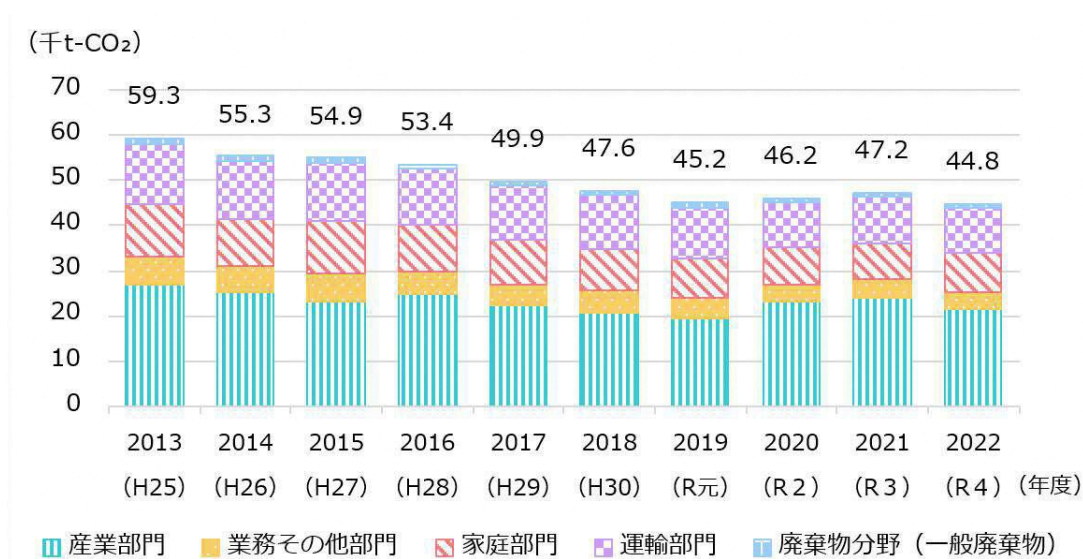


図 2-12 本町の部門別二酸化炭素排出量の推移

出典：環境省 自治体排出量カルテ

表 2-3 本町の部門別二酸化炭素排出量の推移

(千 t-CO₂)

部門・分野	年度									
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
産業	27.0	25.1	23.2	24.7	22.3	20.8	19.6	23.4	24.0	21.7
業務その他	6.0	5.9	6.2	5.0	4.5	4.5	4.4	3.5	3.9	3.7
家庭	11.8	10.4	11.6	10.6	10.2	9.3	8.6	8.1	8.3	8.4
運輸	13.3	12.9	12.7	12.3	12.1	11.7	11.5	10.3	10.2	10.1
廃棄物	1.1	1.0	1.1	0.9	0.8	0.9	1.1	0.8	0.9	0.9
合計	59.3	55.3	54.9	53.4	49.9	47.6	45.2	46.2	47.2	44.8
基準年度比		▲6.7%	▲7.4%	▲9.9%	▲15.8%	▲19.6%	▲23.8%	▲22.1%	▲20.3%	▲24.3%

※端数処理の関係で総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

出典：環境省 自治体排出量カルテ

●○○●計画の対象部門・分野●○○●

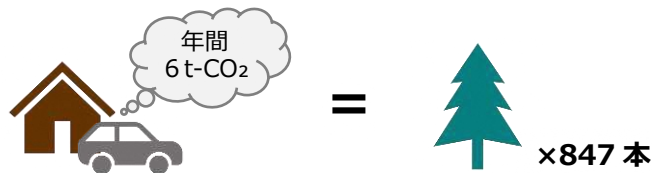
環境省の「自治体排出量カルテ」では、「産業部門」、「業務その他部門」、「家庭部門」、「運輸部門」から排出されるエネルギー起源 CO₂及び「廃棄物分野」から排出される非エネルギー起源 CO₂が推計されています。

部門・分野	対象
産業部門	製造業、農林水産業、鉱業・建設業の工場や事業場でのエネルギー消費により排出される二酸化炭素
業務その他部門	主に、オフィス、店舗、ホテル、学校、病院、官公庁、その他いずれの部門にも帰属しないエネルギー消費により排出される二酸化炭素
家庭部門	家庭での電気やガス等の消費により排出される二酸化炭素 ※自家用車からの排出分は、「運輸部門」に計上される
運輸部門	人や物の輸送・運搬に消費したガソリン、重油等により排出される二酸化炭素 ※自家用車のほか、バス、タクシー、トラック、鉄道、船舶、飛行機等が含まれる
廃棄物分野	一般廃棄物の焼却処分により排出される二酸化炭素

●○○●家庭から出る二酸化炭素はどれくらい？●○○●

私たちの生活や自家用車から1年間に排出される二酸化炭素の合計は、13千 t-CO₂です。1世帯あたりに換算すると、6 t-CO₂になります。

これは、本町のスギ 847 本分が1年間に吸収する二酸化炭素の量に相当します。



② 住田町の二酸化炭素排出量の将来推計

総合計画等で公開されている人口や製造品出荷額等の将来予測値を基に、今後、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等の追加的な対策を講じなかった場合（現状趨勢ケース）の二酸化炭素排出量の将来推計を行いました。

将来推計結果は次のとおりです。産業の活性化等により、産業部門の排出量は増加が予測されるものの、全体的な排出量は人口減少等により、現況年度以降も減少する予測となっています。



図 2-13 現状趨勢ケースにおける部門別排出量推計

表 2-4 現状趨勢ケースにおける部門別排出量推計

部門・分野	年度					
	2013 (H25)	2022 (R4)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2050 (R32)
産業	27.0	21.7	21.9	22.4	22.9	24.0
	-	▲19.6%	▲18.7%	▲17.0%	▲15.1%	▲11.0%
業務その他	6.0	3.7	3.4	3.0	2.7	2.1
	-	▲37.4%	▲43.9%	▲49.2%	▲54.5%	▲65.1%
家庭	11.8	8.4	7.2	6.7	6.2	5.3
	-	▲29.1%	▲39.2%	▲43.5%	▲47.7%	▲55.2%
運輸	13.3	10.1	8.8	8.1	7.5	6.4
	-	▲23.7%	▲33.9%	▲38.8%	▲43.4%	▲51.7%
廃棄物 (一般廃棄物)	1.1	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7
	-	▲25.4%	▲30.9%	▲33.2%	▲35.1%	▲38.0%
合計	59.3	44.8	42.1	41.0	40.1	38.6
	-	▲24.3%	▲29.0%	▲30.7%	▲32.3%	▲34.9%

※端数処理の関係で総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

(5) 住田町の課題の整理

本町の環境に関する最上位計画である「住田町環境基本計画」では、地球温暖化対策に関連する課題や目標として大きく3つの項目が挙げられています。本計画では、これらの課題や本章で整理した現況を踏まえた二酸化炭素削減目標や目標達成に向けた具体的な取組を次章以降に記載します。

① 地球環境の保全

役場内部での地球温暖化防止の取組みを町全体への取組みへと結びつけるため、
(略) 地球温暖化環境負荷低減のための意識の啓発にさらに努めるとともに、限りある資源を有効に活用し、地球にやさしい脱炭素社会の実現に向けて、町全体で取り組んでいく必要があります。
第5次住田町環境基本計画より抜粋

本町の二酸化炭素排出量は減少傾向にありますが、引き続き削減に向けて取り組んでいくことが大切です。

住民や事業者へのアンケートでは、関心がある一方で取組方法がわからないとの意見が多く挙げられたため、啓発等により町全体に地球温暖化対策の取組を広げていくことが必要です。

② 循環型社会の形成

循環型社会の形成のためには、ごみの排出量を抑制する仕組みづくりに取り組むとともに、3R 運動に取り組むなど、環境に負荷が少ない資源循環を進めていかなければなりません。
第5次住田町環境基本計画より抜粋

二酸化炭素は、ごみを焼却することでも発生するため、地球温暖化対策にはごみの排出を減らし、資源を循環させることが有効です。

また、本町のごみを処理している岩手沿岸南部広域環境組合の運営費は、構成市町のごみの排出量に応じて負担することとなっているため、ごみの排出量を抑制する仕組みづくりや3Rの推進は、町財政の面からも必要です。

③ 資源の有効活用

地球温暖化対策や循環型社会の形成に向けた本町の取り組みは、各方面から注目されているところであり、引き続き、(略)町の特徴や資源を生かした再生可能エネルギーの導入を推進していかなければなりません。 第5次住田町環境基本計画より抜粋

本町で使用されるエネルギーは域外からの供給に大きく依存している一方で、本町の電力需要量の約75倍の再生可能エネルギー導入ポテンシャルを有しています。

ただし、大規模な太陽光発電等の設置については、災害の発生抑止や環境との調和を考えた適切な導入がなされるよう、町として管理・監視体制の構築が必要です。

また、豊富に有する森林資源は、木質バイオマスエネルギーとして町内で活用されるとともに、FSC森林認証やカーボンオフセットなどの付加価値の創出にも役立っています。

さらに、鶏ふんや宙炭の農地への施用は、土壌改良だけでなく、地中への炭素固定の効果も見込まれます。

引き続き、町の特徴や資源を生かした再生可能エネルギーの導入を推進することが必要です。

3. 計画全体の目標

(1) 地域の目指す将来像

本計画の基本的事項や現況、地域の特徴等を踏まえ、地域の目指す将来像を次のとおり設定します。



図 3-1 本町の目指す将来像

(2) 区域施策編の目標

本町では、すでに森林吸収量が排出量を上回るマイナスカーボンの状態となっており、省エネルギーや再生可能エネルギー等の取組を加速化させ、国や岩手県の削減目標達成に貢献します。

本計画で定める 2030（令和 12）年度の目標は、2013（平成 25）年度の二酸化炭素排出量から、以降に示す省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入による削減量及び森林吸収量を差し引く方式により設定します。

この方式によると、2013（平成 25）年度の削減率は▲211.5%、2030（令和 12）年度の目標削減率は▲211.7%となります。

2013（平成 25）年度と比較して 2022（令和 4）年度の森林吸収量が減少していることから、この減少分を省エネルギーや再生可能エネルギーの取組分で補うとともに、確実な再造林などにより森林吸収量の維持に努め、削減率を維持する目標とします。

表 3-1 本町における二酸化炭素削減目標

項目	量 (千 t-CO ₂)		削減率 (%)	
2013 (平成 25) 年度排出量	59.3		-	
自然減	▲17.2	▲22.0 … ①	▲29.0%	▲37.1%
省エネルギー対策による削減	▲3.3		▲5.6%	
再生可能エネルギー導入による削減	▲1.5		▲2.5%	
2030 (令和 12) 年度排出量	37.3		▲37.1%	
森林吸収量	▲103.5 … ②		-	
排出削減 + 森林吸収 (① + ②)	▲125.4		▲211.7%	

※端数処理の関係で総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

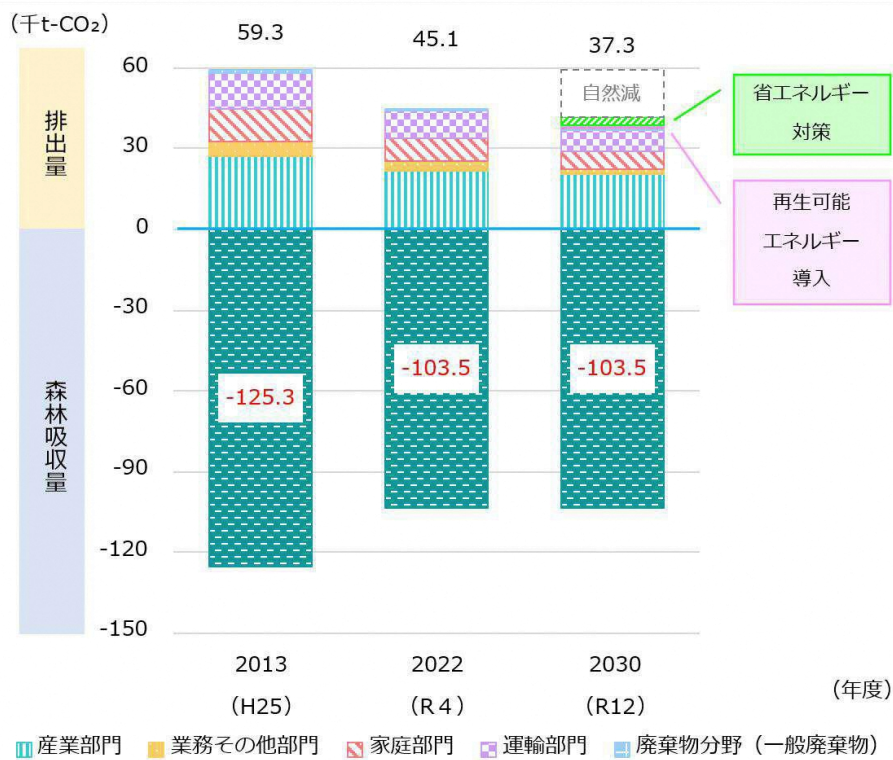


図 3-2 本町における二酸化炭素削減イメージ

表 3-2 本町における二酸化炭素削減目標 (部門別)

二酸化炭素排出量・吸収量	(千 t-CO ₂)			
	2013 年度	2022 年度	2030 年度	2013 年度比
産業部門	27.0	21.7	21	▲6.7 (▲24.7%)
業務その他部門	6.0	3.7	3	▲3.9 (▲64.4%)
家庭部門	11.8	8.4	7	▲5.4 (▲45.6%)
運輸部門	13.3	10.1	8	▲5.4 (▲40.8%)
廃棄物分野 (一般廃棄物)	1.1	0.9	0.3	▲0.6 (▲54.6%)
排出削減 + 森林吸収	▲125.3	▲117.9	▲125.4	-
排出削減 + 森林吸収の削減率	▲211.5%	▲198.9%	▲211.7%	-

① 省エネルギー対策による削減見込み量

国の「地球温暖化対策計画」で定められている、削減目標を達成するために国全体で取り組む対策の本町への波及や、本町での追加的な省エネルギー対策により見込まれる2030（令和12）年度の削減量を推計しました。削減見込み量は3.3千t-CO₂で、基準年度の排出量の5.6%に相当します。

表 3-3 国の対策による本町の二酸化炭素削減見込み量

部門・分野	国の計画による対策例	削減見込み量 (千 t-CO ₂)
産業部門	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進 ・燃料転換の推進 ・エネルギー管理の実施 など 	▲0.8
業務その他部門	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の省エネルギー化 ・高効率な省エネルギー機器の普及 ・BEMS の活用、省エネルギー診断等によるエネルギー管理の実施 など 	▲0.7
家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の省エネルギー化 ・高効率な省エネルギー機器の普及 ・HEMS やスマートメーターを利用したエネルギー管理 など 	▲0.6
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車の普及、燃費改善 ・公共交通機関、自転車の利用促進 ・エコドライブの推進 など 	▲0.9
廃棄物分野	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装の分別収集 ・廃棄物焼却量の削減 など 	▲0.3
合計		▲3.3

② 再生可能エネルギーの導入目標

再生可能エネルギーの導入状況やポテンシャル、今後予定されている事業計画等を踏まえ、本町における2030（令和12）年度までの再生可能エネルギーの追加導入目標を設定します。

本町では、屋根置きや分散型の太陽光発電の普及による災害時の電源確保や、木質バイオマス熱の利用による冷暖房使用に係る電力消費の削減を想定した再生可能エネルギーの導入を目指します。

表 3-4 再生可能エネルギーの導入目標

種別	導入目標	二酸化炭素 排出削減量	参考) 導入 ポテンシャル
太陽光発電 (家庭)	180kW	104t-CO ₂	245,339kW
太陽光発電 (事業所)	234kW	135t-CO ₂	
木質バイオマス熱利用 (家庭)	80kW	15t-CO ₂	79.657MW
木質バイオマス熱利用 (事業所)	1,200kW	1,270 t-CO ₂	

③ 森林による二酸化炭素吸収量

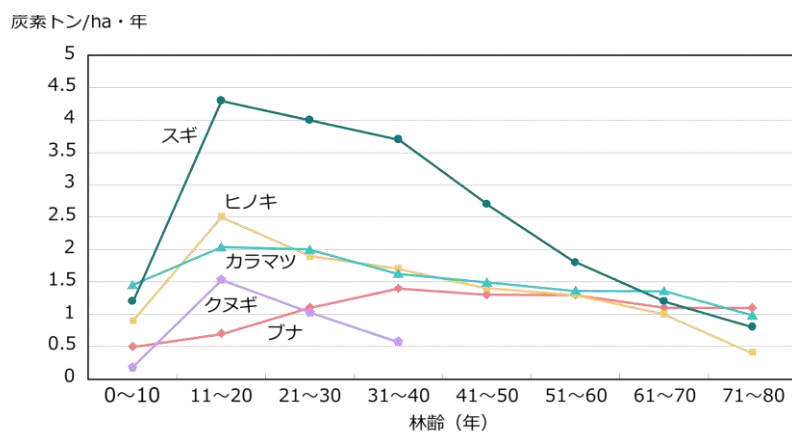
森林による二酸化炭素吸収量の推計に当たっては、「住田町森林整備計画書」の対象森林を対象とします。

また、2022（令和4）年度以降における森林による二酸化炭素吸収量は、町全域を対象に2020（令和2）年度から2024（令和6）年度にかけて実施した航空レーザ測量による森林資源解析結果に基づき推計し、103.5 千 t-CO₂となります。

なお、2013（平成25）年度の本町の森林による二酸化炭素吸収量は125.3 千 t-CO₂です。

●●●樹木による二酸化炭素吸収量の違い●●●

二酸化炭素吸収量は、樹種や林齢によって異なります。針葉樹の方が広葉樹よりも吸収量が多く、若い木の方が高齢の木よりも吸収量が多いため、再生林などの森林整備は二酸化炭素吸収源対策としても有効です。



出典：林野庁「森林・林業白書」をもとに作成

4. 二酸化炭素排出削減等に関する対策・施策

(1) 対策・施策の体系

地域の目指す将来像や二酸化炭素排出削減目標の達成に向けて、本計画で取り組む対策・施策の体系的にまとめました。

施策Ⅰ 省エネルギーの推進	I-1 省エネルギー行動の推進
	I-2 省エネルギー設備の導入
施策Ⅱ 森林の適切な管理、保全	Ⅱ-1 森林の適切な管理、保全
施策Ⅲ 脱炭素なまちづくり	Ⅲ-1 資源循環
	Ⅲ-2 移動の脱炭素化
	Ⅲ-3 気候変動への適応
施策Ⅳ 地域資源の活用	Ⅳ-1 地域の特性に合った再生可能エネルギーの利用
	Ⅳ-2 豊かな町土づくりと地域で生まれる多様な資源の活用
施策Ⅴ 環境意識の啓発	V-1 情報収集、学習機会の創出
	V-2 各主体との連携

(2) 具体的な取組

施策 I 省エネルギーの推進

省エネルギー行動の推進や省エネルギー設備の導入により、使用する電気や燃料の削減に取り組みます。

【取組指標】— 関連部門・分野：家庭、廃棄物

指標項目	現況	目標 (2030年度)
家庭部門の1人当たり二酸化炭素排出量	8 t-CO ₂ (2022年度)	7 t-CO ₂
町域の電力消費量	3.088 千 kWh (2024年度)	3.033 千 kWh
省エネルギー家電設置補助件数	0 件 (2025年度)	120 件

I-1 省エネルギー行動の推進

住民	<ul style="list-style-type: none">・ 不必要な照明や家電製品はこまめに電源を切ります。・ 快適な服装を心がけ、部屋の室温を見直します。(目安：夏は 28℃、冬は 20℃)・ 家族団らんで過ごすなど、クールシェア・ウォームシェアに努めます。・ 蛇口やシャワーから水を出したままにしないなど、工夫して水を使います。・ 連続して入浴し、追いだきをしないようにします。・ 省エネルギー診断を受診し、効果的な省エネルギー行動に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 不必要な照明や OA 機器等はこまめに電源を切ります。・ クールビズやウォームビズを推奨し、部屋の室温を見直します。(目安：夏は 28℃、冬は 20℃)・ 蛇口から水を出したままにしないなど、工夫して水を使います。・ 省エネルギー診断を受診し、設備・機器の見直しや運用改善に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none">・ 不必要な照明や OA 機器等はこまめに電源を切ります。・ クールビズやウォームビズを推奨し、部屋の室温を見直します。(目安：夏は 28℃、冬は 20℃)・ 公共施設のクールシェアスポット化を検討します。・ 蛇口から水を出したままにしないなど、工夫して水を使います。

I-2 省エネルギー設備の導入

住民	<ul style="list-style-type: none"> ・LED 照明への交換に努めます。 ・家電（冷蔵庫、エアコンなど）を買い換える際は、省エネ家電の選択に努めます。 ・高効率給湯器（エコキュート）や節水型の機器の選択に努めます。 ・電気やガスの使用量を見える化したり、家電の自動制御をしたりできる、HEMS の設置を検討します。 ・家庭用燃料電池（エネファーム）の設置を検討します。 ・住宅の新築・改築の際は、ZEH、窓・壁等の断熱などを検討し、省エネルギー性能の向上に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・LED 照明への交換に努めます。 ・エアコンや換気設備を更新する際は、高効率な製品の選択に努めます。 ・高効率給湯器や節水型の機器の選択に努めます。 ・電気やガスの使用量を見える化したり、設備の自動制御をしたりできる、BEMS、FEMS の設置を検討します。 ・コージェネレーションシステムの設置を検討します。 ・建物の新築・改築の際は、ZEB、窓・壁等の断熱などを検討し、省エネルギー性能の向上に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・「住田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、住民の先導として役場事業活動における二酸化炭素の排出削減に取り組みます。 ・公共施設の LED 化に努めます。 ・エアコンや換気設備を更新する際は、高効率な製品の選択に努めます。 ・高効率給湯器や節水型の機器の選択に努めます。 ・電気やガスの使用量を見える化したり、設備の自動制御をしたりできる、BEMS、FEMS の設置を検討します。 ・公共施設の新築・改築の際は、ZEB、窓・壁等の断熱などを検討し、省エネルギー性能の向上に努めます。

●●●省エネ家電の買い換え比較システム「しんきゅうさん」を使ってみよう●●●

自宅の家電製品を省エネルギー製品に買い換えた場合に、電気代がどれだけ削減できるかを知りたい場合は、環境省が公開している「しんきゅうさん」を使ってみましょう。家電製品の比較だけでなく、省エネルギー製品の選び方や使い方も解説されています。



出典：デコ活ホームページ（環境省）

●●●地球温暖化防止に関する取組とその効果●●●

地球温暖化防止に向けた取組は、二酸化炭素の削減だけでなく、健康の維持や家計の削減にもつながります。取組とその効果の例を紹介します。

取組の例	二酸化炭素削減効果（月）	その他の効果
使っていない家電や照明のスイッチをこまめに切る	1.8kg-CO ₂ /世帯	159 円/月の節約
服装による調節を心がけて、部屋の室温を見直す（目安：夏は約 28℃、冬は約 20℃）	3.4kg-CO ₂ /世帯	325 円/月の節約 + 快適な生活
水を出しっぱなしにしないなど、工夫して水を使う	0.9kg-CO ₂ /世帯	1,290 円/月の節約
日時・時間指定、コンビニ受け取りなどにより、宅配便を 1 回で受け取る	0.6kg-CO ₂ /人	時間の有効活用
適量のご飯を残さず食べる	0.5kg-CO ₂ /世帯	742 円/月の節約 + 健康的な食生活
マイバッグの利用、ごみの分別などによりプラスチック等のごみを削減する	2.4kg-CO ₂ /世帯	317 円/月の節約 + 楽しく快適に
エコドライブを実践する	9.8kg-CO ₂ /台	780 円/月の節約

※二酸化炭素削減量、節約金額は、世帯人数や電気等の使用量により異なります。

出典：いわてわんこ節電所「家庭のエコチェック」（岩手県）

●○○EMSとは?●○○

EMS (Energy Management System) は、使用電力量の見える化や機器の自動制御などによりエネルギー消費量を最適に管理するためのシステムです。オフィスビルや商業施設を対象とした BEMS、工場などの産業施設を対象とした FEMS、家庭を対象とした HEMS などがあります。

EMS の導入により、電気代金の削減や快適でエコな生活が期待されます。



●○○ZEH、ZEBとは?●○○

ZEH (Net Zero Energy House)、ZEB (Net Zero Energy Building) は、建物の断熱性能の向上、設備の省エネルギー化などにより使用するエネルギーの量を減らすとともに、再生可能エネルギーの導入により使用するエネルギーをつくることで、年間で消費するエネルギー量の収支をゼロとすることを目指した建物です。

特に、住宅の断熱は、省エネルギー化だけでなくヒートショックのリスクを低減する効果も期待されます。



施策Ⅱ 森林の適切な管理、保全

本町の特性でもある森林等の適切な管理・保全により、二酸化炭素の吸収源対策に取り組みます。

【取組指標】— 関連部門・分野：森林吸収量

指標項目	現況	目標 (2030年度)
除間伐率	12.7% (2024年度)	20.0%
再造林面積	14.5ha (2024年度)	15.0ha

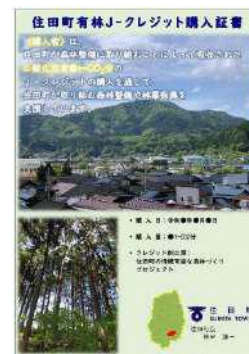
Ⅱ-1 森林等の管理・保全

住民	<ul style="list-style-type: none"> ・山菜やきのご採りをするときは、ごみを持ち帰るなどのマナーを守ります。 ・林業) 下刈、枝打ち、除間伐などを励行し、計画的な森林管理に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・林業) 森林管理認証の加入に努めます。 ・林業) 計画的な植栽を行い、森林資源の蓄積に努めます。 ・林業) 下刈、枝打ち、除間伐などを励行し、計画的な森林管理に努めます。 ・林業) 計画的な伐採により、水源かん養と土砂流出の防備に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・対象森林及び林地を把握し、計画的な伐採や伐採後の植林など、環境に配慮した森林施業や管理を行います。 ・町有林整備によって創出されたクレジットを販売することで、事業者等が行う脱炭素の取組を支援します。

●●●町有林のJ-クレジット販売の取組●●●

J-クレジットとは、国内で実施される二酸化炭素の排出削減・吸収プロジェクトによって実現された排出削減量・森林吸収量を、カーボン・オフセットに用いるためのクレジットとして認証する制度です。

本町では、町有林で実施した間伐や再造林などの森林整備の実績をもとに、J-クレジットを発行・販売し、その収益を町有林の整備等に活用しています。



施策Ⅲ 脱炭素なまちづくり

資源循環や移動の脱炭素化、気候変動への適応により、循環型社会の形成や持続可能なまちづくりに取り組みます。

【取組指標】 — 関連部門・分野：家庭

指標項目	現況	目標 (2030年度)
可燃ごみの総排出量	910.2 t (2024年度)	819.2 t
住民の環境配慮車（HV、EV、PHEV、FCV）の保有割合（アンケート）	17.8% (2025年度)	25.0%

Ⅲ-1 資源循環

住民	<ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物の減量化、3R 運動に取り組みます。・ ごみは、正しく分別します。・ 量り売りや詰め替えのできる商品を購入します。・ 紙コップ、割り箸など、使い捨て商品の利用を控えます。・ 過剰な包装は断ります。・ 資源古紙のリサイクルに取り組みます。・ 家電やパソコンは、法令に基づきリサイクル処理します。・ 小型家電は回収ボックスを活用し、リサイクルの促進に協力します。・ 生ごみ処理容器により、その堆肥化利用に取り組みます。・ 牛乳パック、トレイなどは、商店などに設置されている分別回収ボックスに出します。・ 適量のご飯を残さず食べるなど、食品ロスの削減に努めます。・ 家庭で余っている食品を集めてフードバンク等に寄付する、フードドライブに協力します。・ マイボトル、マイバッグの利用など、プラスチックごみの削減に取り組みます。・ 今持っている服を長く着る、古着を購入したり譲ったりするなど、サステナブルファッションに取り組みます。・ グリーン商品やエコマーク商品など、環境に配慮した商品の選択に努めます。・ フロンガスを使用している家電製品は、定められた方法で適正に処理します。
----	---

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通) 廃棄物の減量化、3R 運動に取り組みます。 ・ 共通) 事業活動にともない生じる廃棄物は、事業系廃棄物として適正に処理します。 ・ 農業) 家畜排せつ物は適正に管理し、堆肥としての利用に取り組みます。 ・ 製造業) 再生原料を使用した製品等、環境にやさしい商品の開発や製造に努めます。 ・ 製造業) リサイクルが容易な素材を使用した製品など、ごみの減量化や再資源化に適した商品の開発や製造に努めます。 ・ 製造業) 製品の梱包は簡易包装に努めるとともに、リサイクルが容易な材料を活用します。 ・ 小売業) 過剰な包装を自粛します。 ・ 小売業) マイバック運動を推進します。 ・ 小売業) エコマーク商品など、環境への負荷が少ない製品の販売に努めます。 ・ 小売業) 牛乳パック、トレイなどの分別回収ボックスの設置に努めます。 ・ 飲食・旅館業など) 生ごみの発生を抑えるため、食材の効率的な利用を図ります。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源ごみ（ダンボールや資源古紙）やプラスチックごみの分別を徹底し、生活系ごみの減量化を図ります。 ・ グリーン商品やエコマーク商品など、環境に配慮した商品の調達を推進します。 ・ 畜産排せつ物を適正処理するため、耕種農家と連携した循環利用を推進します。

Ⅲ-2 移動の脱炭素化

住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ アイドリングストップや「eスタート」など、エコドライブを心がけます。 ・ 出かけるときは、距離や行き先に応じて徒歩や自転車、公共交通機関の利用を選択します。 ・ 宅配便は、日時・時間指定やコンビニ受取を活用し、1回で受け取るようにします。 ・ テレワークやオンライン会議を活用します。 ・ カーシェアやレンタカーを活用します。 ・ エコカー（ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車など）の購入・利用を検討します。 ・ エコカー導入と合わせて、EV充電スポットなどの整備を検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通) アイドリングストップや「eスタート」など、エコドライブを心がけます。 ・ 運輸業) エコカー（ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車など）の導入に努めます。 ・ 運輸業) エコカー導入と合わせて、EV充電スポットなどの整備を検討します。 ・ 運輸業) 過積載しないよう注意します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ アイドリングストップや「eスタート」など、エコドライブを心がけます。 ・ 公用車のエコカー（ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車など）導入を促進します。 ・ エコカー導入と合わせて、EV充電スポットなどの整備を推進します。

●●●エコドライブとは？●●●

エコドライブとは、燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化につなげる“運転技術”や“心がけ”のことです。取り組むことで交通事故の削減にもつながります。

例として、ふんわりアクセルや加速・減速の少ない運転、タイヤの空気圧チェック等があります。

また、電気自動車やプラグインハイブリッド車の利用や、これらの充電に再生可能エネルギーを使って発電した電力を使うことでさらに二酸化炭素排出量を減らすことができます。

Ⅲ-3 気候変動への適応

住民	<ul style="list-style-type: none"> ・暑さを避ける、こまめな水分補給、暑さに備えた体作りなどの熱中症対策をします。 ・グリーンカーテンなどの暑さを和らげる対策をします。 ・虫よけスプレーや蚊取り線香の使用、家の周囲の不要な水たまりをなくすなど、感染症を媒介する蚊に刺されない、蚊を発生させない対策をします。 ・ハザードマップの確認、食料や水の備蓄など、豪雨・洪水・土砂災害などへ備えます。 ・渇水時の節水に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対し、熱中症や感染症予防に関する普及啓発を行います。 ・暑熱対策や休憩場所の整備など、職場の作業環境を管理します。 ・BCPの策定や運用を行います。 ・ハザードマップの確認など、豪雨・洪水・土砂災害などへ備えます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対し、熱中症や感染症予防に関する普及啓発を行います。 ・暑熱対策や休憩場所の整備など、庁内の作業環境を管理します。 ・BCPの策定や運用を行います。 ・ハザードマップの作成、周知など、豪雨・洪水・土砂災害などへ備えます。

施策Ⅳ 地域資源の活用

再生可能エネルギーの利用や発電設備の導入により、エネルギーの地産地消や地域防災、エネルギー代金の域外流出防止に取り組みます。また、豊かな町土づくりや地域で生まれる多様な資源の活用により、環境負荷の低減等に取り組みます。

【取組指標】— 関連部門・分野：家庭

指標項目	現況	目標 (2030年度)
林地残材の活用方法の創出	0件 (2025年度)	1件
家庭用太陽光発電導入率（アンケート）	13.1% (2025年度)	15.0%

Ⅳ-1 地域の特性に合った再生可能エネルギーの利用

住民	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー由来の電力を使用したプランの選択に努めます。 太陽光発電や木質バイオマス熱利用など、町の特性や家庭の状況に適した再生可能エネルギーの導入に努めます。 車のバッテリーに備えた電気を家庭用電源として活用できる、V2Hなどの設置を検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー由来の電力を使用したプランの選択に努めます。 太陽光発電や木質バイオマス熱利用など、町の特性や事業所の状況に適した再生可能エネルギーの導入に努めます。 発電事業者）再生可能エネルギー事業を実施する際は、法令を遵守し、環境や景観に十分に配慮します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー由来の電力を使用したプランの選択に努めます。 木質燃料燃焼機器の公共施設等への導入により、木質バイオマスのエネルギー利用を推進します。 公共施設への太陽光発電設備や蓄電池の設置を検討します。 環境に影響を与える可能性が大きい大規模な風力、太陽光などの再生可能エネルギー導入を調整するため、一定規模以上の導入計画の把握や必要な調査、適正な執行に向けた指導をします。

IV-2 豊かな町土づくりと地域で生まれる多様な資源の活用

住民	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の適正な維持管理に努めます。 ・できるだけ地産（岩手県産等）で旬の食材を選ぶようにします。 ・住宅を建築する際は、地域材を利用するように努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・農業）有機栽培、無農薬、減農薬、減化学肥料農業に取り組みます。 ・農業）炭化处理や肥料化处理された鶏ふん、高機能バイオ炭「宙炭（そらたん）」の活用に努めます。 ・建設業）地元または県内産の木材や間伐材を利用するように努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払制度の促進、集落協定の締結により、農業生産力を維持するとともに、農地が持つ多面的機能を保全します。 ・公共施設建設の際は、地元産材の利用に努めます。

●●●鶏ふんやバイオ炭の活用●●●

鶏の飼育に伴い生産農場で発生する鶏ふんは、炭化处理や肥料化处理により、農地等の融雪剤や肥料等として活用されています。

バイオ炭とは、木材や家畜排せつ物等の生物資源を材料とした炭化物のことです。どちらも土壌を改良する効果があります。

株式会社 TOWING が開発する「宙炭（そらたん）」は、バイオ炭に微生物をふかして培養し、農業に使用できるように製品化された人工土壌です。

短期間で良質な土壌造りができるため農業の収益安定につながるほか、土壌に撒くことで二酸化炭素を土壌に閉じ込めるためカーボン・クレジットを生み出し、SDGs への貢献や脱炭素につながります。

本町では、岩手県内の農業に関する課題解決等を目的とし、岩手県内の農業組合等と包括的連携協定を結び、取組を支援しています。



住田町での宙炭の散布の様子（写真出典：株式会社 TOWING ホームページ）

施策Ⅴ 環境意識の啓発

情報収集・学習機会の創出や各主体との連携により、本町内だけでなく町外の様々な主体と協力して二酸化炭素の削減に取り組みます。

【取組指標】— 関連部門・分野：

指標項目	現況	目標 (2030年度)
森林環境学習 ¹ の参加者数	延べ433人 (2024年度)	延べ450人
広報やSNS等を活用した環境保全に関する情報提供回数	不定期	4回/年

V-1 情報収集・学習機会の創出

住民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境や地球温暖化対策に関する情報を自ら収集するよう心がけます。 ・本町の自然の魅力を町外に発信するよう心がけます。 ・森林環境学習や自然観察会などの環境に関する講座やボランティア活動に参加します。 ・森林、河川、公園などの環境保全活動や清掃美化活動に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境や地球温暖化対策に関する情報を自ら収集するよう心がけます。 ・職場内での環境学習を充実させ、従業員の環境保全意識の高揚に努めます。 ・職場内の環境の取組を発信するよう心がけます。 ・森林環境学習や自然観察会などの環境に関する講座やボランティア活動に参加します。 ・森林、河川、公園などの環境保全活動や清掃美化活動に参加します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県、本町が実施する地球温暖化対策に関する運動や補助制度について情報を発信します。 ・森林、河川、公園などの環境保全活動や清掃美化活動を実施します。 ・種山ヶ原森林公園等の森林・林業体験ゾーンを活用し、保育園・小学校・中学校・高校・一般を対象とした森林環境学習を継続して開催します。

¹ 「森の保育園」「森林環境学習」「森の保育園・ボランティア」「森林環境学習」「種山ヶ原散策会」「森林環境学習指導者養成講座」を対象とする。

V-2 各主体との連携

住民	<ul style="list-style-type: none">・事業者や行政が実施する環境保全事業や地球温暖化対策に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・住民が行う環境保全や地球温暖化対策の取組を支援します。・行政が実施する環境保全事業や地球温暖化対策に協力します。
行政	<ul style="list-style-type: none">・住民や事業者が行う環境保全事業や地球温暖化対策を支援します。・国や岩手県、近隣の自治体と情報交換を行うなど、連携して地球温暖化対策に取り組みます。・森の案内人等が実施する森林環境学習の支援や後継者、ボランティアを育成します。

5. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

(1) 地域脱炭素化促進事業の概要

地球温暖化対策推進法では、環境への配慮や円滑な合意形成を図りながら、地域の課題解決に貢献する再生可能エネルギー事業を実施するため、地域脱炭素化促進事業制度を定めています。

地域脱炭素化促進事業に認定された事業者には、事業に関係する許可等の手続きのワンストップ化や配慮書手続の省略等の特例を受けることができるなど、手続きの効率化の面でメリットがあります。

この制度における、本町の主な役割は次のとおりです。

<本町の主な役割>

- ◆ 地方公共団体実行計画（区域施策編）において、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めること
- ◆ 地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画を認定すること

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項には次の内容があり、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下、「促進区域」という。）等の設定に当たっては、地球温暖化対策推進法施行規則や岩手県が定める基準に従うとともに、地域のステークホルダーが参画した協議会等による合意形成が重要とされています。

<地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項>

- ◆ 地域脱炭素化促進事業の目標
- ◆ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）
- ◆ 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- ◆ 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組
- ◆ 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組
 - 地域の環境保全のための取組
 - 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

(2) 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）

促進区域は、地球温暖化対策推進法の施行規則や岩手県の基準によって定められた、促進区域から除外すべき区域を除き、環境配慮や社会的配慮等の観点や再生可能エネルギーのポテンシャルも考慮したうえで設定します。

環境省は、促進区域の類型として次の4つを設定しています。本町では、主に公有地・公共施設活用型や事業者提案型による促進区域の設定が想定されます。

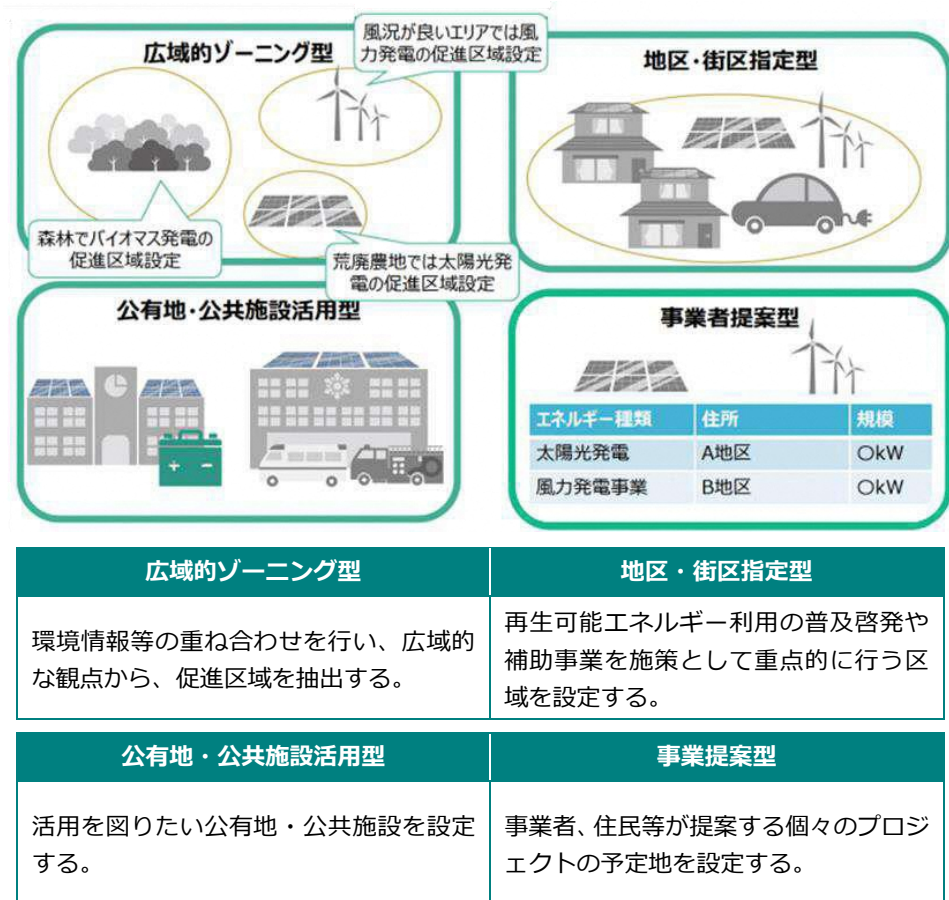


図 6-1 促進区域の類型

出典：環境省「地域脱炭素化促進事業制度」

(3) 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組

地球温暖化対策推進法では、地域脱炭素化促進事業の一環として、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組を行うこととしています。

①地域の環境保全のための取組

本町での再生可能エネルギー事業実施に当たっては、国や県が定める基準やガイドラインのほか、町の環境や景観、周囲の生活環境への配慮等の観点を踏まえた対策を講じる必要があります。

【地域の環境保全のための取組の例】

- ◆ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項
大気への影響、悪臭や騒音による影響、水の濁りや汚れによる影響、重要な地形及び地質への影響、土地の安定性への影響、反射光や風車の影による影響等の防止に努めます。
- ◆ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項
重要な動植物や及びその生息地や群落への影響、地域を特徴づける生態系への影響等への配慮に努めます。
- ◆ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項
眺望点や景観資源、眺望景観への影響、人と自然との触れ合いの活動の場への影響等への配慮に努めます。

②地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

本町での再生可能エネルギー事業実施に当たっては、事業者の可能な範囲で次のような取組を合わせて実施することで、地域経済の活性化や地域課題の解決に貢献することが望まれます。

【地域の経済への貢献の例】

- ◆ 発電で得られた電気を自家消費したり、余剰電力を町内の公共施設や家庭、事業所へ供給したりして、エネルギーを域内循環させます。
- ◆ 設備の施工や運用、保守点検等に当たっては、地元の事業者と協働するなど、再生可能エネルギー事業の運用に係る雇用創出や人材育成に努めます。
- ◆ 地域の金融機関や住民のファイナンス主体としての事業への参画を検討します。

【地域における社会的課題の解決の例】

- ◆ 再生可能エネルギーの非常時の災害用電源としての活用や、EV シェアリング、グリーンスローモビリティの導入・活用等により、他の政策分野の課題解決にも協力します。
- ◆ 再生可能エネルギー事業に伴う発電余熱の施設園芸への活用や、燃焼残渣物の有機肥料としての活用等に努めます。
- ◆ 将来の解体処理等を見据えた資産除去債務の計上、積立金の適正管理を行います。
- ◆ 地域行事への参加、地元の事業者や学生への技術の共有、教育などに協力し、地域の環境意識の向上を図ります

6. 気候変動適応策

(1) 気候変動適応策とは

気候変動対策には、「緩和策」と「適応策」の2つがあります。

「緩和策」は、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入、森林吸収等により、地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減する取組です。「適応策」は、自然・社会・経済活動を気候の変化に対応させることにより、気候変動の影響による被害を回避・軽減する取組です。

気候変動による影響は既に現れているため、「緩和策」だけでは気候変動による影響に完全に備えることができません。そのため、「適応策」により両者を補い合いながら対策していく必要があります。



図 7-1 緩和策と適応策

出典：A-PLAT 気候変動適応情報プラットフォーム

(2) 分野の影響と将来予測

① 気候変動適応に関する基本的な考え方

本町の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくに当たり、以下の2つの観点から、本町が今後重点的に取り組む分野・項目を選定します。

- 観点1：国の気候変動適応計画、県実行計画において、「重大性」、「緊急性」、「確信度」が特に大きい、あるいは高いと評価されており、本町にも該当する項目
- 観点2：本町において、気候変動によると考えられる影響が既に生じている、あるいは本町の地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目

表 7-1 本町で気候変動への適応に向けて重点的に取り組む分野・項目

分野	大項目	小項目	国の評価			選定理由		
			重大性	緊急性	確信度	観点1	観点2	
農業・林業	農業	水稲	○	○	○	●		
		果樹	○	○	○	●		
		麦、大豆等 (土地利用型作物)	○	△	△	●		
		野菜等	◇	○	△	●		
		畜産・ 飼料作物	畜産	○	○	△	●	
		飼料作物	○	△	△	●		
		病害虫・雑草等	○	○	○	●		
	農業生産基盤	○	○	○	●			
	林業	木材生産(人工林等)	○	○	△		●	
その他	鳥獣害による影響	○	○	□	●			
水環境・水資源	水環境	河川	◇	△	□	●		
自然生態系	分布・個体群数の変動		○	○	△	●		
自然災害	河川	洪水	○	○	○	●		
	山地(土砂災害)		○	○	○	●		
	山地(山地災害、治山・林道施設)		○	○	○	●		
健康	暑熱	熱中症等	○	○	○	●		
	感染症	節足動物媒介感染症	○	○	△	●		
産業・経済活動	エネルギー需給		◇	□	△	●		
町民生活等	インフラ等	水道、交通等	○	○	○	●		
	文化・歴史	生物季節	◇	○	○	●		
	その他	暑熱による生活への影響等	○	○	○	●		
<p>【重大性】○：特に重大な影響が認められる ◇：影響が認められる -：現状では評価できない</p> <p>【緊急性】○：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない</p> <p>【確信度】○：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない</p>								

② 分野ごとの影響と将来予測

県実行計画で示されている気候変動に伴う分野ごとの影響や将来予測のうち、本町に関連する内容に関する概要は、次のとおりです。

表 7-2 本町の気候変動による影響

分野	大項目	小項目	気候変動による影響	
農業・林業	農業	水稻	・高温による品質の低下、収量への影響	
		果樹	・着色不良等の品質低下、栽培適地の変化	
		麦、大豆等 (土地利用型作物)	・高温による品質の低下、収量への影響	
		野菜等	・収穫の早期化、生育障害 ・園芸施設の倒壊・破損被害の発生	
		畜産・飼料作物	畜産 飼料作物	・成育や肉質の低下、暑熱による死亡 ・高温、乾燥による生育の停滞
		病害虫・雑草等		・発生量の増加、分布域の拡大
		農業生産基盤		・多雨年と渇水年の変動幅の拡大 ・集中豪雨の発生
	林業	木材生産（人工林等）	・スギの衰退 ・マツ材線虫病被害による影響	
その他	鳥獣害による影響	・野生鳥獣による農林業被害		
水環境・水資源	水環境	河川	・水温の上昇	
自然生態系	分布・個体群数の変動		・気温上昇や融雪時期の早期化等による植生の衰退、分布の変化 ・モウソウチクやマダケの分布上限、北限付近分布の拡大 ・ニホンジカやイノシシ等の野生鳥獣の増加、生息域の拡大 ・魚類の繁殖時期の早期化・長期化、暖温帯性・熱帯性の水生生物の分布北上等	
自然災害	河川	洪水	・洪水や内水氾濫の発生頻度の増加	
	山地（土砂災害）		・降雨条件の変化による土砂災害発生リスクの増加	
	山地（山地災害、治山・林道施設）		・山地災害、流木災害が頻発化、激甚化	
健康	暑熱	熱中症等	・熱中症の増加	
	感染症	節足動物媒介感染症	・蚊やダニを媒介とした感染症の増加	
産業・経済活動	エネルギー需給		・猛暑による電力需要の増加	
町民生活等	インフラ等	水道、交通等	・大雨、台風、渇水等による交通網やライフラインの寸断	
	文化・歴史	生物季節	・サクラの開花、動物の初鳴き等の時期の変化	
	その他	暑熱による生活への影響等	・熱中症リスクの増大、快適性の損失 ・ストレスの増加、だるさ・疲労感の増幅等	

(3) 分野・項目別の主な基本施策

国や県と連携しながら気候変動による被害の状況や将来予測、それらへの対策に関する最新の情報を収集し、本町の地域特性を踏まえた取り組みを検討していきます。

表 7-3 本町の主な適応策

分野	適応策の内容
農業・ 林業	<ul style="list-style-type: none">・ 田植え時期の見直し、新品種の導入・ 畜産の適切な飼育管理、施設管理・ 森林の多面的機能、木材生産機能、水源涵養機能の維持・増進
水環境・ 水資源	<ul style="list-style-type: none">・ 県との連携による水質の監視
自然生態系	<ul style="list-style-type: none">・ 希少な動植物、野生鳥獣のモニタリング、個体数管理
自然災害	<ul style="list-style-type: none">・ 河川改修等の治水対策・ ハザードマップの周知、防災情報の発信
健康	<ul style="list-style-type: none">・ 熱中症予防に関する情報発信、注意喚起・ 関係機関と連携した感染症の予防や対策の推進
産業・ 経済活動	<ul style="list-style-type: none">・ 建物の省エネルギー化促進・ 自立分散型のエネルギーや蓄電池等の導入促進・ 地域材や木質バイオマスの利活用促進
町民生活・ 都市生活	<ul style="list-style-type: none">・ 関係機関と連携した気候変動への適応策に関する普及啓発・ 公園緑地等の保全・創出・ 生物季節の変化等に関する情報発信

7. 計画の実施及び進捗管理

(1) 推進体制

本計画が掲げる環境像「森・水・土の恵みが循環し 次世代へ豊かな自然をつなぐ 脱炭素の町すみた」を実現するためには、計画が着実に実行される仕組みを整備し、その実効性を確保することが重要です。

本町では、首長をトップとし、関係する全ての部局が参画する横断的な庁内体制を構築・運営するとともに、庁外部署や「住田町環境審議会」とも連携して取組を進めます。

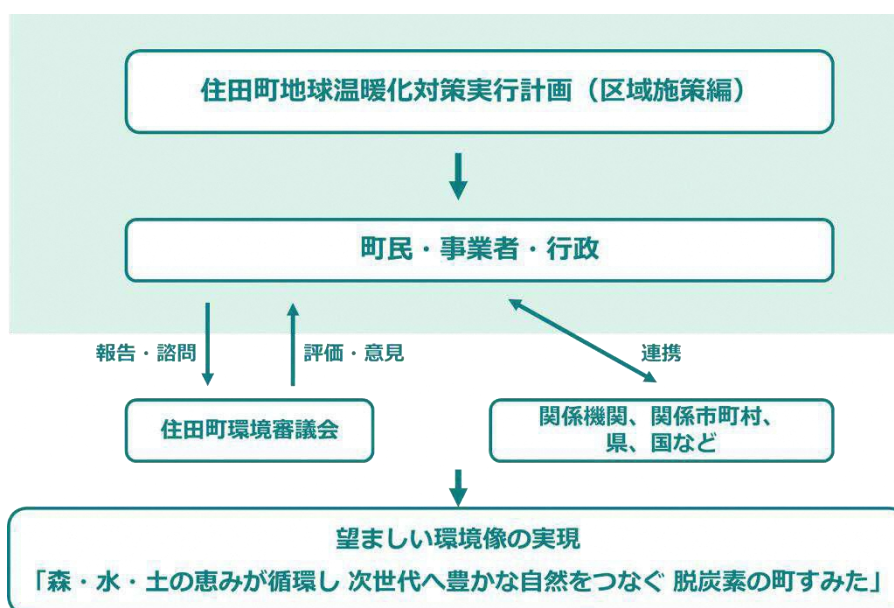


図 8-1 本計画の推進体制

(2) 各主体の役割

本計画の対象は住民・事業者・行政の様々な活動に関連するため、推進するためには各主体による自主的・積極的な取組と、参加・協力が不可欠です。

住民・事業者 の役割	地球温暖化や気候変動の影響への理解を深めて、自らの問題としてとらえ、できることから行動に移していくことが大切です。 関連情報の収集、エネルギーの消費や廃棄物削減等に努め、行政の地球温暖化対策へ協力することが期待されます。
行政の役割	本計画に掲げる施策の実施等、国や県、その他関係機関等と連携し、率先して地球温暖化対策に取り組みます。 また、住民や事業者の取組を促進するため、情報の収集や発信を行います。

(3) 進捗管理・評価

本計画の進行管理は、PDCA サイクルを取り入れ、実行性のあるものとします。

毎年度、区域の二酸化炭素排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題を評価します。

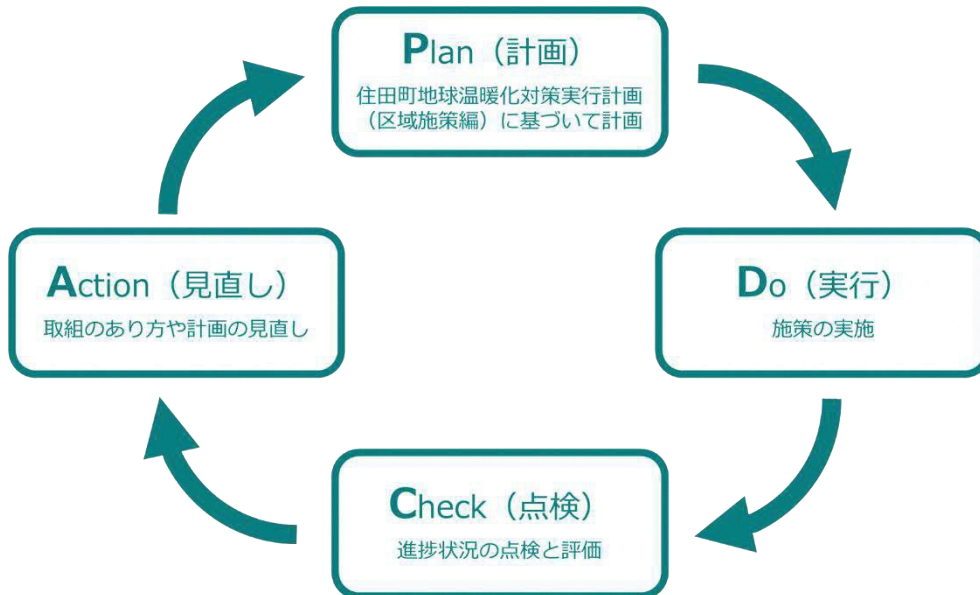


図 8-2 本計画の進行管理

8. 参考資料

(1) 部門・分野別の二酸化炭素排出量、森林吸収量の推計方法

二酸化炭素排出量は、温暖化対策推進法施行令で定められた計算式に、一定期間における生産量、使用量、焼却量等の活動指標^{※1}をあてはめ、二酸化炭素の種類ごとに定められた地球温暖化係数^{※2}を乗じた量の合計により求められます。

また、各部門・分野の二酸化炭素排出量は、環境省の「自治体排出量カルテ」の各部門別の算出方法に基づき、①から⑧の式で算定されています。

なお、計算に用いる係数（44/12）は、炭素から二酸化炭素への換算係数です。

※1 活動指標は、地球温暖化対策の推進に関する施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 3 条第 1 項に定められています。

※2 本計画の対象は二酸化炭素のみのため、地球温暖化係数はすべて「1」です。

① 産業部門（製造業）の算定方法

製造業から排出される二酸化炭素は、製造業の製造品出荷額等に比例すると仮定し、県の製造品出荷額等あたりの炭素排出量に対して、本町の製造品出荷額等を乗じて算定されています。

$$\begin{aligned} & \text{本町の二酸化炭素排出量 [千 t-CO}_2\text{]} \\ & = \frac{\text{岩手県の製造業炭素排出量 [千 t-C]}}{\text{岩手県の製造品出荷額等 [億円]}} \times \text{本町の製造品出荷額 [億円]} \times 44/12 \end{aligned}$$

② 産業部門（建設業・鉱業）の算定方法

建設業・鉱業から排出される二酸化炭素は、建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定し、岩手県の従業者数あたりの炭素排出量に対して、本町の従業者数を乗じて算定されています。

$$\begin{aligned} & \text{本町の二酸化炭素排出量 [千 t-CO}_2\text{]} \\ & = \frac{\text{岩手県の建設業・鉱業炭素排出量 [千 t-C]}}{\text{岩手県の従業者数 [人]}} \times \text{本町の従業者数 [人]} \times 44/12 \end{aligned}$$

③ 産業部門（農林水産業）の算定方法

農林水産業から排出される二酸化炭素は、農林水産業の従業者数に比例すると仮定し、岩手県の従業者数あたりの炭素排出量に対して、本町の従業者数を乗じて算定されています。

$$\begin{aligned} & \text{本町の二酸化炭素排出量 [千 t-CO}_2\text{]} \\ &= \frac{\text{岩手県の農林水産業炭素排出量 [千 t-C]}}{\text{岩手県の従業者数 [人]}} \times \text{本町の従業者数 [人]} \times 44/12 \end{aligned}$$

④ 業務その他部門の算定方法

業務その他部門から排出される二酸化炭素は、業務その他部門の従業者数に比例すると仮定し、岩手県の従業者数あたりの炭素排出量に対して、本市の従業者数を乗じて算定されています。

$$\begin{aligned} & \text{本町の二酸化炭素排出量 [千 t-CO}_2\text{]} \\ &= \frac{\text{岩手県の業務その他部門炭素排出量 [千 t-C]}}{\text{岩手県の従業者数 [人]}} \times \text{本町の従業者数 [人]} \times 44/12 \end{aligned}$$

⑤ 家庭部門の算定方法

家庭部門から排出される二酸化炭素は、世帯数に比例すると仮定し、岩手県の世帯数あたりの炭素排出量に対して、本町の世帯数を乗じて算定されています。

$$\begin{aligned} & \text{本町の二酸化炭素排出量 [千 t-CO}_2\text{]} \\ &= \frac{\text{岩手県の家庭部門炭素排出量 [千 t-C]}}{\text{岩手県の世帯数 [世帯]}} \times \text{本町の世帯数 [世帯]} \times 44/12 \end{aligned}$$

⑥ 運輸部門（自動車）の算定方法

運輸部門（自動車）から排出される二酸化炭素は、自動車の保有台数に比例すると仮定し、全国の保有台数あたりの炭素排出量に対して、本町の保有台数を乗じて算定されています。

$$\begin{aligned} & \text{本町の二酸化炭素排出量 [千 t-CO}_2\text{]} \\ &= \frac{\text{全国の自動車車種別炭素排出量 [千 t-C]}}{\text{全国の自動車車種別保有台数 [台]}} \times \text{本町の自動車車種別保有台数 [台]} \times 44/12 \end{aligned}$$

⑦ 運輸部門（鉄道）の算定方法

運輸部門（鉄道）から排出される二酸化炭素は、人口に比例すると仮定し、全国の人口あたりの炭素排出量に対して、本町の人口を乗じて算定されています。

本町の二酸化炭素排出量 [千 t-CO₂]

$$= \frac{\text{全国の人口あたり炭素排出量 [千 t-C]} \times \text{本町の人口 [人]} \times 44/12}{\text{全国の人口 [人]}}$$

⑧ 廃棄物分野（一般廃棄物）の算定方法

一般廃棄物から排出される二酸化炭素は、岩手沿岸南部広域環境組合が管理している一般廃棄物焼却施設（岩手沿岸南部クリーンセンター）で焼却される非バイオマス起源のプラスチックごみ及び合成繊維の量に対して、排出係数を乗じて算定されています。

また、本町では同組合で一般廃棄物の広域処理を行っており、市町ごとの処理量が不明なため、同組合の焼却処理量を組合負担金で按分して算出されています。

※環境省の「自治体排出量カルテ」の排出係数は、プラスチック類比率「2.77 (t-CO₂/t)」、全国平均合成繊維比率「2.29 (t-CO₂/t)」が使用されています。

※プラスチック類比率又は水分率が不明（0を含む）の場合は、一般廃棄物中のプラスチックごみの焼却量（乾燥ベース）を「(1 - 水分率) × プラスチック類比率 = 0.145」として算定されています。

※全国平均合成繊維比率は、「0.028」とされています。

本町の二酸化炭素排出量 [千 t-CO₂]

$$= \text{焼却処理量 [千 t]} \times (1 - \text{水分率}) \times \text{プラスチック類比率} \times 2.77$$

$$+ \text{焼却処理量 [千 t]} \times \text{全国平均合成繊維比率 [0.028]} \times 2.29$$

焼却処理量按分比率 = 本町の分担金（ごみ） / 岩手沿岸南部広域環境組合の処理経費（ごみ）

⑨ 森林吸収量の算定方法

森林吸収量は、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」の森林全体の炭素蓄積変化を推計する手法に基づき算定しています。

本町の森林吸収量 [千 t-CO₂]

$$= \text{年間幹成長量 [m³]} \times \text{拡大係数} \times (1 + \text{地下部比率}) \times \text{容積密度 [t/m³]}$$

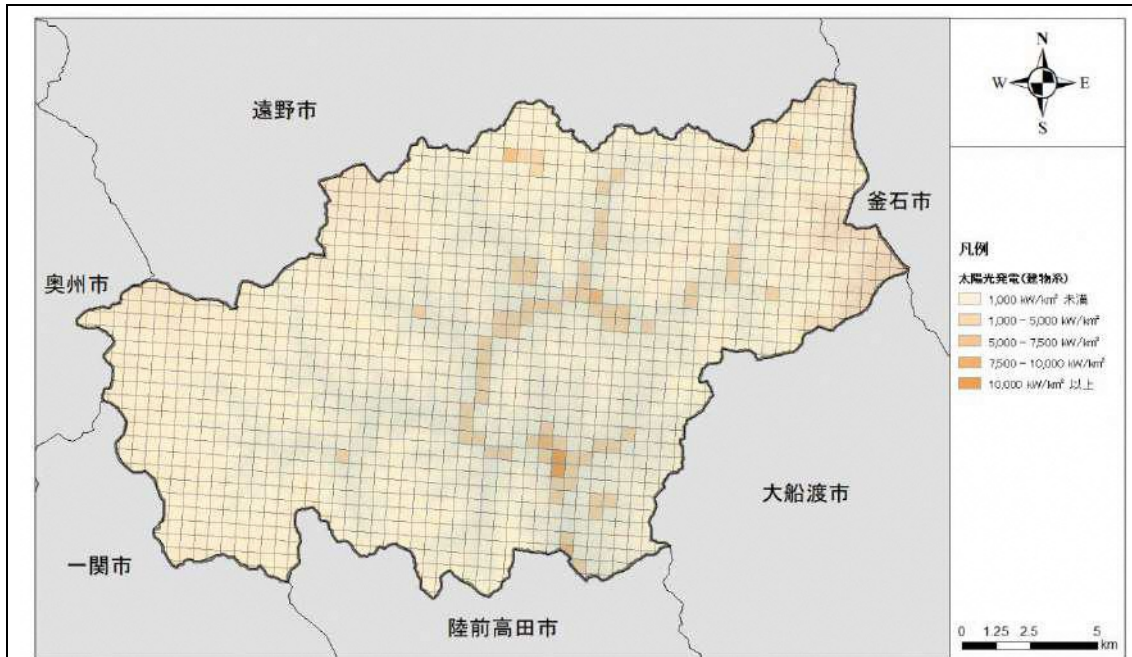
$$\times \text{炭素含有率} \times 44/12$$

(2) 再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ

地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入をするため、環境省の「再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)」等をもとに、本町の導入ポテンシャルを整理します。

開発が制限される可能性のある範囲等については、面的に表示ができるものの一部を掲載しています。事業検討に当たっては、掲載されている基準以外の条件も確認が必要です。

① 太陽光発電 (建物系)



【ポテンシャル】

世田米駅周辺のポテンシャルが比較的高くなっています。

【開発が制限される可能性のある範囲等】

広域で導入が制限される範囲はありませんが、設置に当たっては法令・省令の遵守や近隣への景観等の配慮が必要です。

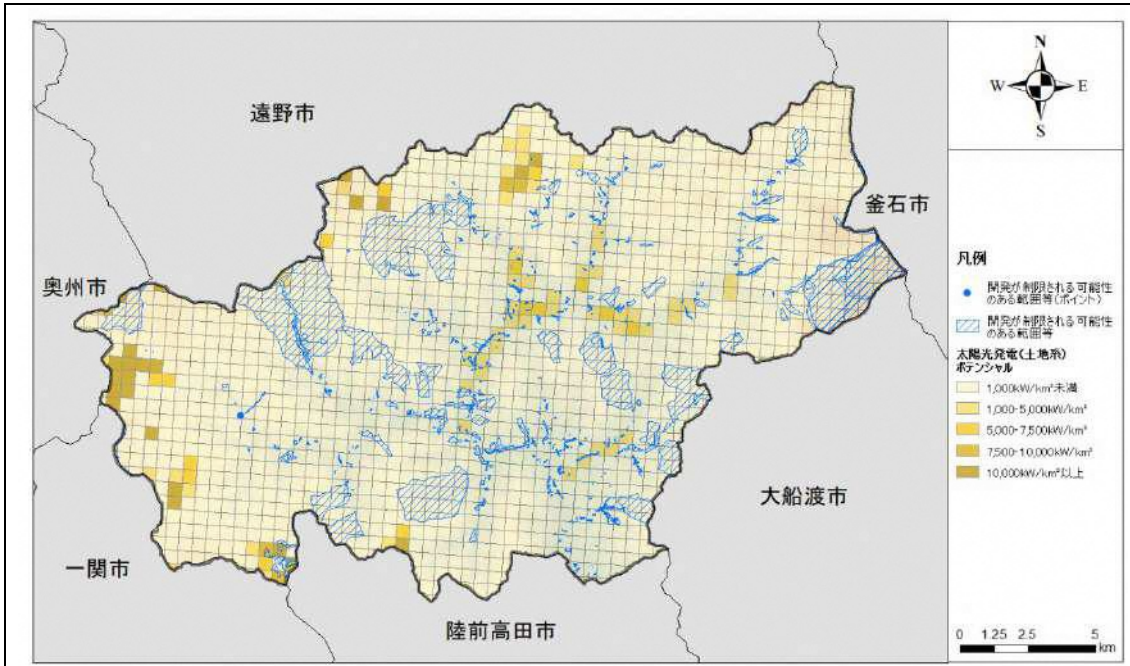
※開発が制限される可能性のある範囲等 (以降、同様)

以下のいずれかに該当する事項のうち、国や県がデータを公開しており、地図上に表示が可能なものを示しています。

- ・地球温暖化対策推進法施行規則第5条の2第1項第1号に定められる「促進区域に含めない区域」
- ・地球温暖化対策推進法施行規則第5条の2第1項第2号に定められる「促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域」
- ・第2次岩手県地球温暖化対策実行計画 (別冊) 促進区域の設定に関する岩手県基準に定められる「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域

出典：国土交通省 国土数値情報 (行政区域データ、自然保全地域データ、自然公園地域データ、鳥獣保護区データ、砂防指定地データ、急傾斜地崩壊危険区域データ、土砂災害警戒区域データ、保安林データ、農用地区域データ、標高・傾斜度5次メッシュデータ)

② 太陽光発電（土地系）



【ポテンシャル】

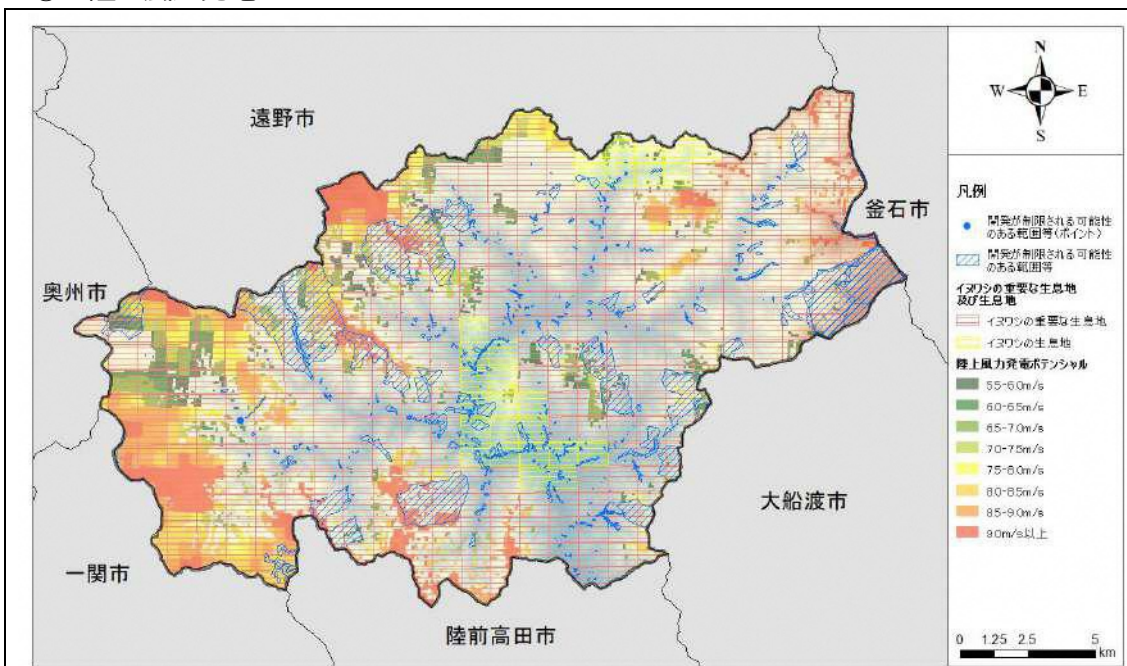
北部や西部にポテンシャルの高い場所があります。

【開発が制限される可能性のある範囲等】

- ・ 滝観洞は、県指定自然環境保全地域に指定されています。
- ・ 五葉山は、県立自然公園、県指定鳥獣保護区に指定されています。
- ・ 砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、山地災害危険地区に指定されている範囲があります。
- ・ 保安林に指定されている範囲があります。
- ・ 県、町の史跡名勝天然記念物に指定されている場所があります。

出典：国土交通省 国土数値情報（行政区域データ、自然保全地域データ、自然公園地域データ、鳥獣保護区データ、砂防指定地データ、急傾斜地崩壊危険区域データ、土砂災害警戒区域データ、保安林データ、農用地区域データ、標高・傾斜度5次メッシュデータ）
環境省 再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）

③ 陸上風力発電



【ポテンシャル】

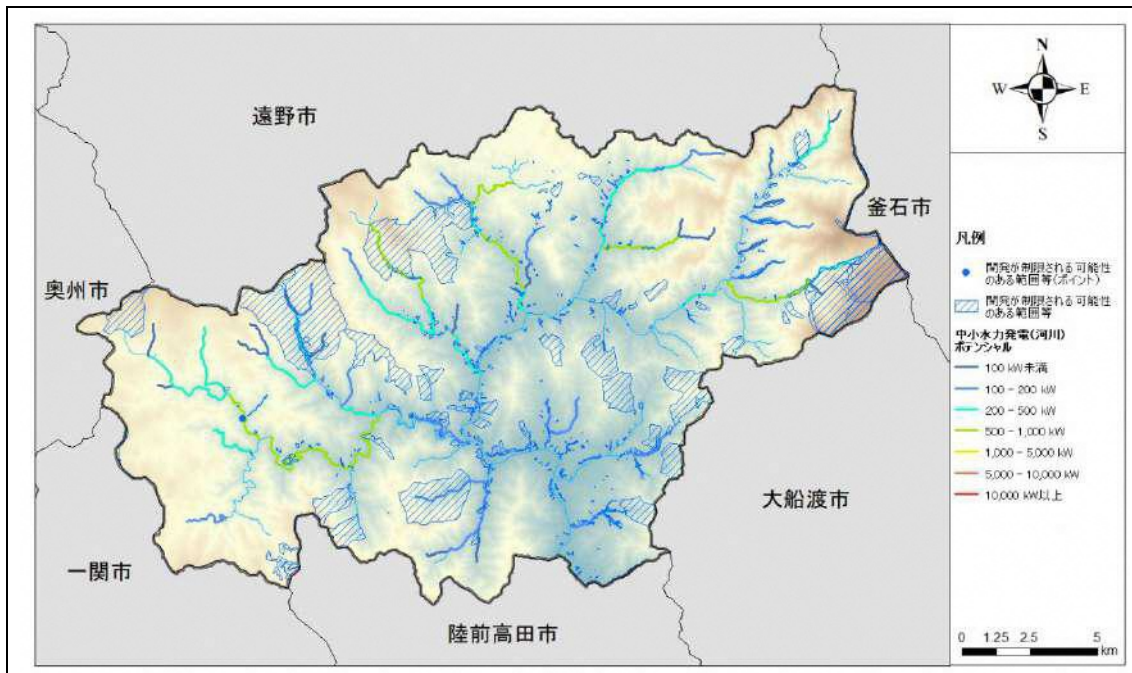
西部や隣接自治体との境界にポテンシャルの高い場所があります。

【開発が制限される可能性のある範囲等】

- ・ 滝観洞は、県指定自然環境保全地域に指定されています。
- ・ 五葉山は、県立自然公園、県指定鳥獣保護区に指定されています。
- ・ 砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、山地災害危険地区に指定されている範囲があります。
- ・ 保安林に指定されている範囲があります。
- ・ 県、町の史跡名勝天然記念物に指定されている場所があります。
- ・ 町全域が岩手県のイヌワシの重要な生息地及び生息地に指定されています。

出典：国土交通省 国土数値情報（行政区域データ、自然保全地域データ、自然公園地域データ、鳥獣保護区データ、砂防指定地データ、急傾斜地崩壊危険区域データ、土砂災害警戒区域データ、保安林データ、農用地区域データ、標高・傾斜度5次メッシュデータ）
 環境省 再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）
 岩手県 「環境要素ごとの基準に掲げる区域(鳥類)」

④ 中小水力発電（河川）



【ポテンシャル】

大股川や横川、新切川、檜山川のポテンシャルが比較的高くなっています。

【開発が制限される可能性のある範囲等】

- ・ 滝観洞は、県指定自然環境保全地域に指定されています。
- ・ 五葉山は、県立自然公園、県指定鳥獣保護区に指定されています。
- ・ 砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、山地災害危険地区に指定されている範囲があります。
- ・ 保安林に指定されている範囲があります。
- ・ 県、町の史跡名勝天然記念物に指定されている場所があります。

出典：国土交通省 国土数値情報（行政区域データ、自然保全地域データ、自然公園地域データ、鳥獣保護区データ、砂防指定地データ、急傾斜地崩壊危険区域データ、土砂災害警戒区域データ、保安林データ、河川データ、標高・傾斜度5次メッシュデータ）
環境省 再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）

(3) 地球温暖化対策に関するキーワード

地球温暖化対策に関する用語を分かりやすい言葉に置き換えて解説しています。厳密な定義や詳細等については、環境省や関連省庁のウェブサイト、専門書籍等を確認してください。

ア行

- エネルギー起源 CO₂
化石燃料の燃焼や化石燃料を燃焼して得られる電気・熱の使用に伴って排出される二酸化炭素です。我が国の温室効果ガス排出量の大部分（9割弱）を占めています。一方、ごみ中の廃プラスチック類の焼却などにより排出される二酸化炭素は、非エネルギー起源 CO₂と呼ばれます。
- エネルギー収支
電力、ガス、石油・石炭製品（ガソリン、軽油等）などのエネルギーの町外への販売額から町外からの購入額を差し引いた、エネルギーの取引に関する収支を示す指標です。
- 温室効果ガス
大気中の熱を吸収する性質のあるガスのことです。特に二酸化炭素やメタン、フロン類などは、産業革命以降、人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にあります。

カ行

- カーボンオフセット
日常生活や経済活動において、排出削減努力を行っても、一定量の温室効果ガスが排出されます。こうした温室効果ガスについて、J-クレジット等の他の温室効果ガス削減活動に投資することによりオフセット（埋め合わせ）する取組のことです。
- カーボンニュートラル
温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを言います。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにするという意味です。「吸収量」が「排出量」を上回る場合は、カーボンマイナスともいわれます。
- 環境マネジメントシステム
組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを環境マネジメントシステムといいます。
- 吸収源
森林等の土地利用において、人為的な管理活動、施業活動等により、植物の成長や枯死・伐採による損失、土壌中の炭素量が増減し、CO₂の吸収や排出が発生することを指します。
- クールシェア・ウォームシェア
夏の暑い日や冬の寒い日に、家庭のエネルギー消費を抑えるため、エアコン等の使用台数を減らし家族で集まって1つの部屋で過ごしたり、公共施設や商業施設に出かけたりするなど、快適な場所のみ

んなで過ごすことを言います。

- **グリーンカーテン**
アサガオやヘチマなどのつる性の植物で建物の窓や壁を覆い、強い夏の日差しを和らげる自然の力を利用した夏場の省エネルギーの取組です。
- **クレジット**
再生可能エネルギーの導入やエネルギー効率の良い機器の導入もしくは植林や間伐等の森林管理により実現できた温室効果ガスの排出量の削減・吸収量を、決められた方法に従って定量化（数値化）し、取引可能な形態にしたもののことです。
- **減化学肥料農業**
化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らし、代わりに有機物などを活用する農業方法です。
- **現状趨勢ケース**
今後、追加的な対策を講じないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量のことです。BAU（Business As Usual）ケースとも言います。
- **高効率給湯器（エコキュート）**
従来の給湯器よりも少ないエネルギーで効率よくお湯を沸かすことができる設備のことで、初期導入費が高いものの、月々の電気代が減るほか、二酸化炭素の排出削減に貢献できるといった利点があります。
- **コージェネレーション**
天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのことです。回収した廃熱は、工場における熱源や、家庭やオフィス、病院など生活の場における冷暖房、給湯設備などに利用することができます。

サ行

- **再生可能エネルギー**
エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）で「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。これらは、資源を枯渇させずに繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる CO₂ をほとんど排出しない優れたエネルギーです。
- **再生可能エネルギー導入ポテンシャル**
設置可能面積や平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量から、法令、土地用途等による制約があるものを除いて導き出されたエネルギー資源量のことです。
- **自家消費型太陽光発電**
民間企業や地方公共団体、家庭等において、敷地内の屋根や駐車場に太陽光発電設備を設置し、その電力を建物内で消費する方法のことです。

- 省エネルギー診断
省エネルギーの専門家がエネルギー使用設備の状況等を現地調査し、設備の現状を把握するとともに、省エネルギーによるエネルギー消費の削減量等を試算する取組です。
- スマートコミュニティ
家庭やビル、交通システムを IT ネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムのことです。
- ゼロカーボンアクション
政府が、2050 年ネット・ゼロの実現に向けて、衣食住・移動・買い物など日常生活におけるアクションとそのアクションによるメリットをまとめたものです。

夕行

- 地域新電力
地方公共団体の戦略的な参画・関与の下で小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者のことです。
- 地球温暖化
人間の活動によって温室効果ガスが増加し、地球全体の平均気温が上昇する現象のことです。化石燃料の燃焼や森林伐採などが主な原因であり、海面上昇、異常気象の頻発、生態系の変化など、様々な問題を引き起こしています。
- 地球温暖化係数
二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスにどれだけ温暖化させる能力があるかを表した数字のことです。二酸化炭素に比べ、メタンは約 28 倍、一酸化二窒素は約 265 倍、フロン類は数百～数千倍の温暖化させる能力があるとされています。
- 地球温暖化対策計画
地球温暖化対策推進法第 8 条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のことです。「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて策定されました。
- 電気自動車（EV）
ガソリンや軽油を使わず、外部電源から車載バッテリーに蓄えた電力を使用して、電気を動力源として走行する車両のことを言います。
CO₂や他の有害排出物を出さないため、環境に優しいという特徴があります。

ナ行

- 日本の約束草案
2015（平成 27）年 7 月に 2020（令和 2）年以降の地球温暖化対策に関する目標として、我が国が決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出した目標です。

八行

- 排出係数
温室効果ガスの排出量を算定する際に用いられる係数のことです。温室効果ガスの排出量は、直接測定するのではなく、請求書や事務・事業に係る記録等で示されている「活動量」（ガソリン、電気、ガスなどの使用量）に、「排出係数」を乗じて求めます。排出係数は、地球温暖化対策推進法施行令で定められています。
- パリ協定
2015（平成 27）年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された国際的枠組みです。主要排出国を含む全ての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新すること等が含まれています。
- プラグインハイブリッド車（PHEV）
外部電源から駆動用電池に充電した電気を使用して走行することが可能な自動車を言います。駆動用電池の残量が減少した場合は、ガソリンエンジンを併用するハイブリッド車として走行するように自動制御され、長距離のドライブも可能となっています。

マ行

- 木質バイオマス発電
木くずといった木質バイオマスを燃やして発生した熱で水を蒸気にし、その蒸気でタービンを回して発電する方式を言います。

アルファベット

- BEMS（Building Energy Management System）
ビルのエネルギー管理システムのことです。建築物全体での徹底した省エネルギーや省 CO₂を促進するため、エネルギーの使用状況を表示し、照明や空調等の機器・設備の最適な運転支援を行います。
- COOL CHOICE
政府が推進している、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組のことです。
- FEMS（Facility Energy Management System）
産業施設のエネルギー管理システムのことです。工場やプラント内の最適なエネルギー管理だけでなく、その周辺の地域レベルでのエネルギーの最適化も促進されることが期待されています。
- FIT 制度
再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指し、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度のことを言います。
- FIP 制度
FIT 制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せする制度のことを言います。

- FSC 森林認証
「適正な森林管理をしていること」を認証する国際的な制度で、ドイツにある森林管理協議会 (FSC) が本部となって運営しています。FSC が定める「10 の原則と基準」に基づいて森林を管理しているか、審査機関による審査を受けて、適合しているとみなされれば、認証を取得できます。
- HEMS (Home Energy Management System)
家庭のエネルギー管理システムのことです。エネルギーの使用量を見える化するほか、エアコンや給湯器などと連携し、電気料金の安い時間帯に運転したり、遠隔操作したりしてエネルギーの使用の最適化も図ることができます。政府は、2030 (令和 12) 年までの全世帯導入を目指しています。
- PPA モデル
電事業者が発電した電力を特定の需要家等に供給する契約方式です。事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料を PPA 事業者に支払うビジネスモデル等があります。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあるが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しないわけではないことに留意が必要です。
- ZEB (Net Zero Energy Building)
先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制や自然光・風などの積極的な活用、高効率な機器等の導入等により、エネルギー自立度を極力高め、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建物です。
- ZEH (Net Zero Energy House)
外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な機器等の導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のことです。

(4) アンケート結果

本計画の策定に伴い、住民、事業者を対象に地球温暖化対策に関するアンケートを実施しました。

① 住民アンケート

【実施概要】

調査目的	住田町の地球温暖化対策、気候変動適応に関する住民意見等の把握
調査対象者	住田町内に居住する住民 1,000人
調査期間	令和7年9月29日 ~ 10月13日
調査方法	郵送による配布、郵送・WEBによる回収
回収数・回収率	回収数：490件 回収率：49.0%

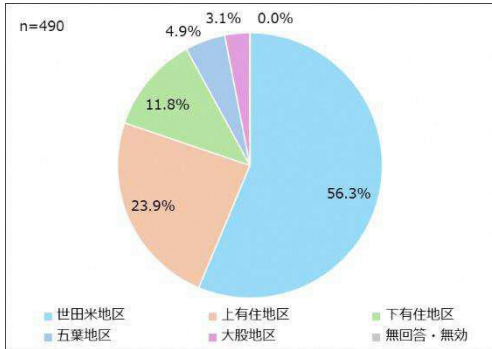
【調査項目】

あなたご自身（ご家庭）のことについて	
問1	居住地区（単一回答）
問2	年代（単一回答）
問3	居住形態（単一回答）
問4	住宅の構造（単一回答）
問5	住宅の築年数（単一回答）
問6-1	自動車の保有状況（単一回答）
問6-2	燃料種別内訳（記述）（複数回答）
問7	電気や燃料の使用状況（単一回答）
地球温暖化対策等への考えや取組について	
問8	地球温暖化への関心（単一回答）
問9	実感・心配している気候変動による影響（複数回答）
問10	地球温暖化問題に対する考え（単一回答）
問11	日常のソフト対策状況（単一回答）
問12	省・再エネ設備等の導入意向（単一回答）
問13	「問12」に取り組む際の課題（複数回答）
問14	ペレットストーブ等設置費用補助活用に対する考え（単一回答）
問15	環境に関する情報の入手方法（複数回答）
地球温暖化対策で町が目指すべき方向性について	
問16	町が特に力を入れて取り組むべきこと（複数回答）
問17	町内で活用すべき再生可能エネルギー（複数回答）
問18	町の地球温暖化対策に関する意見など（記述）

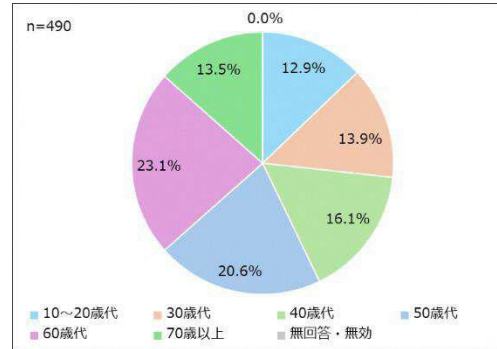
【調査結果】

●あなたご自身（ご家庭）のことにについて

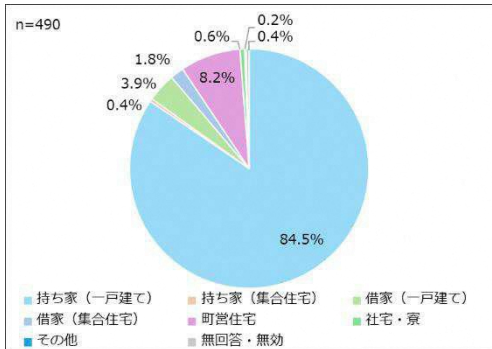
問1 居住地区（単一回答）



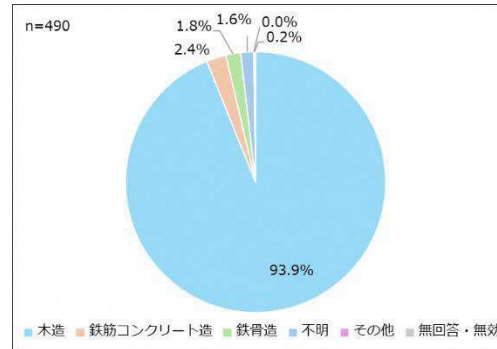
問2 年代（単一回答）



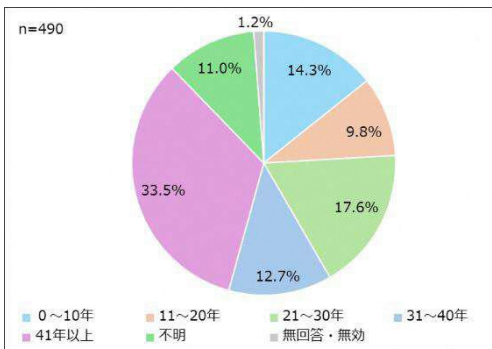
問3 居住形態（単一回答）



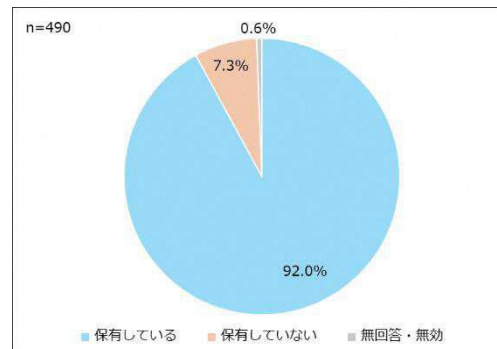
問4 住宅の構造（単一回答）



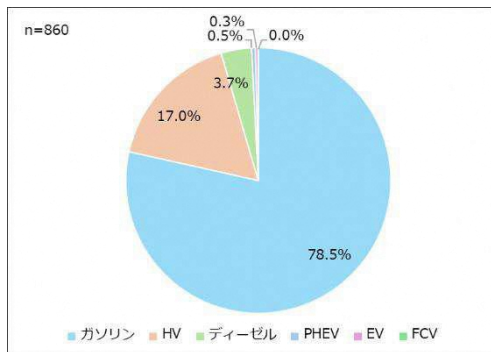
問5 住宅の築年数（単一回答）



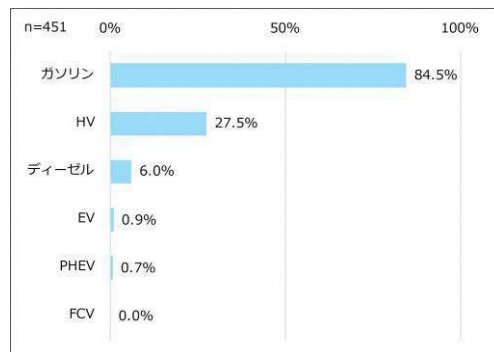
問6-1 自動車の保有状況（単一回答）



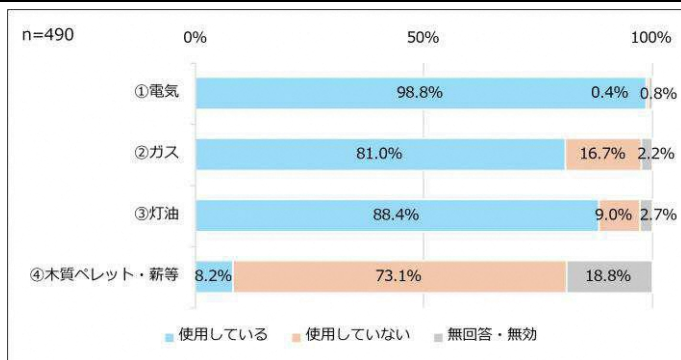
問6-2 燃料種別内訳（記述）



参考 燃料種別の自動車保有世帯割合

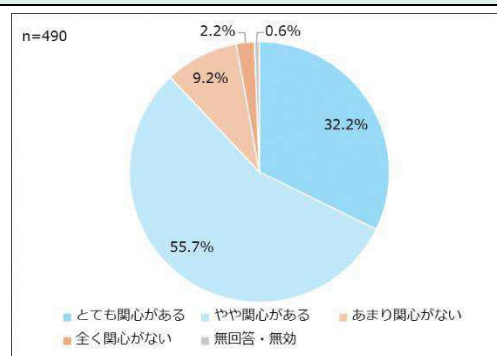


問7 電気や燃料の使用状況（単一回答）

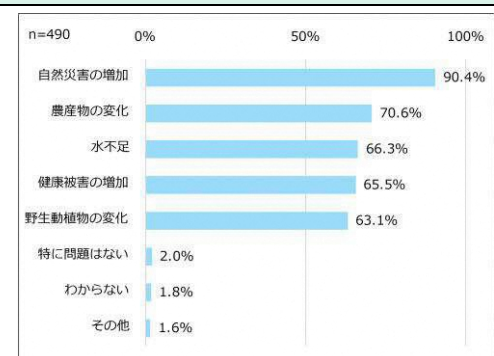


●地球温暖化対策等への考えや取組について

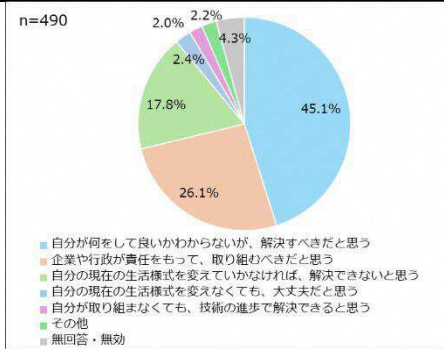
問8 地球温暖化への関心（単一回答）



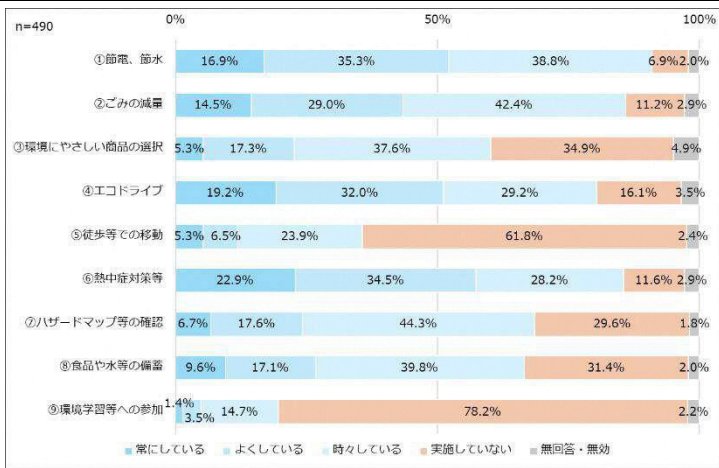
問9 実感・心配している気候変動による影響（複数回答）



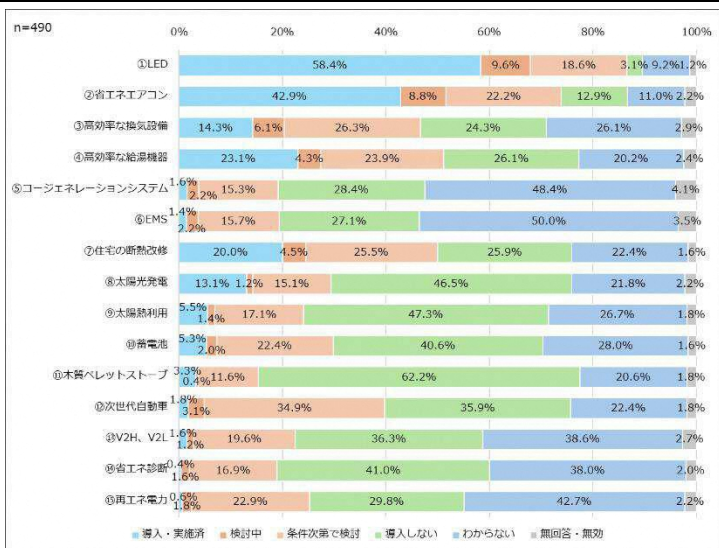
問 10 地球温暖化問題に対する考え（単一回答）



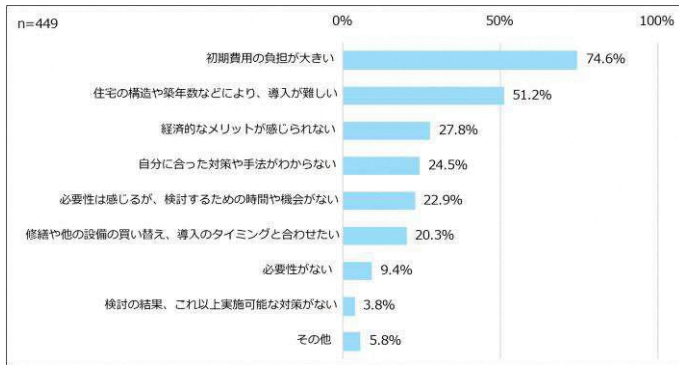
問 11 日常のソフト対策状況（単一回答）



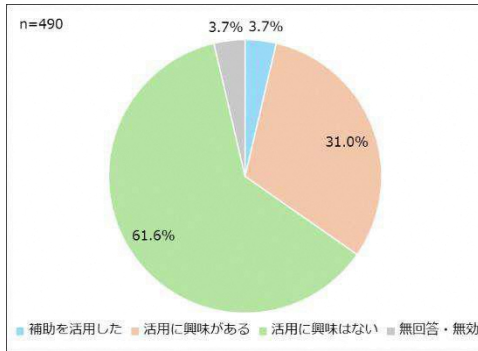
問 12 省・再エネ設備等の導入意向（単一回答）



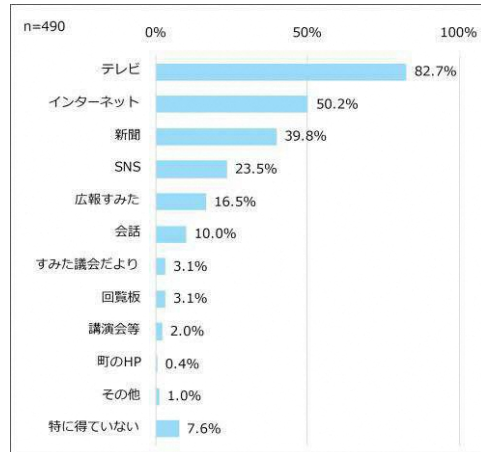
問 12 「問 12」に取り組む際の課題（複数回答）



問 14 ペレットストーブ等設置費用補助活用に対する考え（単一回答）

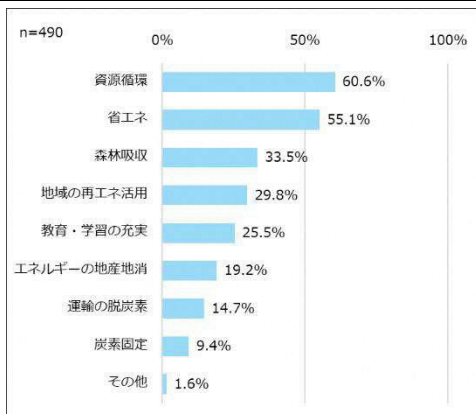


問 15 環境に関する情報の入手方法（複数回答）



●地球温暖化対策で町が目指すべき方向性について

問 16 町が特に力を入れて取り組むべきこと（複数回答）



問 17 町内で活用すべき再生可能エネルギー（複数回答）



② 事業者アンケート

【実施概要】

調査目的	住田町の地球温暖化対策、気候変動適応に関する事業者意見等の把握
調査対象者	住田町内の事業所 91 所
調査期間	令和 7 年 9 月 29 日 ～ 10 月 13 日
調査方法	郵送による配布、郵送・WEB による回収
回収数・回収率	回収数：49 件 回収率：53.8%

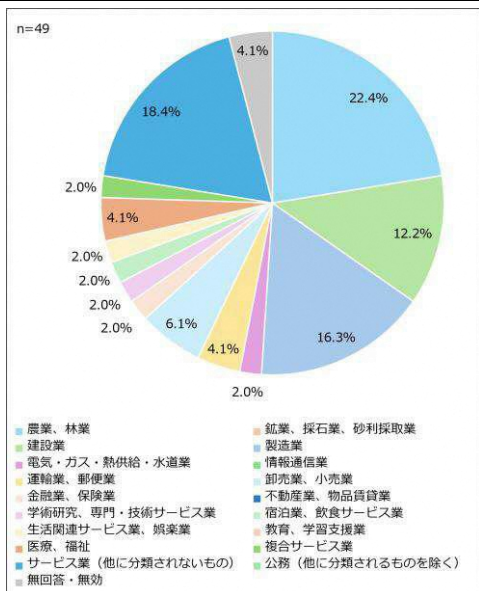
【調査項目】

貴社のことについて	
問 1	事業所名（記述）
問 2	主な業種（単一回答）
問 3	従業員数（単一回答）
問 4	事業所の土地・建物の所有形態（単一回答）
問 5	事業所の築年数（単一回答）
問 6 - 1	自動車の保有状況（単一回答）
問 6 - 2	燃料種別内訳（記述）
問 7	電気や燃料の使用状況（単一回答）
地球温暖化対策等への考えや取組について	
問 8	地球温暖化への関心（単一回答）
問 9	実感・心配している気候変動による影響（複数回答）
問 10	地球温暖化問題に対する考え（単一回答）
問 11	日常のソフト対策状況（単一回答）
問 12	省・再エネ設備等の導入意向（単一回答）
問 13	「問 12」に取り組む際の課題（複数回答）
問 14	ペレットストーブ等設置費用補助活用に対する考え（単一回答）
問 15	環境に関する情報の入手方法（複数回答）
地球温暖化対策で町が目指すべき方向性について	
問 16	町が特に力を入れて取り組むべきこと（複数回答）
問 17	町内で活用すべき再生可能エネルギー（複数回答）
問 18	行政と協力できそうな地球温暖化対策（記述）
問 19	町の地球温暖化対策に関する意見など（記述）

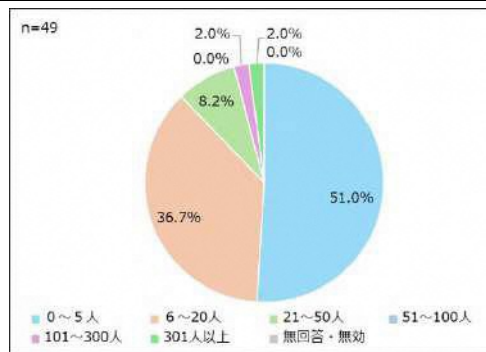
【調査結果】

● 貴社のことについて

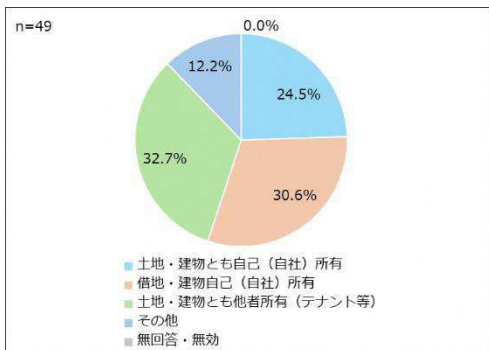
問2 主な業種（単一回答）



問3 従業員数（単一回答）



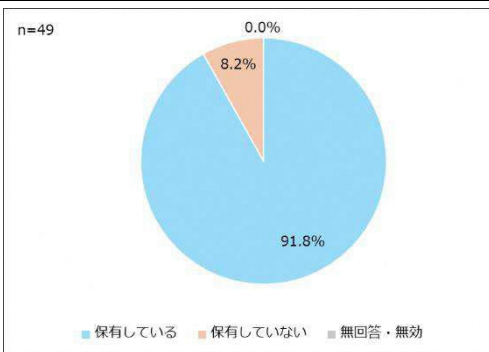
問4 事業所の土地・建物の所有形態（単一回答）



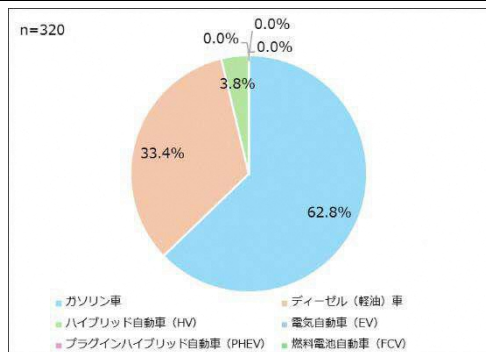
問5 事業所の築年数（単一回答）



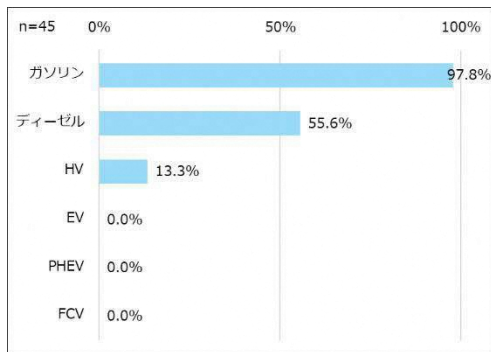
問6-1 自動車の保有状況（単一回答）



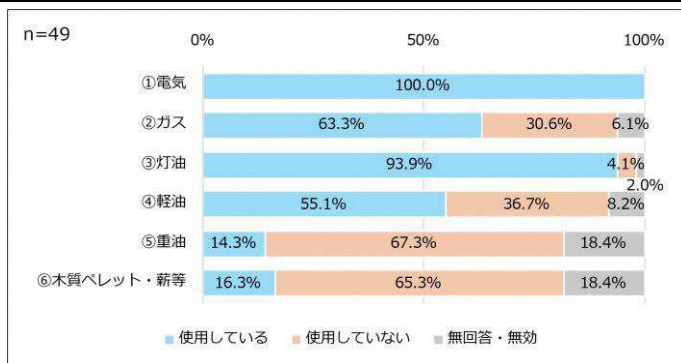
問6-2 燃料種別内訳（記述）



参考 燃料種別の自動車保有事業所割合

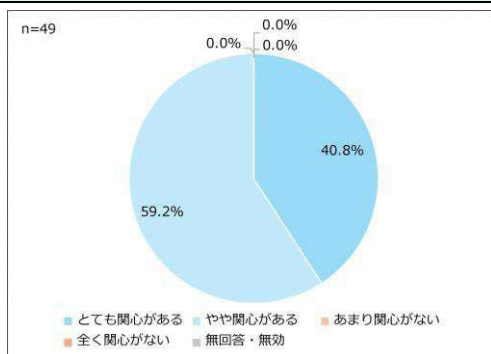


問7 電気や燃料の使用状況 (単一回答)

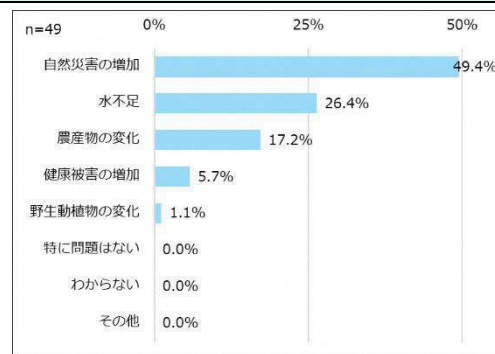


●地球温暖化対策等への考えや取組について

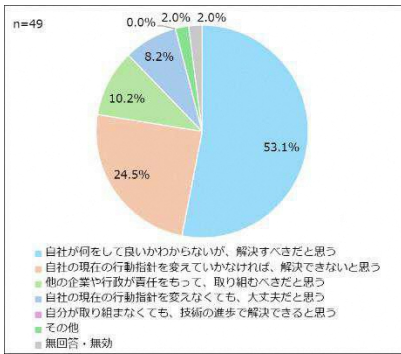
問8 地球温暖化への関心 (単一回答)



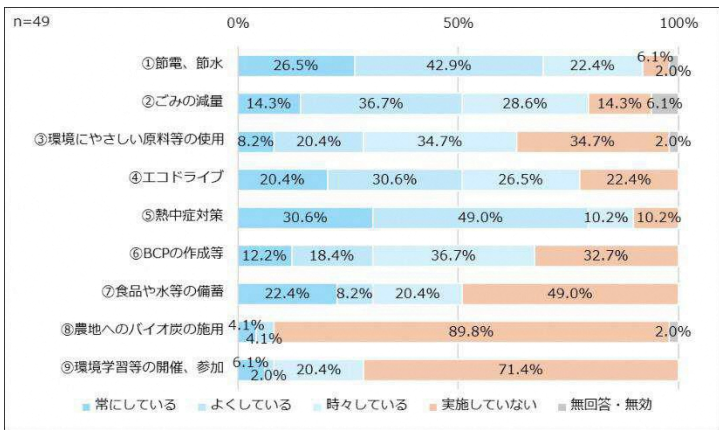
問9 実感・心配している気候変動による影響 (複数回答)



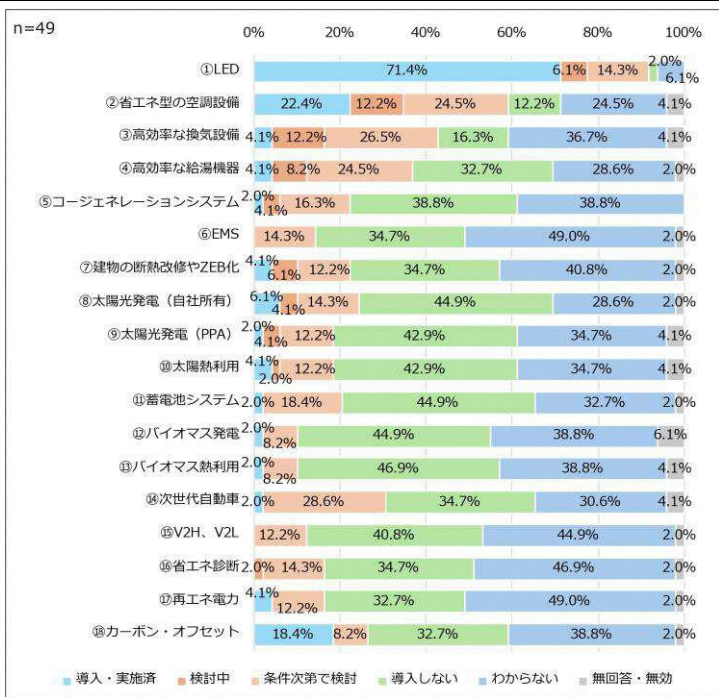
問 10 地球温暖化問題に対する考え（単一回答）



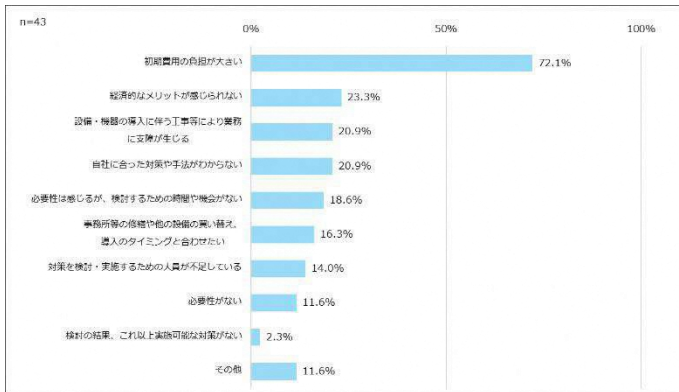
問 11 日常のソフト対策状況（単一回答）



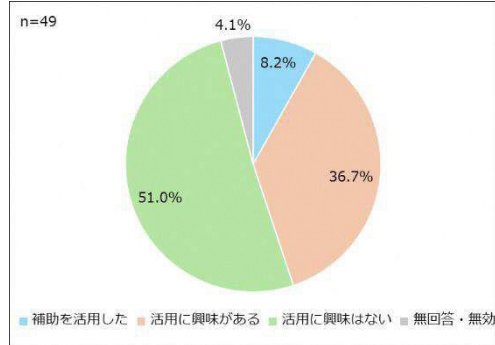
問 12 省・再エネ設備等の導入意向（単一回答）



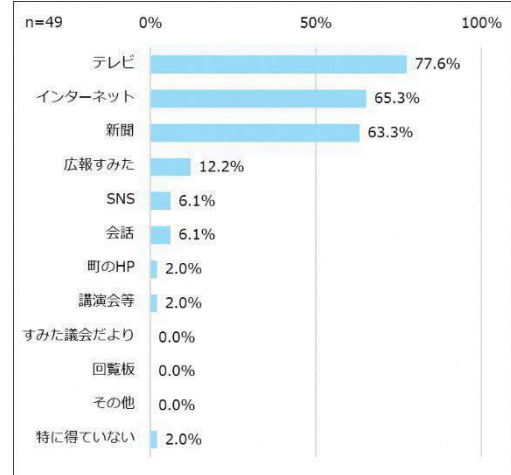
問 12 「問 12」に取り組む際の課題（複数回答）



問 14 ペレットストーブ等設置費用補助活用に対する考え（単一回答）

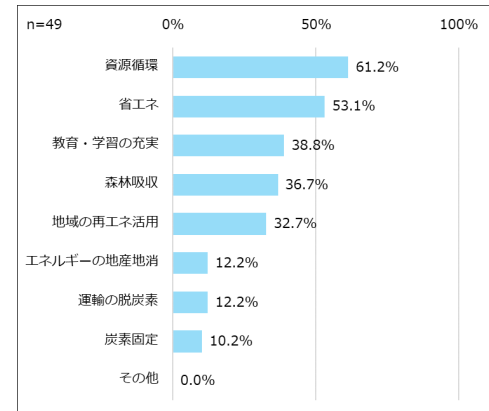


問 15 環境に関する情報の入手方法（複数回答）

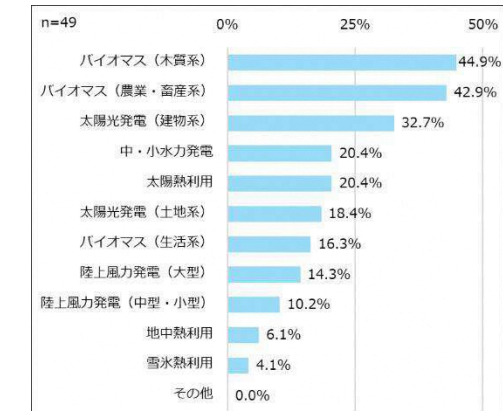


●地球温暖化対策で町が目指すべき方向性について

問 16 町が特に力を入れて取り組むべきこと（複数回答）



問 17 町内で活用すべき再生可能エネルギー（複数回答）



住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 令和8年3月

〔発行〕住田町

〔編集〕住田町 住民税務課

〒029-2396 岩手県気仙郡住田町世田米字川向 88 番地 1

TEL 0192-46-2113

<https://www.town.sumita.iwate.jp/>



**住田町地球温暖化対策実行計画
（区域施策編）素案

（概要版）**

2026（令和8）年3月



住 田 町

1. 住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基本的事項 （本編：P1～P4）

（2）本計画策定の目的

近年、人間の社会経済活動の活発化に伴う化石燃料の使用量増加により、二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に放出され、地球温暖化が進んでいます。また、地球温暖化による気温の上昇、豪雨の頻度の増加といった気候変動、それに伴う農作物の品質低下、熱中症や感染症リスクの増加などの影響は、世界的な問題にだけでなく、住田町でも表れています。

本計画は、住民、事業者、行政がそれぞれが率先し、一体となって地球温暖化対策に取り組むことで、温室効果ガスの削減や目指す将来像の実現をすることを目的とします。

（3）上位計画及び関連計画との位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第 19 条第 2 項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として位置づけられます。また、気候変動適応法第 12 条に基づく地域気候変動適応計画として位置づけられます。

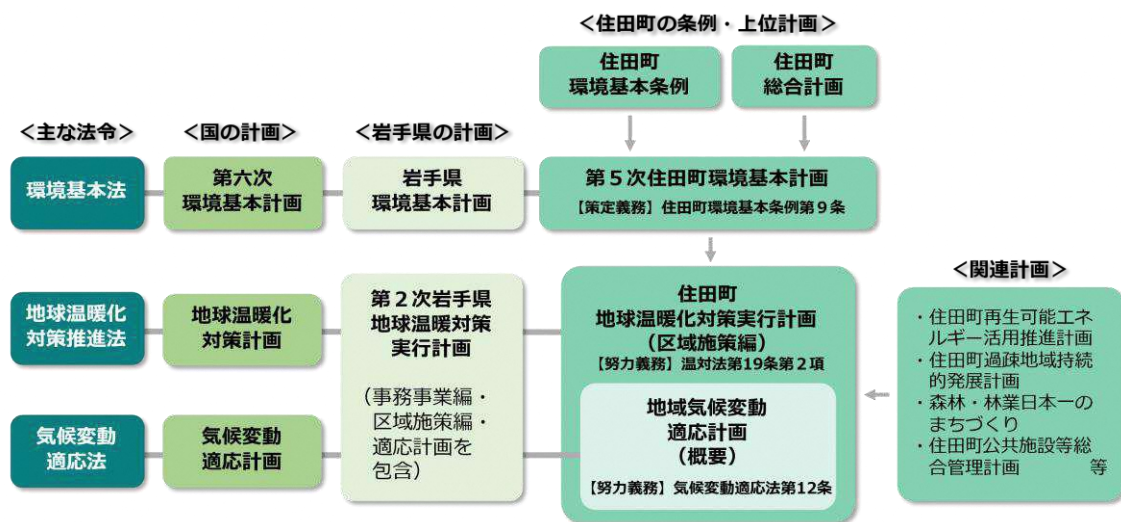


図 1-1 上位計画及び関連計画との位置づけ

（4）本計画の対象とする温室効果ガスの種類

① 対象地域・主体

本計画の対象地域は本町全域とし、取組の対象は、本町の温室効果ガス排出に関わるすべての主体（住民・事業者・行政）とします。

② 対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策推進法では、次の7物質が削減の対象とされています。本計画では、これらの温室効果ガスのうち、全体の約9割を占め、排出量の把握や各主体の取組による削減が比較的容易な二酸化炭素を推計や削減の対象とします。

(5) 計画期間

本計画は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間を計画期間とします。基準年度は2013（平成25）年度、目標年度は2030（令和12）年度、2035（令和17）年度及び2040（令和22）年度とします。また、長期目標として2050（令和32）年度を見据えた計画とします。

なお、対策・施策の進捗状況や社会状況の変化に応じて、定期的に見直しを検討します。

2013		2023		2025	2026		2030	2035	2040		2050
H25	...	R5	...	R7	R8	...	R12	R17	R22	...	R32
基準 年度		現状 年度※		策定 年度			目標 年度	目標 年度	目標 年度		長期 目標
					← 計画期間 →						

※現状年度は、排出量を推計可能な直近の年度を指します。

図 1-2 基準年度、目標年度及び計画期間

2. 住田町の特徴（本編：P5～P17）

本町は、岩手県の東南部に位置し、東は大船渡市、釜石市、北は遠野市、西は奥州市、一関市、南は陸前高田市に接する、面積 33,484ha の町で、広大な森林を有し、気仙川及びその支流に沿ったわずかな平坦地に、集落、農用地などが集中する典型的な中山間地域です。

年間の日平均気温は 10℃前後、日照は 4～6 月に多くなっており、住田気象観測所の気象観測データによると、長期的には日平均気温、降水量とも上昇傾向にあります。夏日・真夏日・猛暑日日数はいずれも増加傾向、冬日・真冬日日数はいずれも減少傾向にあります。

本町の再生可能エネルギー導入ポテンシャルは、1,141,059kW となっています。発電量としては、本町の 2023（令和 5）年度の電力需要量 43,622MWh の約 75 倍に相当します。

木質バイオマスのポテンシャル（賦存量）については、発電利用の場合で約 7.5MW、熱電併給の場合で約 28.3MW、熱利用の場合で約 79.7MW となっています。

（4）二酸化炭素排出量の推計・要因分析

① 住田町の現況の二酸化炭素排出量

環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて毎年度公表している「自治体排出量カルテ」によると、本計画で対象とする部門・分野の二酸化炭素排出量の現況は次のとおりです。

本町の二酸化炭素の排出量の特徴として、町内に工場が多数立地していることから、産業部門の排出量比率が高いものの、近年の取組の結果、排出量は減少傾向にあります。

表 2-3 本町の部門別二酸化炭素排出量の推移

(千 t-CO₂)

部門・分野	年度									
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
産業	27.0	25.1	23.2	24.7	22.3	20.8	19.6	23.4	24.0	21.7
業務 その他	6.0	5.9	6.2	5.0	4.5	4.5	4.4	3.5	3.9	3.7
家庭	11.8	10.4	11.6	10.6	10.2	9.3	8.6	8.1	8.3	8.4
運輸	13.3	12.9	12.7	12.3	12.1	11.7	11.5	10.3	10.2	10.1
廃棄物	1.1	1.0	1.1	0.9	0.8	0.9	1.1	0.8	0.9	0.9
合計	59.3	55.3	54.9	53.4	49.9	47.6	45.2	46.2	47.2	44.8
基準 年度比		▲6.7%	▲7.4%	▲9.9%	▲15.8%	▲19.6%	▲23.8%	▲22.1%	▲20.3%	▲24.3%

※端数処理の関係で総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

出典：環境省 自治体排出量カルテ

② 住田町の二酸化炭素排出量の将来推計

総合計画等で公開されている人口や製造品出荷額等の将来予測値を基に、今後、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等の追加的な対策を講じなかった場合（現状趨勢ケース）の二酸化炭素排出量の将来推計を行いました。

将来推計結果は次のとおりです。産業の活性化等により、産業部門の排出量は増加が予測されるものの、全体的な排出量は人口減少等により、現況年度以降も減少する予測となっています。

表 2-4 現状趨勢ケースにおける部門別排出量推計

(千 t-CO₂)

部門・分野	年度					
	2013 (H25)	2022 (R4)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2050 (R32)
産業	27.0	21.7	21.9	22.4	22.9	24.0
	-	▲19.6%	▲18.7%	▲17.0%	▲15.1%	▲11.0%
業務 その他	6.0	3.7	3.4	3.0	2.7	2.1
	-	▲37.4%	▲43.9%	▲49.2%	▲54.5%	▲65.1%
家庭	11.8	8.4	7.2	6.7	6.2	5.3
	-	▲29.1%	▲39.2%	▲43.5%	▲47.7%	▲55.2%
運輸	13.3	10.1	8.8	8.1	7.5	6.4
	-	▲23.7%	▲33.9%	▲38.8%	▲43.4%	▲51.7%
廃棄物 (一般廃棄物)	1.1	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7
	-	▲25.4%	▲30.9%	▲33.2%	▲35.1%	▲38.0%
合計	59.3	44.8	42.1	41.0	40.1	38.6
	-	▲24.3%	▲29.0%	▲30.7%	▲32.3%	▲34.9%

※端数処理の関係で総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

3. 計画全体の目標（本編：P19～P22）

（1）地域の目指す将来像

本計画の基本的事項や現況、地域の特徴等を踏まえ、地域の目指す将来像として「森・水・土農の恵みが循環し 次世代へ豊かな自然をつなぐ 脱炭素の町すみた」を掲げます。

（2）区域施策編の目標

本町では、すでに森林吸収量が排出量を上回るマイナスカーボンの状態となっており、省エネルギーや再生可能エネルギー等の取組を加速化させ、国や岩手県の削減目標達成に貢献します。

本計画で定める 2030（令和 12）年度の目標は、2013（平成 25）年度の二酸化炭素排出量から、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入による削減量及び森林吸収量を差し引く方式により設定します。

この方式によると、2013（平成 25）年度の削減率は▲211.5%、2030（令和 12）年度の目標削減率は▲211.7%となります。

2013（平成 25）年度と比較して 2022（令和 4）年度の森林吸収量が減少していることから、この減少分を省エネルギーや再生可能エネルギーの取組分で補うとともに、確実な再造林などにより森林吸収量の維持に努め、削減率を維持する目標とします。

表 3-1 本町における二酸化炭素削減目標

項目	量（千 t-CO ₂ ）		削減率（%）	
2013（平成 25）年度排出量	59.3		-	
自然減	▲17.2	▲22.0 … ①	▲29.0%	▲37.1%
省エネルギー対策による削減	▲3.3		▲5.6%	
再生可能エネルギー導入による削減	▲1.5		▲2.5%	
2030（令和 12）年度排出量	37.3		▲37.1%	
森林吸収量	▲103.5 … ②		-	
排出削減＋森林吸収（①＋②）	▲125.4		▲211.7%	

※端数処理の関係で総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

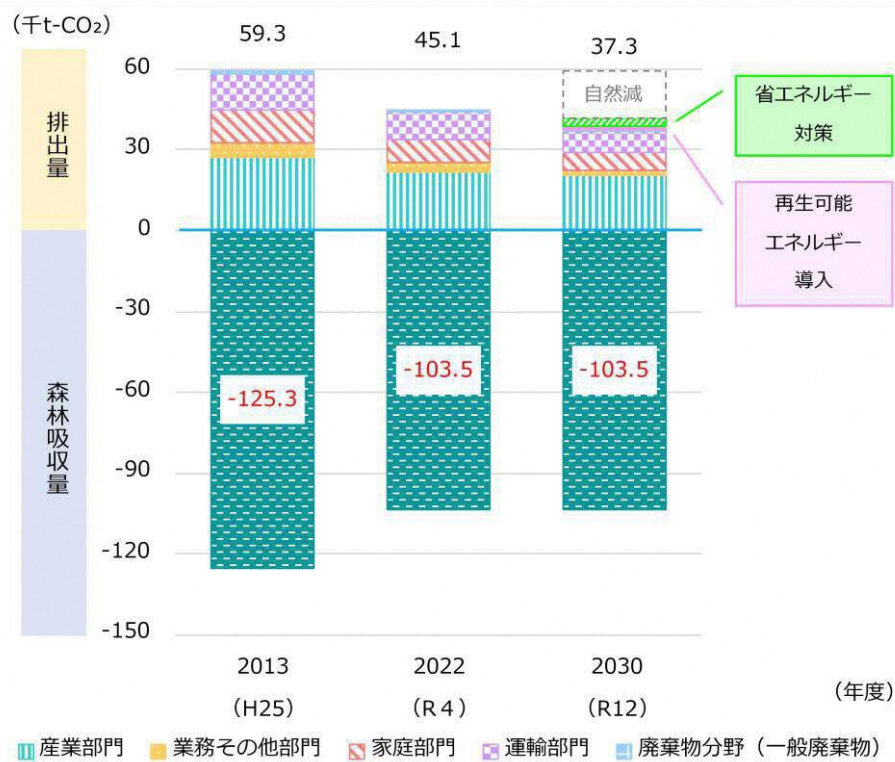


図 3-2 本町における二酸化炭素削減イメージ

表 3-2 本町における二酸化炭素削減目標（部門別）

(千 t-CO₂)

二酸化炭素排出量・吸収量	2013 年度	2022 年度	2030 年度	2013 年度比
産業部門	27.0	21.7	21	▲6.7 (▲24.7%)
業務その他部門	6.0	3.7	3	▲3.9 (▲64.4%)
家庭部門	11.8	8.4	7	▲5.4 (▲45.6%)
運輸部門	13.3	10.1	8	▲5.4 (▲40.8%)
廃棄物分野（一般廃棄物）	1.1	0.9	0.3	▲0.6 (▲54.6%)
排出削減 + 森林吸収	▲125.3	▲117.9	▲125.4	-
排出削減 + 森林吸収の削減率	▲211.5%	▲198.9%	▲211.7%	-

4. 二酸化炭素排出削減等に関する対策・施策（本編：P23～P36）

（1）対策・施策の体系

地域の目指す将来像や二酸化炭素排出削減目標の達成に向けて、本計画で取り組む対策・施策の体系的にまとめました。

施策Ⅰ 省エネルギーの推進	I-1 省エネルギー行動の推進
	I-2 省エネルギー設備の導入
施策Ⅱ 森林の適切な管理、保全	Ⅱ-1 森林の適切な管理、保全
施策Ⅲ 脱炭素なまちづくり	Ⅲ-1 資源循環
	Ⅲ-2 移動の脱炭素化
	Ⅲ-3 気候変動への適応
施策Ⅳ 地域資源の活用	Ⅳ-1 地域の特性に合った再生可能エネルギーの利用
	Ⅳ-2 豊かな町土づくりと地域で生まれる多様な資源の活用
施策Ⅴ 環境意識の啓発	V-1 情報収集、学習機会の創出
	V-2 各主体との連携

(2) 具体的な取組

施策 I 省エネルギーの推進

省エネルギー行動の推進や省エネルギー設備の導入により、使用する電気や燃料の削減に取り組みます。

【取組指標】 — 関連部門・分野：家庭、廃棄物

指標項目	現況	目標 (2030年度)
家庭部門の1人当たり二酸化炭素排出量	8 t-CO2 (2022年度)	7 t-CO2
町域の電力消費量	3.088 千 kWh (2024年度)	3.033 千 kWh
省エネルギー家電設置補助件数	0 件 (2025年度)	120 件

I-1 省エネルギー行動の推進

住民	<ul style="list-style-type: none">・ 不必要な照明や家電製品はこまめに電源を切ります。・ 快適な服装を心がけ、部屋の室温を見直します。(目安：夏は 28℃、冬は 20℃)・ 家族団らんで過ごすなど、クールシェア・ウォームシェアに努めます。・ 蛇口やシャワーから水を出したままにしないなど、工夫して水を使います。・ 連続して入浴し、追いだきをしないようにします。・ 省エネルギー診断を受診し、効果的な省エネルギー行動に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 不必要な照明や OA 機器等はこまめに電源を切ります。・ クールビズやウォームビズを推奨し、部屋の室温を見直します。(目安：夏は 28℃、冬は 20℃)・ 蛇口から水を出したままにしないなど、工夫して水を使います。・ 省エネルギー診断を受診し、設備・機器の見直しや運用改善に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none">・ 不必要な照明や OA 機器等はこまめに電源を切ります。・ クールビズやウォームビズを推奨し、部屋の室温を見直します。(目安：夏は 28℃、冬は 20℃)・ 公共施設のクールシェアスポット化を検討します。・ 蛇口から水を出したままにしないなど、工夫して水を使います。

I-2 省エネルギー設備の導入

住民	<ul style="list-style-type: none"> ・LED 照明への交換に努めます。 ・家電（冷蔵庫、エアコンなど）を買い換える際は、省エネ家電の選択に努めます。 ・高効率給湯器（エコキュート）や節水型の機器の選択に努めます。 ・電気やガスの使用量を見える化したり、家電の自動制御をしたりできる、HEMS の設置を検討します。 ・家庭用燃料電池（エネファーム）の設置を検討します。 ・住宅の新築・改築の際は、ZEH、窓・壁等の断熱などを検討し、省エネルギー性能の向上に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・LED 照明への交換に努めます。 ・エアコンや換気設備を更新する際は、高効率な製品の選択に努めます。 ・高効率給湯器や節水型の機器の選択に努めます。 ・電気やガスの使用量を見える化したり、設備の自動制御をしたりできる、BEMS、FEMS の設置を検討します。 ・コージェネレーションシステムの設置を検討します。 ・建物の新築・改築の際は、ZEB、窓・壁等の断熱などを検討し、省エネルギー性能の向上に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・「住田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、住民の先導として役場事業活動における二酸化炭素の排出削減に取り組みます。 ・公共施設の LED 化に努めます。 ・エアコンや換気設備を更新する際は、高効率な製品の選択に努めます。 ・高効率給湯器や節水型の機器の選択に努めます。 ・電気やガスの使用量を見える化したり、設備の自動制御をしたりできる、BEMS、FEMS の設置を検討します。 ・公共施設の新築・改築の際は、ZEB、窓・壁等の断熱などを検討し、省エネルギー性能の向上に努めます。

施策Ⅱ 森林の適切な管理、保全

本町の特性でもある森林等の適切な管理・保全により、二酸化炭素の吸収源対策に取り組めます。

【取組指標】— 関連部門・分野：森林吸収量

指標項目	現況	目標 (2030年度)
除間伐率	12.7% (2024年度)	20.0%
再造林面積	14.5ha (2024年度)	15.0ha

Ⅱ-1 森林等の管理・保全

住民	<ul style="list-style-type: none">・山菜やきのご採りをするときは、ごみを持ち帰るなどのマナーを守ります。・林業) 下刈、枝打ち、除間伐などを励行し、計画的な森林管理に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・林業) 森林管理認証の加入に努めます。・林業) 計画的な植栽を行い、森林資源の蓄積に努めます。・林業) 下刈、枝打ち、除間伐などを励行し、計画的な森林管理に努めます。・林業) 計画的な伐採により、水源かん養と土砂流出の防備に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none">・対象森林及び林地を把握し、計画的な伐採や伐採後の植林など、環境に配慮した森林施業や管理を行います。・町有林整備によって創出されたクレジットを販売することで、事業者等が行う脱炭素の取組を支援します。

施策Ⅲ 脱炭素なまちづくり

資源循環や移動の脱炭素化、気候変動への適応により、循環型社会の形成や持続可能なまちづくりに取り組みます。

【取組指標】 — 関連部門・分野：家庭

指標項目	現況	目標 (2030年度)
可燃ごみの総排出量	910.2 t (2024年度)	819.2 t
住民の環境配慮車（HV、EV、PHEV、FCV）の保有割合（アンケート）	17.8% (2025年度)	25.0%

Ⅲ-1 資源循環

住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の減量化、3R 運動に取り組みます。 ・ ごみは、正しく分別します。 ・ 量り売りや詰め替えのできる商品を購入します。 ・ 紙コップ、割り箸など、使い捨て商品の利用を控えます。 ・ 過剰な包装は断ります。 ・ 資源古紙のリサイクルに取り組みます。 ・ 家電やパソコンは、法令に基づきリサイクル処理します。 ・ 小型家電は回収ボックスを活用し、リサイクルの促進に協力します。 ・ 生ごみ処理容器により、その堆肥化利用に取り組みます。 ・ 牛乳パック、トレイなどは、商店などに設置されている分別回収ボックスに出します。 ・ 適量のご飯を残さず食べるなど、食品ロスの削減に努めます。 ・ 家庭で余っている食品を集めてフードバンク等に寄付する、フードドライブに協力します。 ・ マイボトル、マイバッグの利用など、プラスチックごみの削減に取り組みます。 ・ 今持っている服を長く着る、古着を購入したり譲ったりするなど、サステナブルファッションに取り組みます。 ・ グリーン商品やエコマーク商品など、環境に配慮した商品の選択に努めます。 ・ フロンガスを使用している家電製品は、定められた方法で適正に処理します。
----	--

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通) 廃棄物の減量化、3R 運動に取り組みます。 ・ 共通) 事業活動にともない生じる廃棄物は、事業系廃棄物として適正に処理します。 ・ 農業) 家畜排せつ物は適正に管理し、堆肥としての利用に取り組みます。 ・ 製造業) 再生原料を使用した製品等、環境にやさしい商品の開発や製造に努めます。 ・ 製造業) リサイクルが容易な素材を使用した製品など、ごみの減量化や再資源化に適した商品の開発や製造に努めます。 ・ 製造業) 製品の梱包は簡易包装に努めるとともに、リサイクルが容易な材料を活用します。 ・ 小売業) 過剰な包装を自粛します。 ・ 小売業) マイバック運動を推進します。 ・ 小売業) エコマーク商品など、環境への負荷が少ない製品の販売に努めます。 ・ 小売業) 牛乳パック、トレイなどの分別回収ボックスの設置に努めます。 ・ 飲食・旅館業など) 生ごみの発生を抑えるため、食材の効率的な利用を図ります。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源ごみ（ダンボールや資源古紙）やプラスチックごみの分別を徹底し、生活系ごみの減量化を図ります。 ・ グリーン商品やエコマーク商品など、環境に配慮した商品の調達を推進します。 ・ 畜産排せつ物を適正処理するため、耕種農家と連携した循環利用を推進します。

Ⅲ-2 移動の脱炭素化

住民	<ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップや「eスタート」など、エコドライブを心がけます。 ・出かけるときは、距離や行き先に応じて徒歩や自転車、公共交通機関の利用を選択します。 ・宅配便は、日時・時間指定やコンビニ受取を活用し、1回で受け取るようにします。 ・テレワークやオンライン会議を活用します。 ・カーシェアやレンタカーを活用します。 ・エコカー（ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車など）の購入・利用を検討します。 ・エコカー導入と合わせて、EV充電スポットなどの整備を検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・共通) アイドリングストップや「eスタート」など、エコドライブを心がけます。 ・運輸業) エコカー（ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車など）の導入に努めます。 ・運輸業) エコカー導入と合わせて、EV充電スポットなどの整備を検討します。 ・運輸業) 過積載しないよう注意します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップや「eスタート」など、エコドライブを心がけます。 ・公用車のエコカー（ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車など）導入を促進します。 ・エコカー導入と合わせて、EV充電スポットなどの整備を推進します。

Ⅲ-3 気候変動への適応

住民	<ul style="list-style-type: none">・暑さを避ける、こまめな水分補給、暑さに備えた体作りなどの熱中症対策をします。・グリーンカーテンなどの暑さを和らげる対策をします。・虫よけスプレーや蚊取り線香の使用、家の周囲の不要な水たまりをなくすなど、感染症を媒介する蚊に刺されない、蚊を発生させない対策をします。・ハザードマップの確認、食料や水の備蓄など、豪雨・洪水・土砂災害などへ備えます。・渇水時の節水に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・従業員に対し、熱中症や感染症予防に関する普及啓発を行います。・暑熱対策や休憩場所の整備など、職場の作業環境を管理します。・BCPの策定や運用を行います。・ハザードマップの確認など、豪雨・洪水・土砂災害などへ備えます。
行政	<ul style="list-style-type: none">・従業員に対し、熱中症や感染症予防に関する普及啓発を行います。・暑熱対策や休憩場所の整備など、庁内の作業環境を管理します。・BCPの策定や運用を行います。・ハザードマップの作成、周知など、豪雨・洪水・土砂災害などへ備えます。

施策Ⅳ 地域資源の活用

再生可能エネルギーの利用や発電設備の導入により、エネルギーの地産地消や地域防災、エネルギー代金の域外流出防止に取り組みます。また、豊かな町土づくりや地域で生まれる多様な資源の活用により、環境負荷の低減等に取り組みます。

【取組指標】— 関連部門・分野：家庭

指標項目	現況	目標 (2030年度)
林地残材の活用方法の創出	0件 (2025年度)	1件
家庭用太陽光発電導入率（アンケート）	13.1% (2025年度)	15.0%

Ⅳ-1 地域の特性に合った再生可能エネルギーの利用

住民	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー由来の電力を使用したプランの選択に努めます。 太陽光発電や木質バイオマス熱利用など、町の特性や家庭の状況に適した再生可能エネルギーの導入に努めます。 車のバッテリーに備えた電気を家庭用電源として活用できる、V2Hなどの設置を検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー由来の電力を使用したプランの選択に努めます。 太陽光発電や木質バイオマス熱利用など、町の特性や事業所の状況に適した再生可能エネルギーの導入に努めます。 発電事業者）再生可能エネルギー事業を実施する際は、法令を遵守し、環境や景観に十分に配慮します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー由来の電力を使用したプランの選択に努めます。 木質燃料燃焼機器の公共施設等への導入により、木質バイオマスのエネルギー利用を推進します。 公共施設への太陽光発電設備や蓄電池の設置を検討します。 環境に影響を与える可能性が大きい大規模な風力、太陽光などの再生可能エネルギー導入を調整するため、一定規模以上の導入計画の把握や必要な調査、適正な執行に向けた指導をします。

IV-2 豊かな町土づくりと地域で生まれる多様な資源の活用

住民	<ul style="list-style-type: none">・農地の適正な維持管理に努めます。・できるだけ地産（岩手県産等）で旬の食材を選ぶようにします。・住宅を建築する際は、地域材を利用するように努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・農業）有機栽培、無農薬、減農薬、減化学肥料農業に取り組みます。・農業）炭化处理や肥料化处理された鶏ふん、高機能バイオ炭「宙炭（そらたん）」の活用に努めます。・建設業）地元または県内産の木材や間伐材を利用するように努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none">・中山間地域等直接支払制度の促進、集落協定の締結により、農業生産力を維持するとともに、農地が持つ多面的機能を保全します。・公共施設建設の際は、地元産材の利用に努めます。

施策Ⅴ 環境意識の啓発

情報収集・学習機会の創出や各主体との連携により、本町内だけでなく町外の様々な主体と協力して二酸化炭素の削減に取り組みます。

【取組指標】— 関連部門・分野：

指標項目	現況	目標 (2030年度)
森林環境学習 ¹ の参加者数	延べ433人 (2024年度)	延べ450人
広報やSNS等を活用した環境保全に関する情報提供回数	不定期	4回/年

V-1 情報収集・学習機会の創出

住民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境や地球温暖化対策に関する情報を自ら収集するよう心がけます。 ・本町の自然の魅力を町外に発信するよう心がけます。 ・森林環境学習や自然観察会などの環境に関する講座やボランティア活動に参加します。 ・森林、河川、公園などの環境保全活動や清掃美化活動に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境や地球温暖化対策に関する情報を自ら収集するよう心がけます。 ・職場内での環境学習を充実させ、従業員の環境保全意識の高揚に努めます。 ・職場内の環境の取組を発信するよう心がけます。 ・森林環境学習や自然観察会などの環境に関する講座やボランティア活動に参加します。 ・森林、河川、公園などの環境保全活動や清掃美化活動に参加します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県、本町が実施する地球温暖化対策に関する運動や補助制度について情報を発信します。 ・森林、河川、公園などの環境保全活動や清掃美化活動を実施します。 ・種山ヶ原森林公園等の森林・林業体験ゾーンを活用し、保育園・小学校・中学校・高校・一般を対象とした森林環境学習を継続して開催します。

¹ 「森の保育園」「森林環境学習」「森の保育園・ボランティア」「森林環境学習」「種山ヶ原散策会」「森林環境学習指導者養成講座」を対象とする。

V-2 各主体との連携

住民	<ul style="list-style-type: none">・事業者や行政が実施する環境保全事業や地球温暖化対策に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・住民が行う環境保全や地球温暖化対策の取組を支援します。・行政が実施する環境保全事業や地球温暖化対策に協力します。
行政	<ul style="list-style-type: none">・住民や事業者が行う環境保全事業や地球温暖化対策を支援します。・国や岩手県、近隣の自治体と情報交換を行うなど、連携して地球温暖化対策に取り組みます。・森の案内人等が実施する森林環境学習の支援や後継者、ボランティアを育成します。

5. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（本編：P37～P40）

（1）地域脱炭素化促進事業の概要

2022年4月に施行された改正地球温暖化対策推進法で市町村は、地域の地球温暖化対策に係る計画の策定において、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める際に、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めることとされています。

地域脱炭素化促進事業は、再生エネルギーを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものとして定義されます。

地域脱炭素化促進事業に認定された事業者には、事業に関係する許可等の手続きのワンストップ化や配慮書手続の省略等の特例を受けることができるなど、手続きの効率化の面でメリットがあります。

この制度における、本町の主な役割は次のとおりです。

<本町の主な役割>

- ◆ 地方公共団体実行計画（区域施策編）において、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めること
- ◆ 地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画を認定すること

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項には次の内容があり、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下、「促進区域」という。）等の設定に当たっては、地球温暖化対策推進法施行規則や岩手県が定める基準に従うとともに、地域のステークホルダーが参画した協議会等による合意形成が重要とされています。

<地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項>

- ◆ 地域脱炭素化促進事業の目標
- ◆ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）
- ◆ 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- ◆ 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組
- ◆ 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組
 - 地域の環境保全のための取組
 - 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

(2) 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）

促進区域は、地球温暖化対策推進法の施行規則や岩手県の基準によって定められた、促進区域から除外すべき区域を除き、環境配慮や社会的配慮等の観点や再生可能エネルギーのポテンシャルも考慮したうえで設定します。

環境省は、促進区域の類型として次の4つを設定しています。本町では、主に公有地・公共施設活用型や事業者提案型による促進区域の設定が想定されます。

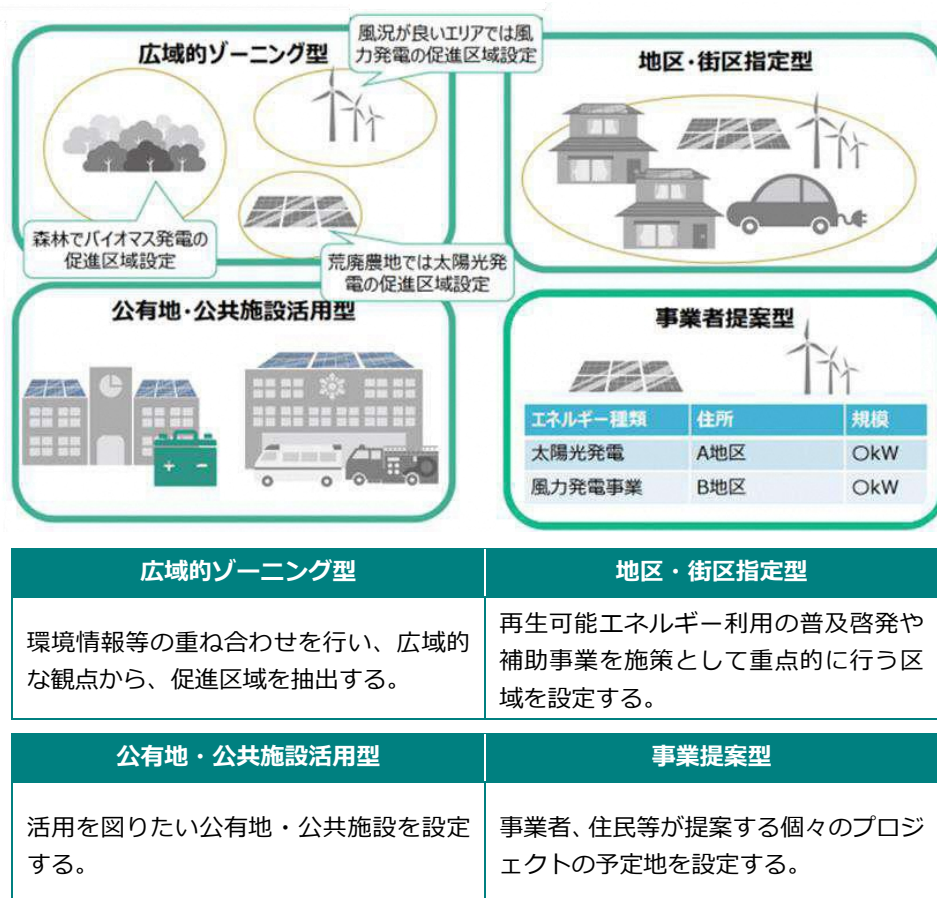


図 6-1 促進区域の類型

出典：環境省「地域脱炭素化促進事業制度」

(3) 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組

地球温暖化対策推進法では、地域脱炭素化促進事業の一環として、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組を行うこととしています。

①地域の環境保全のための取組

本町での再生可能エネルギー事業実施に当たっては、国や県が定める基準やガイドラインのほか、町の環境や景観、周囲の生活環境への配慮等の観点を踏まえた対策を講じる必要があります。

【地域の環境保全のための取組の例】

- ◆ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項
大気への影響、悪臭や騒音による影響、水の濁りや汚れによる影響、重要な地形及び地質への影響、土地の安定性への影響、反射光や風車の影による影響等の防止に努めます。
- ◆ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項
重要な動植物や及びその生息地や群落への影響、地域を特徴づける生態系への影響等への配慮に努めます。
- ◆ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項
眺望点や景観資源、眺望景観への影響、人と自然との触れ合いの活動の場への影響等への配慮に努めます。

②地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

本町での再生可能エネルギー事業実施に当たっては、事業者の可能な範囲で次のような取組を合わせて実施することで、地域経済の活性化や地域課題の解決に貢献することが望まれます。

【地域の経済への貢献の例】

- ◆ 発電で得られた電気を自家消費したり、余剰電力を町内の公共施設や家庭、事業所へ供給したりして、エネルギーを域内循環させます。
- ◆ 設備の施工や運用、保守点検等に当たっては、地元の事業者と協働するなど、再生可能エネルギー事業の運用に係る雇用創出や人材育成に努めます。
- ◆ 地域の金融機関や住民のファイナンス主体としての事業への参画を検討します。

【地域における社会的課題の解決の例】

- ◆ 再生可能エネルギーの非常時の災害用電源としての活用や、EV シェアリング、グリーンスローモビリティの導入・活用等により、他の政策分野の課題解決にも協力します。
- ◆ 再生可能エネルギー事業に伴う発電余熱の施設園芸への活用や、燃焼残渣物の有機肥料としての活用等に努めます。
- ◆ 将来の解体処理等を見据えた資産除去債務の計上、積立金の適正管理を行います。
- ◆ 地域行事への参加、地元の事業者や学生への技術の共有、教育などに協力し、地域の環境意識の向上を図ります

6. 気候変動適応策（本編：P41～P44）

（1）気候変動適応策とは

気候変動対策には、「緩和策」と「適応策」の2つがあります。

「緩和策」は、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入、森林吸収等により、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出を削減する取組です。「適応策」は、自然・社会・経済活動を気候の変化に対応させることにより、気候変動の影響による被害を回避・軽減する取組です。

（2）分野の影響と将来予測

国や県と連携しながら気候変動による被害の状況や将来予測、それらへの対策に関する最新の情報を収集し、本町の地域特性を踏まえた取り組みを検討していきます。

表 7-3 本町の主な適応策

分野	適応策の内容
農業・ 林業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田植え時期の見直し、新品種の導入 ・ 畜産の適切な飼育管理、施設管理 ・ 森林の多面的機能、木材生産機能、水源涵養機能の維持・増進
水環境・ 水資源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県との連携による水質の監視
自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 希少な動植物、野生鳥獣のモニタリング、個体数管理
自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川改修等の治水対策 ・ ハザードマップの周知、防災情報の発信
健康	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症予防に関する情報発信、注意喚起 ・ 関係機関と連携した感染症の予防や対策の推進
産業・ 経済活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の省エネルギー化促進 ・ 自立分散型のエネルギーや蓄電池等の導入促進 ・ 地域材や木質バイオマスの利活用促進
町民生活・ 都市生活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携した気候変動への適応策に関する普及啓発 ・ 公園緑地等の保全・創出 ・ 生物季節の変化等に関する情報発信

7. 計画の実施及び進捗管理（本編：P45～P46）

（1）推進体制

本計画が掲げる環境像「(仮) 豊かな環境と共生する 持続可能なまち住田」を実現するためには、計画が着実に実行される仕組みを整備し、その実効性を確保することが重要です。

本町では、首長をトップとし、関係する全ての部局が参画する横断的な庁内体制を構築・運営するとともに、庁外部署や「住田町環境審議会」とも連携して取組を進めます。

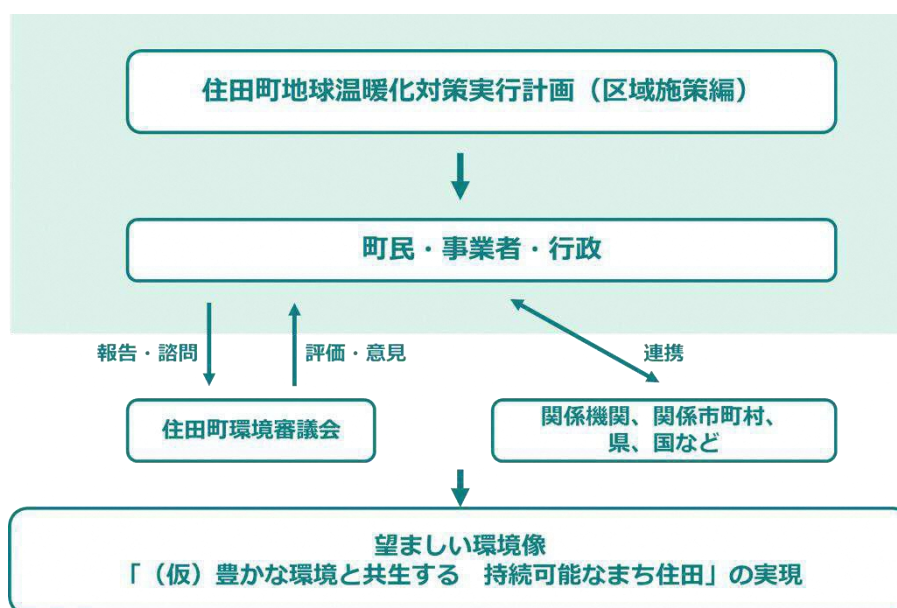


図 8-1 本計画の推進体制

（2）各主体の役割

本計画の対象は住民・事業者・行政の様々な活動に関連するため、推進するためには各主体による自主的・積極的な取組と、参加・協力が不可欠です。

住民・事業者 の役割	地球温暖化や気候変動の影響への理解を深めて、自らの問題としてとらえ、できることから行動に移していくことが大切です。関連情報の収集、エネルギーの消費や廃棄物削減等に努め、行政の地球温暖化対策へ協力することが期待されます。
行政の役割	本計画に掲げる施策の実施等、国や県、その他関係機関等と連携し、率先して地球温暖化対策に取り組みます。また、住民や事業者の取組を促進するため、情報の収集や発信を行います。

パブリックコメントの実施について

住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の案について、住民等からの意見を計画に反映させるために「パブリックコメント」を実施します。詳細については、以下のとおりです。

1. 募集期間について

令和8年2月18日（水）～令和8年2月25日（水）（予定）

2. 閲覧場所及び方法について

閲覧場所	閲覧時間	閲覧方法
役場交流プラザ	平日 8:30～17:15	冊子による閲覧
各地区公民館 (大股、下有住、上有住、五葉)	各開館時間内	冊子による閲覧
町ホームページ	指定なし	PDFによる閲覧

3. 意見書の作成方法について

- ・各閲覧場所に意見書（別紙）を配布し、任意様式で提出する際は以下の内容を記入することとします。
① 名前 ② 住所 ③ 電話番号 ④ 意見（ページ、項目を示した上意見を記入）
- ・ホームページ掲載には、意見書様式をWord及びPDFで掲載する。

4. 提出方法について

- ・提出方法は以下の方法とします。
① 郵送 ② FAX ③ E-mail ④ 持参 のいずれかの方法により提出いただきます。
なお、冊子による閲覧場所には意見書回収箱を準備します。

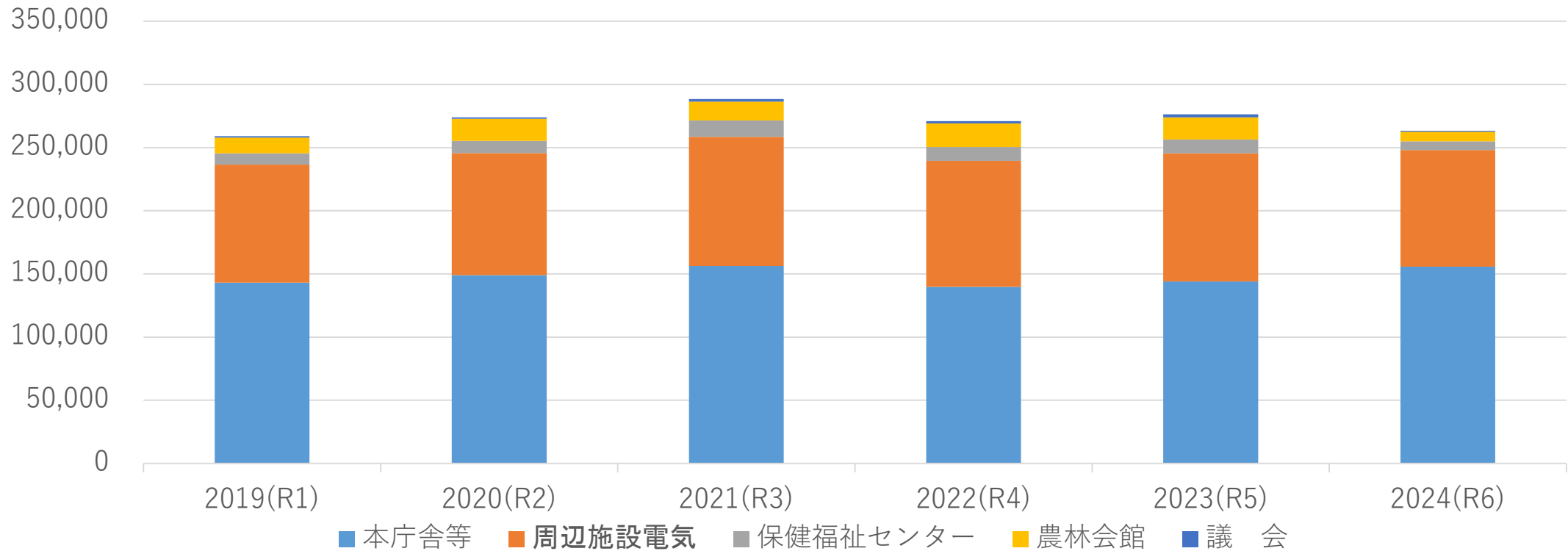
5. その他

- ・いただいた意見を公表する際は、意見以外の内容（氏名、住所等）は公表しません。
- ・個々の意見に対しての個別の回答はいたしません。

施設別 CO2排出量参考資料

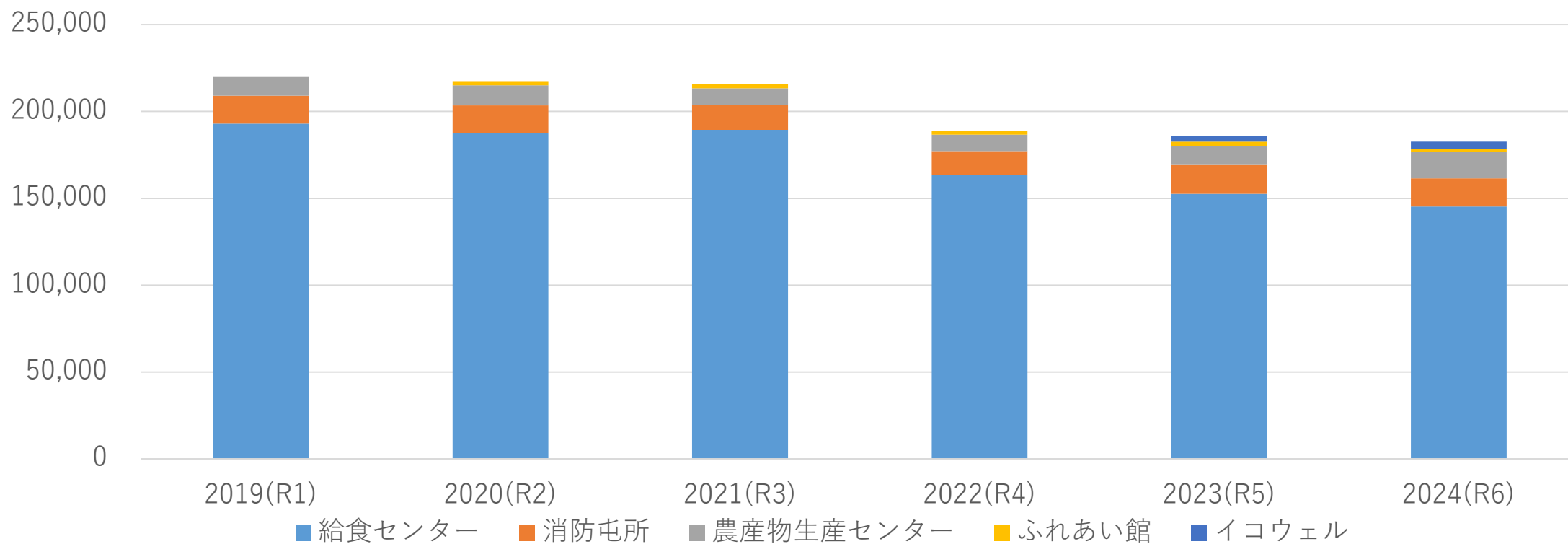
～令和6年度版環境報告書 取りまとめ結果より～

庁舎等 CO2排出量



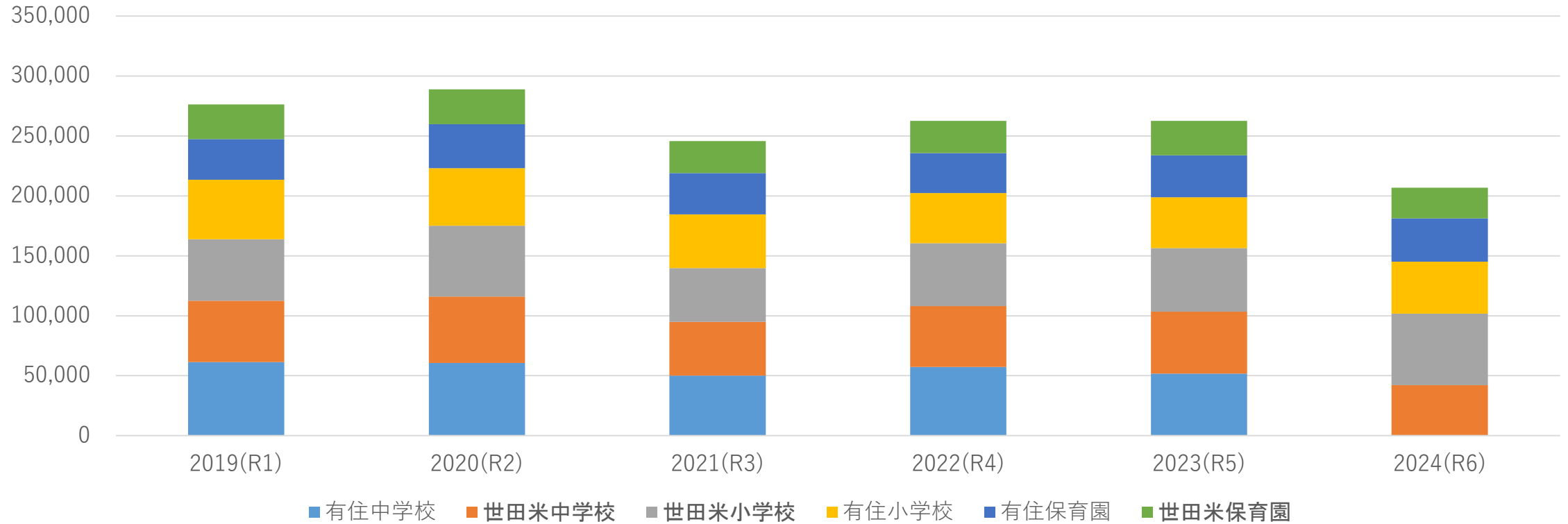
	本庁舎等	2019比	役場周辺施設	2019比	保健福祉センター	2019比	農林会館	2019比	議会	2019比	合計
2019(R1)	143,148	—	93,321	—	8,898	—	12,472	—	1,232	—	259,018
2020(R2)	149,018	4.3%	96,607	3.5%	9,723	9.3%	17,430	39.8%	1,087	▲11.8%	274,093
2021(R3)	156,265	9.2%	102,230	9.5%	12,983	45.9%	14,940	19.8%	1,998	62.2%	288,416
2022(R4)	139,835	▲2.3%	99,712	6.8%	11,001	23.6%	18,476	48.1%	1,933	56.9%	270,957
2023(R5)	144,021	0.6%	101,440	8.7%	10,967	23.3%	17,431	39.8%	2,503	103.2%	276,362
2024(R6)	155,785	8.9%	92,237	▲1.2%	6,970	-21.7%	7,501	▲39.9%	889	▲27.8%	263,383

その他公共施設 CO2排出量



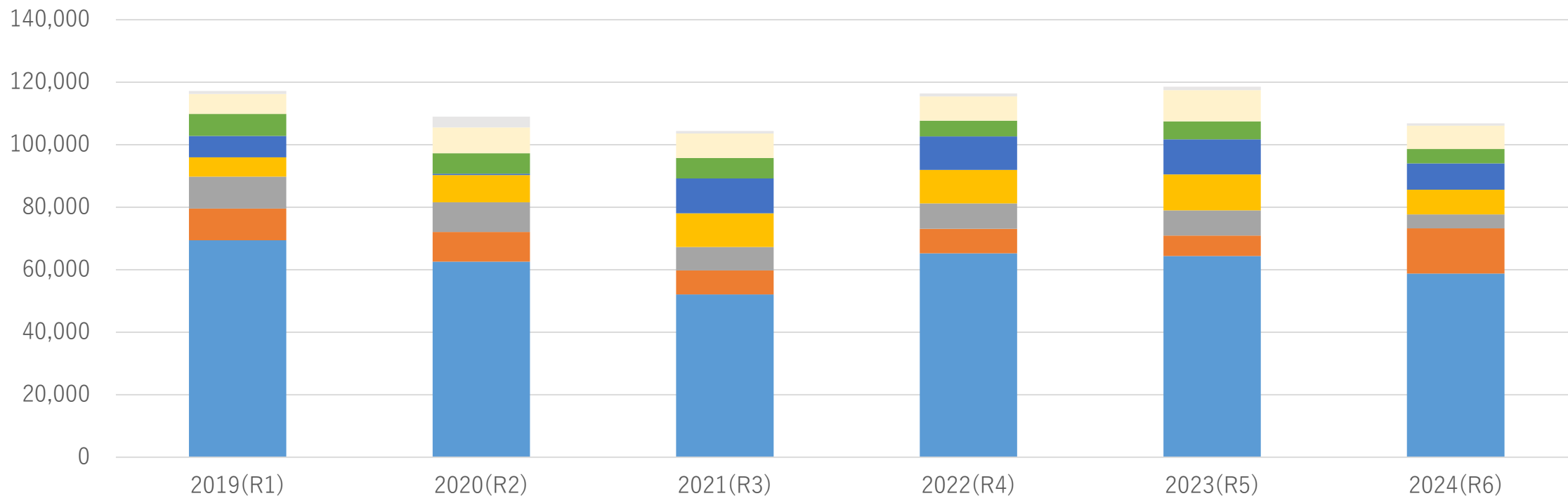
	学校給食センター	2019比	消防屯所	2019比	農産物生産センター	2019比	ふれあい館	2019比	イコウエル	2019比	合計
2019(R1)	192,957	—	16,092	—	10,738	—	0	—	—	—	219,787
2020(R2)	187,595	-2.8%	15,848	-1.5%	11,638	8.4%	2,345	—	—	—	217,426
2021(R3)	189,345	-1.9%	14,234	-11.5%	9,767	-9.0%	2,421	—	—	—	215,767
2022(R4)	163,617	-15.2%	13,518	-16.0%	9,487	-11.7%	2,253	—	—	—	188,875
2023(R5)	152,612	-20.9%	16,537	2.8%	10,902	1.5%	2,584	—	3,000	—	185,635
2024(R6)	145,344	-24.7%	16,160	0.4%	15,181	41.4%	1,825	—	4,093	—	182,603

学校施設 CO2排出量



	有住中学校	2019比	世田米中学校	2019比	世田米小学校	2019比	有住小学校	2019比	有住保育園	2019比	世田米保育園	2019比	合計
(R1)	61,445	—	51,171	—	51,283	—	49,641	—	33,837	—	28,973	—	276,350
(R2)	60,641	-1.3%	55,416	8.3%	59,004	15.1%	47,996	-3.3%	36,713	8.5%	29,120	0.5%	288,890
(R3)	50,008	-18.6%	44,909	-12.2%	44,868	-12.5%	44,868	-9.6%	34,428	1.7%	26,567	-8.3%	245,648
(R4)	57,295	-6.8%	50,800	-0.7%	52,457	2.3%	41,867	-15.7%	33,354	-1.4%	26,850	-7.3%	262,623
(R5)	51,719	-15.8%	51,729	1.1%	52,894	3.1%	42,431	-14.5%	35,068	3.6%	28,787	-0.6%	262,628
(R6)	0	-100.0%	42,045	-17.8%	59,813	16.6%	43,265	-12.8%	36,052	6.5%	25,741	-11.2%	206,916

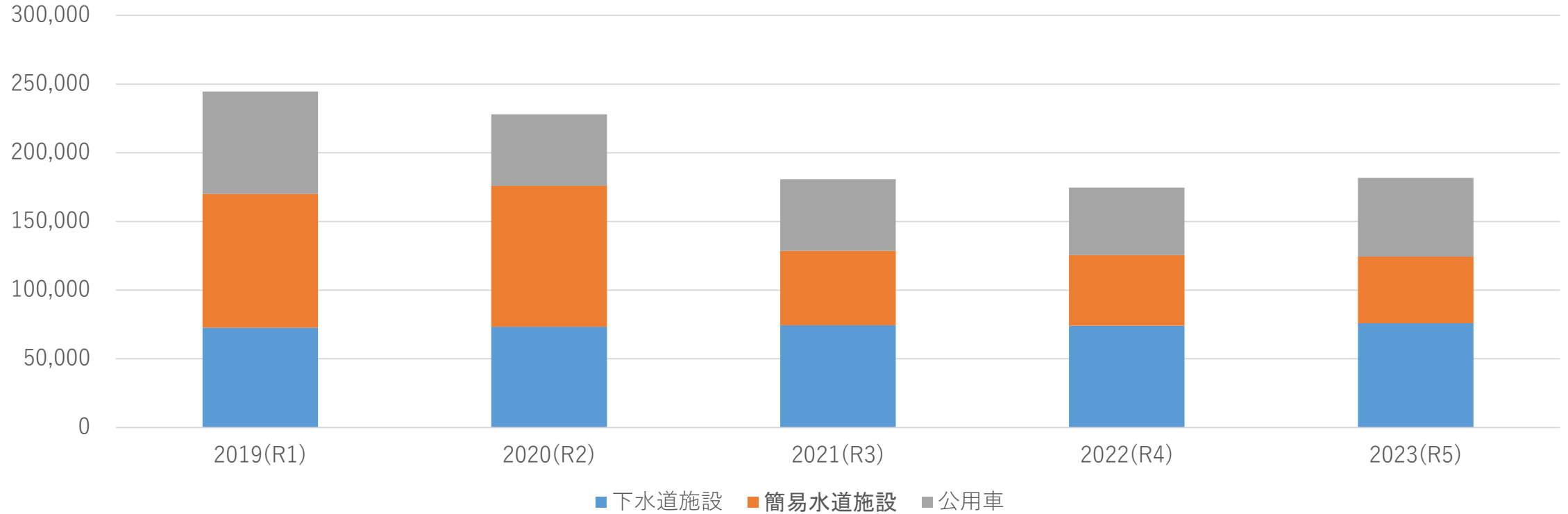
社会教育施設 CO2排出量



■ 生涯スポーツ
 ■ 社会体育館
 ■ 運動公園
 ■ 五葉地区公民館
 ■ 上有住地区公民館
 ■ 下有住地区公民館
 ■ 大股地区公民館
 ■ 民俗資料館

	五葉地区 公民館	2019比	上有住地区 公民館	2019比	下有住地区 公民館	2019比	大股地区 公民館	2019比	民俗資料館	2019比	運動公園	2019比	社会体育館	2019比	生涯スポーツ	2019比	合計
2019(R1)	6,219	—	6,812	—	7,090	—	6,394	—	929	—	10,167	—	10,182	—	69,415	—	117,208
2020(R2)	8,740	40.5%	389	-94.3%	6,590	-7.1%	8,217	28.5%	3,503	277.1%	9,496	-6.6%	9,483	-6.9%	62,615	-9.8%	109,033
2021(R3)	10,784	73.4%	11,142	63.6%	6,502	-8.3%	7,887	23.4%	806	-13.2%	7,497	-26.3%	7,725	-24.1%	52,088	-25.0%	104,431
2022(R4)	10,674	71.6%	10,726	57.5%	5,067	-28.5%	7,730	20.9%	911	-1.9%	8,140	-19.9%	7,838	-23.0%	65,294	-5.9%	116,380
2023(R5)	11,541	85.6%	11,223	64.8%	5,730	-19.2%	9,993	56.3%	1,059	14.0%	8,078	-20.5%	6,522	-35.9%	64,409	-7.2%	118,555
2024(R6)	7,908	27.2%	8,430	23.8%	4,587	-35.3%	7,476	16.9%	738	-20.6%	4,493	-55.8%	14,409	41.5%	58,825	-15.3%	106,865

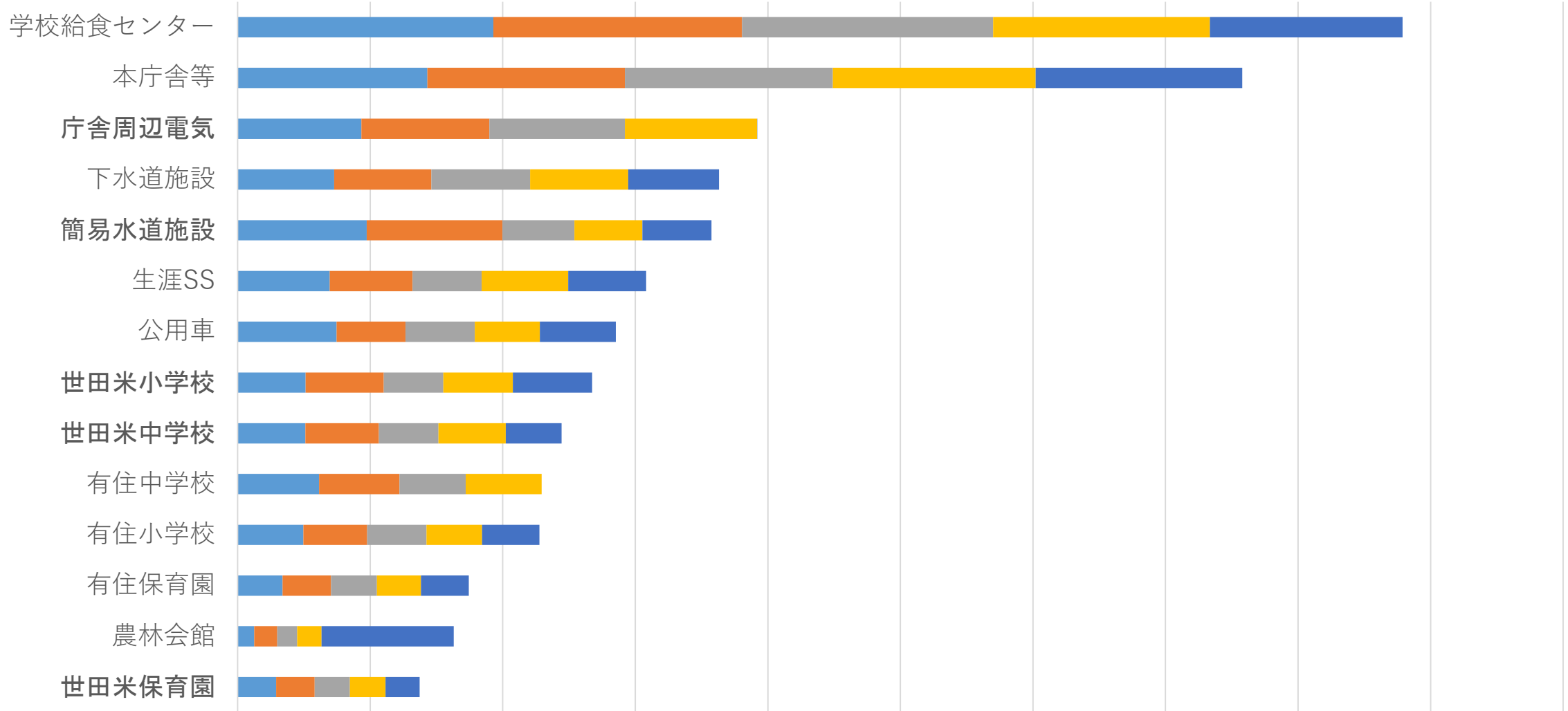
その他 CO2排出量



	下水道施設	2019比	簡易水道施設	2019比	公用車	2019比
2019(R1)	72,766	—	97,299	—	74,599	—
2020(R2)	73,387	0.9%	102,558	5.4%	52,062	-28.5%
2021(R3)	74,441	2.3%	54,130	-44.4%	52,254	-28.2%
2022(R4)	74,099	1.8%	51,400	-47.2%	49,163	-32.4%
2023(R5)	75,960	4.4%	48,406	-50.3%	57,378	-21.1%
2024(R6)	68,466	-5.9%	52,017	-46.5%	57,176	-21.4%

各施設5年間 総CO2排出量 (上位14施設)

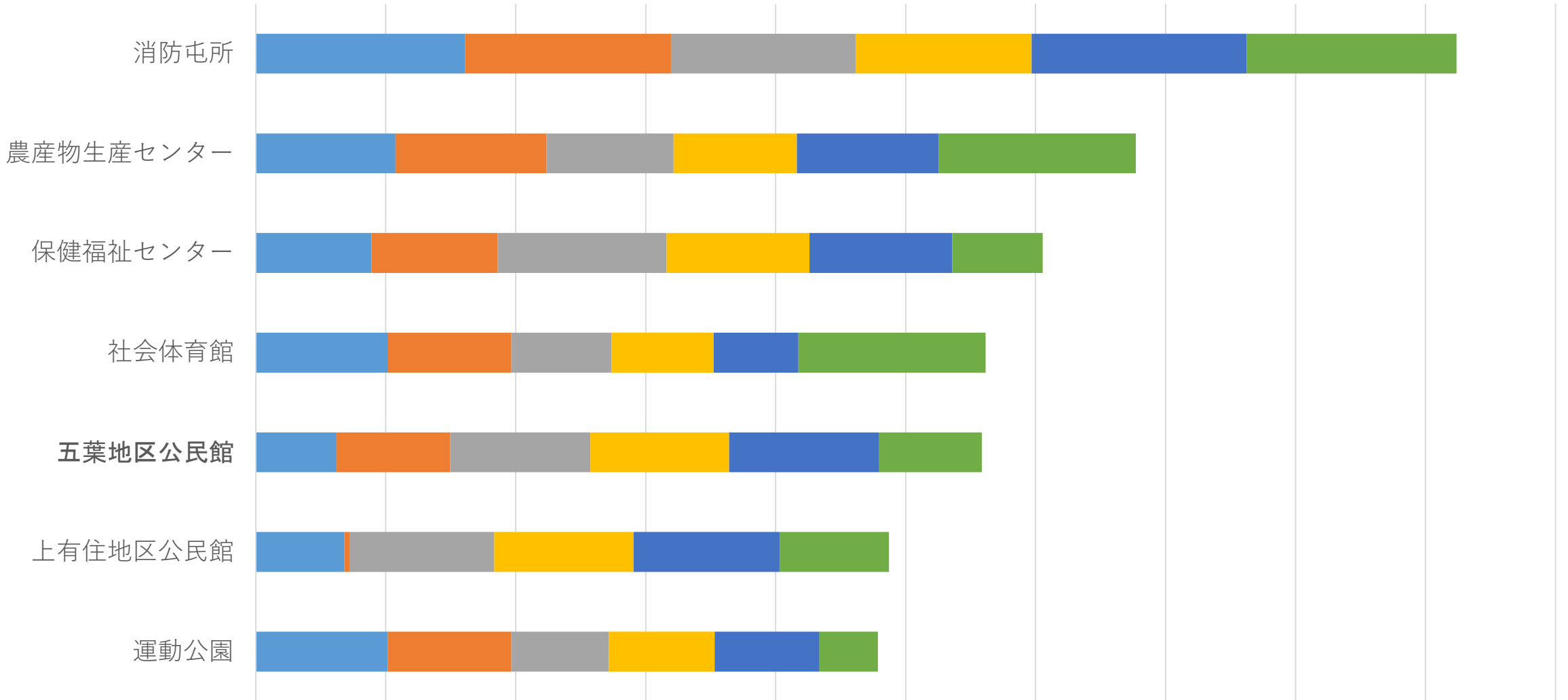
0 100,000 200,000 300,000 400,000 500,000 600,000 700,000 800,000 900,000 1,000,000



■ 2019(R1) ■ 2020(R2) ■ 2021(R3) ■ 2022(R4) ■ 2024(R6)

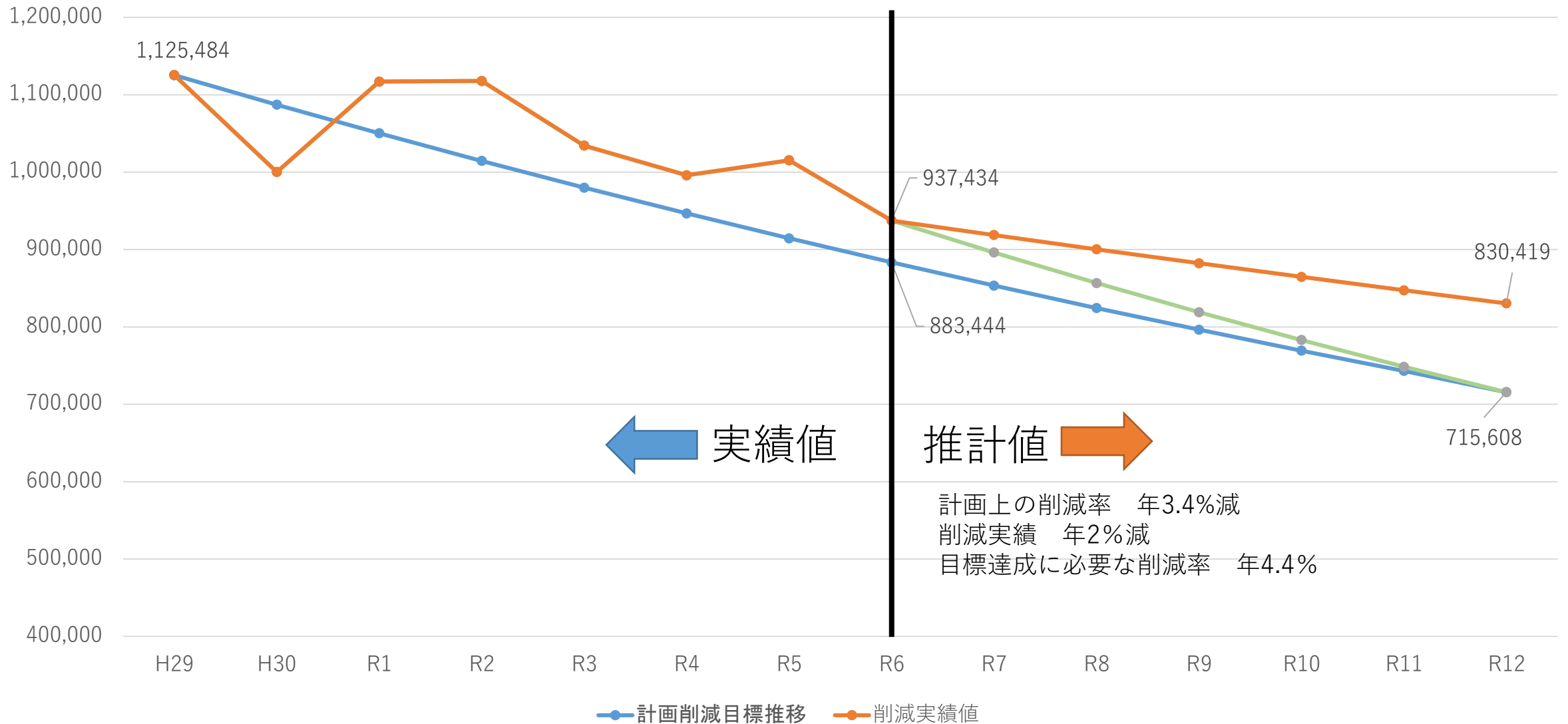
各施設5年間 総CO2排出量 (下位 1 3 施設)

0 10,000 20,000 30,000 40,000 50,000 60,000 70,000 80,000 90,000 100,000



■ 2019(R1) ■ 2020(R2) ■ 2021(R3) ■ 2022(R4) ■ 2023(R5) ■ 2024(R6)

地球温暖化対策実行計画におけるCO2削減量の推移



(補足資料) 個別目標進捗率 60%以下事業の今後の方向性

基本目標		I 自然環境を守る取り組み	II 生活環境を守る取り組み	
個別目標		【森林の保全】	【汚水の適正処理】	
実施事業		町有林の整備	公共下水道への接続促進	合併処理浄化槽の設置促進
(指標)		・植栽実施面積：50ha／5ケ年 ・下刈実施面積：200 ha／5ケ年 ・除間伐実施面積：140ha／5ケ年 ・枝打実施面積：100ha／5ケ年 ・忌避剤散布実施面積：200ha／5ケ年	・下水道接続人口率：91.5% (令和3年度末現在：88.9%)	・浄化槽普及人口率：29.1% (令和3年度末現在：24.5%)
(現状)		・植栽実施面積：20.8ha (42%) ・下刈実施面積：65.9ha (33%) ・除間伐実施面積：102.3ha (73%) ・枝打実施面積：47.0ha (47%) ・忌避剤散布実施面積：21.0ha (11%)	・下水道接続人口率：88.2% (0%)	・浄化槽普及人口率：25.5% (22%)
(今後)		・林業関係者の緊密な連携を図る。 ・森林施業の共同化を図る。	・対象住民に事業内容を周知する。	・設置効果や助成内容を周知する。

基本目標		III 資源循環を創る取り組み	IV 地域環境を守る取り組み	V 特色ある取り組み
個別目標		【ごみの減量化と3R活動の推進】	【環境配慮製品の利用促進】	【森林環境学習の推進】
実施事業		ごみ分別の徹底	グリーン購入及びエコ商品利用の推進	森林環境学習の推進
(指標)		生活系ごみの一人1日当たりごみ排出量を、令和8年度までに10%減量。 (令和3年度実績：613g/日)	・広報・すみたテレビ等における町民への意識啓発(年1回以上)	・各講座参加者 延べ1,500人/5年 ・後継者育成 5人/5年
(現状)		・令和6年度実績 622g/日	・未実施	・各種講座参加者数：延べ433人(88%) ・後継者、ボランティア育成：1人(20%)
(今後)		・ごみの排出量を周知し、ごみ減量に対する理解を深める。	・情報発信による制度の周知と意識啓発をする。	・森のマイスター講座の内容を充実させ、開催周知を実施。 ・森林環境学習指導者の養成。